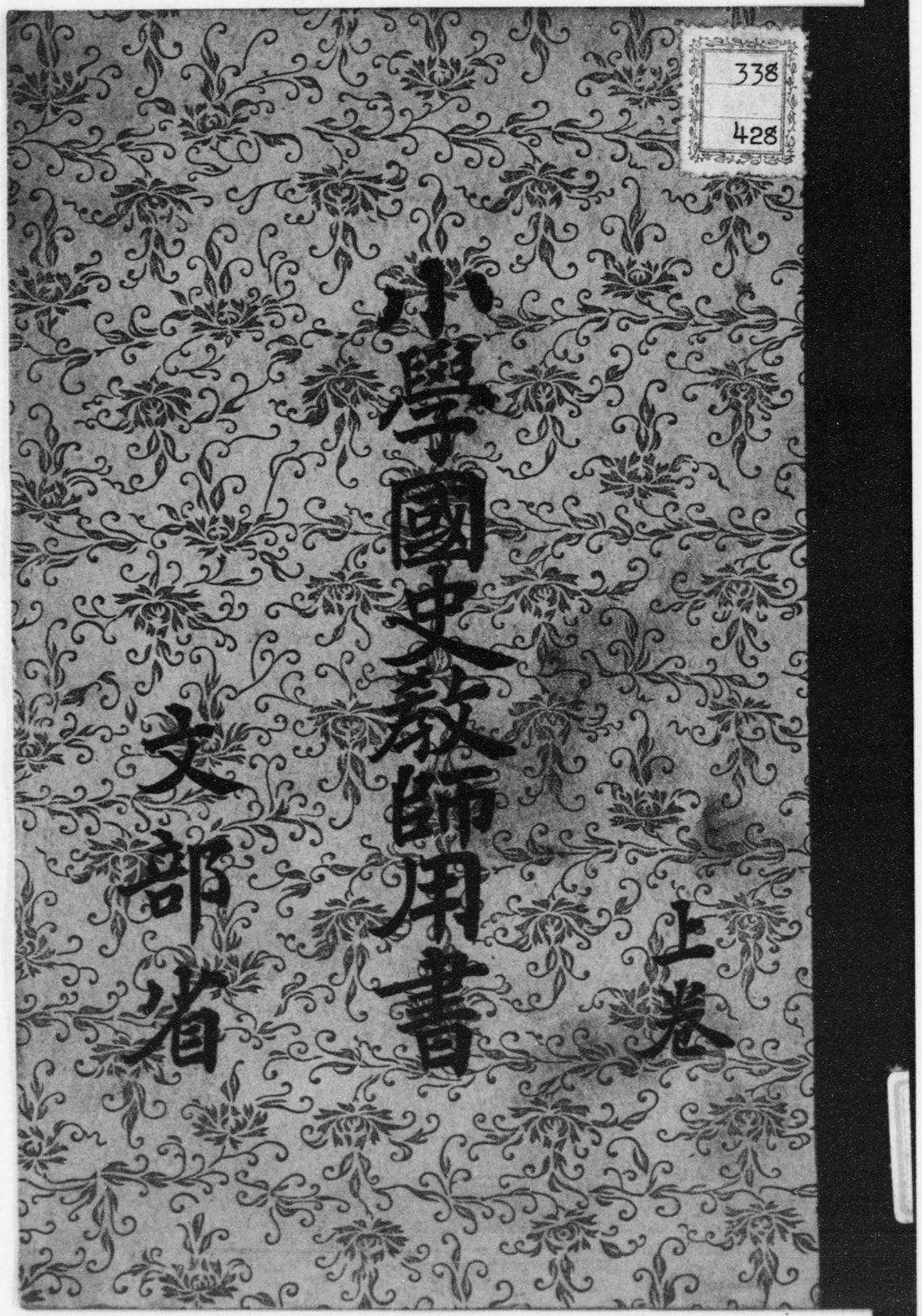

0045409000

0045409-000

特２１６－８０３

小学国史教師用書

文部省・著

大阪書籍

上巻

昭和６

AHF

338
428

小學國史教師用書

上巻

文部省

特216
803

小學國史教師用書

上卷

文部省

凡例

一、本書は、尋常小學國史上下兩卷及び高等小學國史上下兩卷の教師用書として編纂したるものにして、兼ねて師範學校用國史教科書に充てしむ。

一、本書は、國體の特異を明かにして國民性格の培養を期すると共に、各時代の人文を概括的に記述して、小學國史に説くところの事實を綜合大觀せしめ、殊に稍〻詳しく道徳・教育の變遷を叙して徳性の涵養に努めたり。

一、本書は、我が國に關係ある外國の事項及び外來文化の推移等に就いては、稍〻詳しく之を記述して注意を喚起せり。

一、本書は、主要なる小學國史教材の原據を引用して、教師の國史教育に對する信念を確固ならしめ、併はせて師範學校の生徒をして小學國史の教材を研究せしむるの料に供す。

一、本書に挿入せる圖表は、一には本文の理解を助けしめ、一には鄉土研究の資たらしむ。かの上代の帝都及び國府・國分寺の所在地の如き、主として一般の通説に從へりと雖も、總べて其の地を是として、以て他を斥くるの意にあらざるなり。

目　錄

第一　建國の體制……一
第二　國內の統一　上古の社會・政治組織……一三
第三　朝鮮半島との關係　文化の進步……四一
第四　支那との交通　政治の改新……六三
第五　奈良時代の政治・文化……一〇〇
第六　平安時代初期の趨勢……一四一
第七　攝關政治　莊園……一七七
第八　平安時代の文化……一九八
第九　院政　武士の勃興　源平二氏の興亡……二〇一

御略系

天照大神—天忍穗耳尊—天津彦彦火瓊瓊杵尊—彦火火出見尊—彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊—

神武天皇—綏靖天皇—安寧天皇—懿徳天皇—孝昭天皇—孝安天皇—孝霊天皇—孝元天皇—
吉備津彦命

大彦命—武渟川別命

開化天皇—崇神天皇—垂仁天皇—景行天皇—成務天皇

彦坐王—丹波道主命

倭姫命

日本武尊—仲哀天皇—応神天皇—仁徳天皇—菟道稚郎子

稚野毛二派皇子

狭島王—御諸別王

○—彦命—彦城入彦命

○—鍬入姫命

履中天皇—市邊押磐皇子—仁賢天皇—武烈天皇

驩宗天皇

反正天皇

允恭天皇—安康天皇

雄略天皇—清寧天皇

意富富杼王—宇斐王—彦主人王—継体天皇

欽明天皇—宣化天皇—安閑天皇

推古天皇

崇峻天皇

用明天皇—聖徳太子—山背大兄王

舒明天皇

茅渟王

敏達天皇—押坂彦人大兄皇子

天智天皇—持統天皇

施基皇子—光仁天皇—桓武天皇

平城天皇

嵯峨天皇—仁明天皇—文徳天皇—清和天皇

有智子内親王

淳和天皇

葛原親王

光孝天皇—宇多天皇

天武天皇—草壁皇子—元正天皇

舎人親王—淳仁天皇

忍壁親王

文武天皇—聖武天皇—孝謙、稱徳天皇

皇極、齊明天皇

孝徳天皇

陽成天皇

貞純親王

醍醐天皇—朱雀天皇

村上天皇—冷泉天皇

圓融天皇—一條天皇

後朱雀天皇—後一條天皇

後三條天皇—後冷泉天皇

白河天皇—堀河天皇

崇徳天皇—重仁親王

鳥羽天皇

後白河天皇—二條天皇—六條天皇

近衛天皇

以仁王

高倉天皇—守貞親王—後鳥羽天皇

安徳天皇

後堀河天皇—四條天皇

土御門天皇—後嵯峨天皇—後深草天皇—伏見天皇

順徳天皇—仲恭天皇

龜山天皇—後宇多天皇

宗尊親王

惟康親王

久明親王

守邦親王

後伏見天皇

花園天皇

量仁親王(光厳院)

豊仁親王(光明院)

興仁王(崇光院)

彌仁王(後光厳院)

緒仁王(後圓融院)

榮仁親王(伏見宮祖)

貞成親王(伏見宮)

貞常親王(伏見宮)

(十四代略)

後二條天皇

後醍醐天皇

尊良親王

護良親王

宗良親王

恒良親王

成良親王

懐良親王

後村上天皇—長慶天皇

後龜山天皇

後花園天皇—後土御門天皇—後柏原天皇—

後奈良天皇—正親町天皇—誠仁親王—後陽成天皇—

後水尾天皇

明正天皇

後光明天皇

後西天皇

靈元天皇

東山天皇

中御門天皇—

職仁親王(有栖川宮)

直仁親王(閑院宮祖)

(二代略)

後小松天皇—稱光天皇

四〇 天武天皇
草壁皇子
元正天皇
四二 文武天皇
四五 聖武天皇
四六・四八 孝謙、稱德天皇
舎人親王
四七 淳仁天皇
忍壁親王
三五・三七 皇極、齊明天皇
三六 孝德天皇
五七 陽成天皇
貞純親王
六〇 醍醐天皇
六一 朱雀天皇
六二 村上天皇
六三 冷泉天皇
六五 花山天皇
六七 三條天皇
六四 圓融天皇
六六 一條天皇
六八 後一條天皇
六九 後朱雀天皇
七〇 後冷泉天皇
七一 後三條天皇
七二 白河天皇
七三 堀河天皇
七四 鳥羽天皇
七五 崇德天皇
重仁親王
七七 後白河天皇
七六 近衞天皇
七八 二條天皇
七九 六條天皇
以仁王
八〇 高倉天皇
八一 安德天皇
守貞親王
八六 後堀河天皇
八七 四條天皇
八二 後鳥羽天皇
八三 土御門天皇
八八 後嵯峨天皇
八四 順德天皇
八五 仲恭天皇
宗尊親王
惟康親王
八九 後深草天皇
九二 伏見天皇
久明親王
九〇 龜山天皇
九一 後宇多天皇
九三 後伏見天皇
九五 花園天皇
量仁親王（光嚴院）
豐仁親王（光明院）
興仁王（崇光院）
榮仁親王（伏見宮祖）
貞成親王（伏見宮）
一〇二 後花園天皇
一〇三 後土御門天皇
一〇四 後柏原天皇
貞常親王（伏見宮）
（十四代略）
彌仁王（後光嚴院）
緒仁王（後圓融院）
一〇〇 後小松天皇
一〇一 稱光天皇
守邦親王
九四 後二條天皇
九六 後醍醐天皇
尊良親王
護良親王
宗良親王
恒良親王
成良親王
九七 後村上天皇
九八 長慶天皇
九九 後龜山天皇
懷良親王
一〇五 後奈良天皇
一〇六 正親町天皇
誠仁親王
一〇七 後陽成天皇
一〇八 後水尾天皇
一〇九 明正天皇
一一〇 後光明天皇
一一一 後西天皇
一一二 靈元天皇
一一三 東山天皇
一一四 中御門天皇
直仁親王（閑院宮祖）
職仁親王（有栖川宮）
（二代略）
一一五 櫻町天皇
一一六 桃園天皇
一一七 後櫻町天皇
一一八 後桃園天皇
典仁親王（閑院宮）
一一九 光格天皇
一二〇 仁孝天皇
一二一 孝明天皇
一二二 明治天皇
一二三 大正天皇
一二四 今上天皇
雍仁親王（秩父宮）
宣仁親王（高松宮）
崇仁親王
幟仁親王（有栖川宮）
熾仁親王
威仁親王
貞敬親王（伏見宮）
邦家親王（伏見宮）
守脩親王（梨本宮祖）
晃親王（山階宮祖）
菊麿王（山階宮）
武彦王
朝彦親王（久邇宮祖）
邦憲王（賀陽宮）
恒憲王
邦彦王（久邇宮）
朝融王
守正王（梨本宮繼承）
多嘉王
鳩彦王（朝香宮）
稔彦王（東久邇宮）
彰仁親王（初仁和寺宮嘉彰親王次に東伏見宮後に小松宮）
能久親王（北白川宮繼承）
恒久王（竹田宮祖）
恒德王
成久王（北白川宮）
永久王
智成親王（北白川宮祖）
貞愛親王（伏見宮）
博恭王
載仁親王（閑院宮繼承）
依仁親王（東伏見宮）

小學國史教師用書 上卷

第一　建國の體制

諾冉二尊の大八洲經營

遠く神代に於て、伊弉諾尊・伊弉冉尊の二神はじめて淡路・四國・隱岐・九州・壹岐・對馬・佐渡・本州の大八洲國を經營したまふ。また諸神を生みたまひて、この國土の山海草木に至るまで、それ〳〵これを分掌せしめたまへり。

天照大神の御盛德

二神の間に生れさせたまへる天照大神は、素より天下に君たるべき御方と定まりたまふ。大神は保食神と共に御意を生民の上に注がせられ、水陸の田を分ちて稻・粟・稗などの五穀を植ゑしめ、また養蠶・紡織の道を授けたまひたれば、萬民ひとしくその御恩澤に浴せざるはなし。かくて御盛德の赫奕として周きこと、恰も太陽の天上に輝き渡りてひろく宇宙を照し、萬物これによりてその生育を遂ぐるが如

くなりき。

天照大神の御盛德　伊弉諾尊伊弉冉尊共議曰、吾已生大八洲國及山川草木、何不生天下之主者歟。於是共生日神、號大日孁貴。大日孁貴此云於保比屢咩能武智。孁音力丁反。一書云天照大神。一書云天照大日孁尊。此子光華明彩照徹於六合之內。于時天照大神喜之曰、是物者則顯見蒼生可食而活之也、乃以粟・稗・麥・豆爲陸田種子、以稻爲水田種子。又因定天邑君、卽以其稻種始殖于天狹田及長田。其秋垂穎八握莫莫然甚快也。又口裏含蠒、便得抽絲。自此始有養蠶之道焉。

【日本書紀卷一】

然るに大神の御弟素戔嗚尊は、强勇にまかせて、大神の農耕を妨げ、新嘗の宮殿を汚したまふなど、頗るあら〳〵しき御振舞ありしも、大神の寛洪海の如く、少しもこれを咎めたまはざりき。されど大神が祖神に奉るべき御衣を織らしめたまふ時、尊はその機殿をさへ汚したまふに及びて、大神は遂に堪へかねて天石屋に籠りたまふ。こゝに於て八百萬の神々、天安河原に會して相議し、石凝姥命をして八咫鏡

神樂

を鑄造せしめ、玉祖命をして八尺瓊曲玉を作らしめ。これを青白の和幣と共に榊の枝に掛けて、太玉命これを捧げ、天兒屋根命祝詞を讀みあげ、天鈿女命石戸の前に神樂を奏して、大神を迎へ出したてまつりぬ。

天照大神天石屋に籠りたまふ　爾速須佐之男命……離天照大御神之營田之阿、此阿字以音埋其溝、亦其於聞看大嘗之殿屎麻理此二字以音散。故雖然爲天照大御神者、登

賀米受而告、如レ屎醉而吐散登許曾以レ音三字我那勢之命爲レ如レ此、又離二田之阿一埋レ溝者、地矣阿多良斯登許曾自レ阿以下七字以レ音我那勢之命爲レ如レ此登以レ音一字詔雖レ直猶其惡態不レ止而轉。天照大御神坐二忌服屋一而令レ織二神御衣一之時、穿二其服屋之頂一逆剝二天斑馬一剝而所レ墮入時、天衣織女見驚而……死。故於是天照大御神見畏、閇二天石屋戸一而刺許母理此三字以レ音坐也。【古事記上卷】

天照大神天石屋を出でたまふ

是以、八百萬神於二天安之河原一神集集而訓集云二高都度比一御產巢日神之子思金神令レ思訓レ金云二而、集常世長鳴鳥一令レ鳴而、取二天安河之河上之天堅石一、取二天金山之鐵一而、求二鍛人一天津麻羅而麻羅二字以レ音科伊斯許理度賣命自伊下六字以レ令レ作レ鏡、科二玉祖命一令レ作二八尺勾璁之五百津之御須麻流之珠一而、召二天兒屋命一、布刀玉命布刀二字以レ音、以下效レ此而、內二拔天香山之眞男鹿之肩一拔而、取二天香山之天波波迦一此三字以レ音、木名而、令二占合一麻迦那波二而自レ麻下四字以レ音天香山之五百津眞賢木矣根許士爾許士二而自レ許下五字以レ音於二上枝一取著八尺勾璁之五百津之御須麻流之玉一於二中枝一取繫、八尺鏡訓レ尺云レ多於下枝取二垂白丹寸手一、青丹寸手而訓レ垂云二此種種物一者布刀玉命布刀御幣登取持而、天兒屋命布刀詔戸言禱白而、天手力男神隱立戸掖而、天宇受賣命手次繫二天香山之天之日影一而、爲レ鬘二天之眞拆一、手草結、天香山之小竹葉一而訓二小竹一於二天之石屋戸一伏汗氣此二字以レ音而蹈登杼呂許志此五字以レ音……爾高天原動而、八百萬神共咲。於是天照大御神以二爲怪一、細開二天石屋戸一而、內告者、因二吾隱坐一而、以爲天原自闇、亦葦原中國皆闇矣、何由以天宇受賣者爲レ樂、亦八百萬神諸咲。爾天宇受賣白言、益汝命而貴神坐故、歡喜咲樂。如此言之間、天兒屋命、布刀玉命指出其鏡、示奉天照大御神一之時、天照大御神逾思奇而、稍自レ戸出而臨坐之時、其所隱立之天手力男神、取二其御手一引出。【古事記上卷】

素戔嗚尊は、諸神に罰せられて出雲に降り、その地方を平げたまひて天叢雲劍を得、これを天照大神に奉らる。またその御子五十猛命と共にはかりて、樟・杉・檜の類を諸方に播殖せしめ、舟を造りてしばしば朝鮮半島に往來したまへり。尊の御子大國主命は少彦名命と力を合はせて、更に國土を開拓し、醫藥の方、禁厭の法などを定めて、國民を愛撫し、大いに勢威を張りぬ。天日槍も、その風を慕ひて半島の地より我が國に歸化せりといふ。

素戔嗚尊大蛇を斬りたまふ

素戔嗚尊自レ天而降二到於出雲國簸之川上一時聞二川上

諸手船

有ニ啼哭之聲一。故尋レ聲覓往者有ニ一老公與ニ老婆一、中間置ニ一少女一撫而哭之。素戔嗚尊問曰、汝等誰也、何爲哭之如ニ此耶一。對曰、吾是國神、號脚摩乳、我妻號手摩乳、此童女是吾兒也、號奇稻田姬。所ニ以哭一者、往時吾兒有ニ八箇少女一、每レ年爲ニ八岐大蛇所一レ呑、今此少童且臨レ被レ呑、無ニ由脫一レ免、故以哀傷。素戔嗚尊勅曰、若然者汝當以レ女奉レ吾耶。對曰隨レ勅奉矣。故素戔嗚尊立化ニ奇稻田姬一爲ニ湯津爪櫛一、而插ニ於御髻一、乃使ニ脚摩乳・手摩乳一釀ニ八醞酒一、并作ニ假廬一、佐受枳一、各置ニ一口槽一而盛レ酒以待之也。至期果有ニ大蛇一、頭尾各有ニ八岐一、眼如ニ赤酸醬一、赤酸醬此云ニ阿箇箇鵄知一。松栢生ニ於背上一而蔓ニ延於八丘八谷之間一、及

大國主命の國土奉獻

至得レ酒、頭各一槽飲醉而睡。時素戔嗚尊乃拔ニ所帶十握劍一、寸斬ニ其蛇一。至ニ尾劍刃少缺一。故割裂其尾一視之、中有ニ一劍一、此所レ謂草薙劍也、草薙劍、此云ニ倶娑那伎一。蓋大蛇所居之上常有ニ雲氣一、故以レ素戔嗚尊所レ居之上常有ニ雲氣一故レ名ニ雲劍一。都留伎一書曰、本名天蠅斫劍。蓋大蛇所レ呑人多矣、故其氣毒、不レ可ニ近觸一、至ニ日本武皇子一改レ名ニ草薙劍一。

【日本書紀卷一】

大國主神の國土經營　大國主神、亦名大物主神、亦號ニ國作大己貴命一、亦曰ニ葦原醜男一、亦曰ニ八千戈神一、亦曰ニ大國玉神一、亦曰ニ顯國玉神一。其子凡有ニ一百八十一神一。夫大己貴命與ニ少彦名命一、戮レ力一レ心經ニ營天下一、復爲ニ顯見蒼生及畜產一則定ニ其療レ病之方一、又爲ニ攘ニ鳥獸昆虫之災異一則定ニ其禁厭之法一。是以百姓至ニ今咸蒙ニ恩賴一。

【日本書紀卷一】

天日槍の來朝　粒丘。所ニ以號ニ粒丘一者、天日槍命從ニ韓國一度來到ニ於宇頭川底一而乞レ宿處於葦原志擧乎命一曰、汝爲ニ國主一欲レ得ニ吾所一レ宿之處一、志擧乎卽許ニ海中一。爾時客神以レ劍攪ニ海水一而宿之。主神卽畏ニ客神之盛行一而先欲レ占レ國、巡上到ニ於粒丘一而喰之。於レ此自レ口落レ粒、故號ニ粒丘一。

【播磨風土記】

時に天照大神は、わが國を永く皇孫統治の下に置かんとて、諸神と謀りて經津主命・武甕槌命らを出雲に遣はして、その御旨を諭さしめた

まふ。大國主命は御子事代主命と共に、よく大義を辨へたれば、直ちにその命を奉じ、おのが經營せる國土を悉く奉りて、みづから杵築に退隱したまへり。大神よりてその大功を賞し、宏壯なる宮殿を建て、大國主命をこゝに居らしめて、これを優遇したまへり。この宮殿儼然として古制の樣式を存し、こゝに命をまつりて、上下の崇敬今にかはらず、これすなはち出雲大社なり。

大國主命の國土奉獻　大己貴神對曰、當問我子、然後將報。是時其子事代主神遊行在於出雲國三穗（三穗、此云美保）之碕、以釣魚爲樂。或曰、遊鳥爲樂。故以熊野諸手船（亦名天鳩船）載使者稻背脛遣之、而致高皇產靈勅於事代主神、且問將報之辭。時事代主神謂使者曰、今天神有此借問之勅、我父宜當奉避、吾亦不可違。因於海中造八重蒼柴籬（柴、此云府璽）蹈船枻（船枻、此云浮那能倍）而避之。使者既還報命。故大己貴神便以其子之辭白於二神曰、我怙之子既避去矣。故吾亦當避、如吾防禦者國內諸神必當同禦、今我奉避誰復敢有不順者、乃以平國時所杖之廣矛授二神曰、吾以此矛卒有治功、天孫若用此矛治國者、必當平安。今我當於百不足之八十隈隱去矣。（隈、此云矩磨湼）言訖遂隱。【日本書紀卷二】

神器の授與神勅の下賜

大國主命の國土を獻上するや、大神すなはち皇孫瓊瓊杵尊をこの國に君臨せしめたまはんとし、八坂瓊曲玉・八咫鏡・天叢雲劍の三種の神器を授けて、莊重無比の神勅を下したまふ。萬世一系天壤無窮の皇運はこゝにはじまり、世界に比類なきわが大日本帝國の基礎は實にこゝに定まりぬ。

天壤無窮の神勅を賜ふ　天照大神乃賜天津彥彥火瓊瓊杵尊八坂瓊曲玉及八咫鏡・草薙劍三種寶物、又以中臣上祖天兒屋命・忌部上祖太玉命・猿女上祖天鈿女命・鏡作上祖石凝姥命・玉作上祖玉屋命凡五部神使配侍焉。因勅皇孫曰、豐葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫就而治焉、行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣。【日本書紀卷二】

皇孫の降臨

こゝに於て皇孫は、三種の神器を奉じ、天兒屋根命・太玉命・天鈿女命・石凝姥命・玉祖命の五部の神を從へ、天忍日命・天久米命の武神を前驅として日向に降りたまふ。これより御三代の間は、この地におはしま

皇室の仁慈

國民の忠誠

してわが帝國を治めたまひしが、第一代神武天皇が神勅の御旨を奉じて帝業を恢め、大和の橿原宮にはじめて卽位の禮を擧げたまひしより、萬世一系の天皇は代々三種の神器を皇位の御しるしとして連綿と榮えまし、列聖絕えず仁政を垂れて國民を愛撫したまふこと、かしこくも慈母の赤子に於けるが如し。

この尊嚴なる皇室を戴けるわが國民は、おほむね皇孫に從ひて降り來れる五部の神をはじめ、諸神の後(神別)なるか、又は神武天皇以來歷代の皇胤より出でたるもの(皇別)なり。この他支那・朝鮮などより歸化せるものの子孫(蕃別)、または太古よりわが國にありし熊襲・蝦夷などの異種族もあれど、はやくもわが國民と同化して、その間少しも區別を存することなく、相共に皇室を中心として忠誠を致し、以て今日の盛世を成せり。

田道間守の忠誠　田道間守於是泣悲歎之曰、受命於天朝遠往絕域萬里蹈浪遙度弱水。是常世國則神仙祕區、俗非所臻、是以往來之間自經十年、豈期獨凌峻瀾更向本土乎。然賴聖帝之神靈僅得還來。今天皇〇垂仁天皇既崩不得復命、臣雖生之、亦何益矣。乃向天皇之陵、叫哭而自死之。羣臣聞皆流涙也。【日本書紀卷六】

國體の尊嚴

調伊企儺夫妻の忠烈　同時所虜調吉士伊企儺、爲人勇烈、終不降服。新羅鬪將拔刀欲斬、逼而脫褌、追令以尻臀向日本大號叫叫咷也曰日本將齧我臗脽。卽號叫曰、新羅王啗我臗脽、雖被苦逼、尙如前叫。由是見殺……其妻大葉子亦竝見禽、愴然而歌曰、柯羅俱爾能、基能陪儞陀致底、於譜磨故幡、比例甫囉須母、耶魔等陛武岐底。【日本書紀卷十九】

かくてわが建國の悠久なること既に萬國に秀で、爾來星霜を積むことこゝに數千載、皇室と國民との由來するところ頗る古く、その情誼は實に一大家族の如し。しかも君臣本末の關係は毫も紊るゝことなく、萬古不易の國體は微動だにせず、これを諸外國の歷史に顧みて、諸外國が多く國民ありて後に君主を選び、また革命しば〳〵起りて

簒奪を事とし、今や建國當初の國體を保つもの殆どこれなきに比し、ます〳〵わが國體の宇内に卓絶する所以を覺らん。北畠親房嘗て神皇正統記を著し、優秀なるわが國體を頌していはく、「大日本は神國なり、(中略)日神長く統を傳へたまふ。我國のみ此事あり、異朝にはその類なし。」と。國民よくこの國體の尊嚴なる所以を體して、いよ〳〵忠勤を勵み、國家の愛護に努めざるべからず。

第二　國内の統一

上古の社會・政治組織

瓊瓊杵尊日向に降りたまひてより、御三代の間は、常にこの地方にましましければ、遼遠の地、未だ皇化に霑はず、まゝ騒擾を極めたりき。こゝに於て神武天皇は、中央なる大和平野の地に移りて、ひろく天下の人民を愛撫し、神勅の御旨を完うせんと思召し、皇兄五瀬命などと謀りて東征の途に就きたまへり。天皇日向を發して瀬戸内海を航

したまひ、行く〳〵行宮を建ててその地方を平げ、遂に浪速に着きて大和に入らんとしたまふ。時に鳥見の酋長長髓彦なるもの、饒速日命を推戴して皇軍に抗したれば、五瀬命これがために傷つき、間もなく薨じたまへり。天皇は道を轉じて紀伊より入らんとし、道臣命(天忍日命の後)・大久米命(天久米命の後)を先鋒とし、峻嶺をよぢ深谷を渡りて進みたまひしが、あるひは天祐により反抗するものを破り、あるひは軍歌を以て士氣を勵まし、遂に長髓彦を誅し饒速日命を歸順せしめ、その他降れるものは悉くこれを懐柔して、全く大和地方を平定したまへり。

神武天皇東征の勅　昔我天神高皇産靈尊・大日靈尊、擧二此豐葦原瑞穗國一而授二我天祖彦火瓊瓊杵尊一。於是火瓊瓊杵尊、闢二天開一披二雲路一駈二山蹄一以戻止。是時運屬二鴻荒一、時鍾二草昧一。故蒙以養正、治二此西偏一。皇祖皇考乃神乃聖、積慶重暉、多歷年所、自二天祖降跡一以逮于今一百七十九萬二千四百七十餘歲。而遼邈之地、猶未霑於王澤一、遂使二邑有君村有長一各自分疆、用相凌躒。抑又聞二於鹽土老翁一曰、東有二美地一、青山四周、其中亦有下乘二天磐船一飛降者上。余謂、彼地必當レ足下以恢二弘

天業」光宅天下、蓋六合之中心乎、厥飛降者、謂是饒速日歟、何不就而都」之乎。

【日本書紀卷三】

神武天皇大和に向ひたまふ　卽自日向發、幸行筑紫、故到豐國宇沙之時、其土人、名宇沙都比古・宇沙都比賣、此十字以音　二人、作足一騰宮而獻大御饗。自其地遷移而於竺紫之岡田宮一年坐。亦從其國上幸而於阿岐國之多祁理宮七年坐。自多下三字以音亦從其國遷上幸而於吉備之高嶋宮八年坐。……故從其國上行之時、經浪速之渡」而泊青雲之白肩津。【古事記中卷】

【日本書紀卷三】

八咫烏の嚮導　既而皇師欲趣中洲、而山中嶮絶、無復可行之路。乃棲遑不知其所跋涉。時夜夢天照大神訓于天皇曰、朕今遣頭八咫烏、宜以爲鄕導者。果有頭八咫烏自空翔降、天皇曰、此烏之來、自叶祥夢、大哉赫矣、我皇祖天照大神、欲以助成基業乎。是時大伴氏之遠祖日臣命、○後の道臣命　帥大來目督將元戎、蹈山啓行、乃尋烏所向、仰視而追之。遂達于菟田下縣、因號其所至之處曰菟田穿邑」

【日本書紀卷三】

金鵄の靈祐　皇師遂擊長髓彥、連戰不能取勝、時忽然天陰而雨冰、乃有金色靈鵄、飛來止于皇弓弭。其鵄光曄煜狀如流電」。由是長髓彥軍卒皆迷眩、不復力戰」。【日

橿原奠都

紀元節

軍歌　故明レ將打二其土雲之一歌曰、意佐加能、意富牟盧夜爾、比登佐波爾、岐伊理袁理、宇知弖斯夜麻牟、美都美都斯、久米能古賀、久夫都都伊、伊斯都都伊母知、多婆余良斯。如レ此歌而拔レ刀、一時打殺也。【古事記中卷】

大和地方既に平定せしかば、天皇畝傍山の東南橿原の地を相して帝都と定め、宮殿をこゝに營みて、辛酉の年正月朔日、莊嚴なる儀式を以て卽位の禮を擧げたまふ。この時事代主命の御女五十鈴媛命を立てて皇后となしたまへり。近く明治五年、この御卽位の年を紀元元年と定め、ついで御卽位の日を太陽曆に換算して二月十一日に當て、これを紀元節と名づけて祝日となせり。かくの如く第一代天皇卽位の年を以て帝國の紀元を立て、萬古かはりなきは獨りわが國のみにして、しかも西洋の紀元に先だつこと六百六十年、また以てその淵源の悠久なるを知るべし。

橿原奠都の勅　自レ我東征、於茲六年矣。賴以二皇天之威一、凶徒就レ戮、雖二邊土未一レ淸、

餘妖尚梗、而中洲之地、無復風塵、誠宜恢廓皇都、規摹大壯、而今運屬此屯蒙、民心朴素、巢棲穴住、習俗惟常。夫大人立制、義必隨時、苟有利民、何妨聖造、且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎮元元、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎。觀夫畝傍山（畝傍山、此云宇禰縻夜摩）東南橿原地者、蓋國之墺區乎、可治之。【日本書紀卷三】

奠都と即位禮　妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、仍令天富命（太玉命之孫）攣手置帆負・彥狹知二神之孫、以齋斧・齋鉏、始採山材、搆立正殿。所謂底都磐根宮柱（布都之利）立高天乃原爾搏風高（之利天）御戶排豆皇孫命乃美豆乃御殿乎造奉仕也。……日臣命帥來目部衛護宮門、掌其開闔。饒速日命帥內物部造脩矛盾。其物既脩、天富命攣諸齋部、捧持天璽鏡劍、奉安正殿、幷懸瓊玉、陳其幣物、殿祭祝詞（其祝詞文在於別卷）次祭宮門（其祝詞亦在於別卷）然後物部乃立矛盾、大伴・來目建仗、開門、令朝四方之國、以觀天位之貴。【古語拾遺】

紀元の制定　明治五年十一月十五日　太政官布告第三百四十二號

今般太陽曆御頒行　神武天皇御即位ヲ以テ紀元ト被定候ニ付其旨ヲ被爲告候爲メ來ル廿五日　御祭典被執行候事　但當日服者參　朝可憚事

政治の整備と產業の奬勵

かくて天皇は大いに論功行賞を遂げたまひ、朝官には、天種子命（天兒屋根命の孫、中臣氏の祖）と天富命（太玉命の孫、齋部氏の祖）とに祭祀を掌らしめ、道臣命（大伴氏の祖）と大久米命（久米氏の祖）とをして各兵を率ゐて宮門を警めしめ、なほ饒速日命の子可美眞手命（物部氏の祖）を近衞の將として殿內を衞らしめたまふ。また地方には、勳功ありしものを國造・縣主に任じて、各政務を行はしめたまへり。天皇また御心を殖產の上に留めたまひ、楮・麻などを阿波・安房・總の諸國に植ゑしめて、產業を勵ましたまひしなど、御功業全く成りて遂に崩じたまひぬ。すなはちこの日を推步して太陽曆の四月三日に當て、明治六年はじめて神武天皇祭日と定む。

神武天皇祭　明治六年七月二十日　太政官布告第二百五十八號（抄出）

一一月一日ヨリ一ヶ年諸御祭日御祝日等ハ來七年甲戌曆面ニ揭載追テ頒行可致事

神武天皇　七十六年丙子（崩日）春三月十一日　四月三日（祭日）

四道將軍の派遣と稅法の制定

わが帝國の基は、神武天皇に至りていよ〳〵固くなりしが、當時皇威の及ぶ範圍なほ狹かりしかば、第十代崇神天皇は御祖宗建國の御遺志を繼ぎて、ひろく敎化を海內に布かんと思召し、四道將軍を諸方に派遣して皇命を諭さしめ、なほ頑冥にして命を奉ぜざるものは、已むなくこれを討平げしめたまふ。これより將軍の子孫各〻その地方を治めて、天下靜謐におもむきしが、國內やうやく多端になり行きしを以て、はじめて庶民の數を調査して稅法を定め、男女にそれ〴〵調役を課しぬ。

四道將軍の派遣　十年○崇神天皇　秋七月丙戌朔己酉詔二群卿一曰、導レ民之本在二於敎化一也、今既禮二神祇一、災害皆耗。然遠荒人等、猶不レ受二正朔一、是未レ習二王化一耳。其選二群卿一遣二于四方一、令レ知二朕憲一。九月丙戌朔甲午、以二大彥命一遣二北陸一、武淳川別遣二東海一、吉備津彥遣二西道一、丹波道主命遣二丹波一。因以詔之曰、若有レ不レ受レ敎者、乃擧レ兵伐之。既而共授二印綬一爲二將軍一。【日本書紀卷五】

始めて調役を課す　十二年○崇神天皇　秋九月甲辰朔己丑、始校二人民一、更科二調役一。此謂二男之弭調一、女之手末調一也。是以天神地祇共和享、而風雨順レ時、百穀用成、家給人足、天下大平矣。故稱二謂御肇國天皇一也。【日本書紀卷五】

日本武尊の西征東伐

こゝに於て皇威頗る揚りしも、なほ東西の邊陬に占居せる熊襲・蝦夷の種族は、强暴にしてしば〳〵朝命に逆へり。よりて第十二代景行天皇は、智勇絕倫なる日本武尊をしてこれを平げしめたまふ。尊は金枝玉葉の尊き御身を以て、西征東伐殆ど寧日なく、具に辛酸を嘗めたまひしが、その妃弟橘媛は、ために海中に御身を投じたまひ、尊もいたく心身を勞して、かしこくも陣中に薨去したまへり。かくて尊の御功績により、邊民に至るまで周く皇化に浴して、擧國太平を謳歌するに至りぬ。

日本武尊川上梟帥を誅したまふ　二十七年○景行天皇　十二月到二於熊襲國一、因以伺二其消息及地形之嶮易一。時熊襲有二魁帥一者、名取石鹿矢、亦曰川上梟帥。悉集二親族一而欲レ宴。於是日本武尊解レ髮作二童女姿一、以密伺二川上梟帥之宴時一、仍劒佩二裙裏一、入二

於川上梟帥之宴室居女人之中。川上梟帥感其童女容姿、則携手同席、擧坏令飲而戯弄。于時也更深人闌、川上梟帥且被酒。於是日本武尊抽腰中之劒刺川上梟帥之胸。未及之死、川上梟帥叩頭曰、且待之、吾有所言。時日本武尊留劒待之。川上梟帥啓之曰、汝尊誰人也。對曰、吾是大足彦天皇〇景行天皇之子也、名日本童男也。川上梟帥亦啓之曰、吾是國中之强力者也。是以當時諸人、不勝我之威力而無不從者、吾多遇武力矣、未有若皇子者。是以賤賊陋口以奉尊號若聽乎。曰聽之。卽啓曰、自今以後號皇子應稱日本武皇子。言訖、乃通胸而殺之。故至于今稱曰日本武尊、是其緣也。【日本書紀卷七】

日本武尊東征の途に就きたまふ

日本武尊……再拜奏之曰、嘗西征之年、賴皇靈之威、提三尺劒、擊熊襲國、未經浹辰、賊首伏罪。今亦賴神祇之靈、借天皇之威、往臨其境、示以德教、猶有不服之、擧兵擊、仍重再拜之。【日本書紀卷七】

弟橘媛命海に入りたまふ

自其入幸渡走水海之時、其渡神興浪廻船、不得進渡。爾其后名弟橘比賣命白之、妾易御子而入海中。御子者所遣之政遂應覆奏、將入海時、以菅疊八重、皮疊八重、絁疊八重、敷于波上而下坐其上。於是其暴浪自伏、御船得進。爾其后歌曰、佐泥佐斯、佐賀牟能袁怒邇毛由流肥能本那迦邇

上代要地

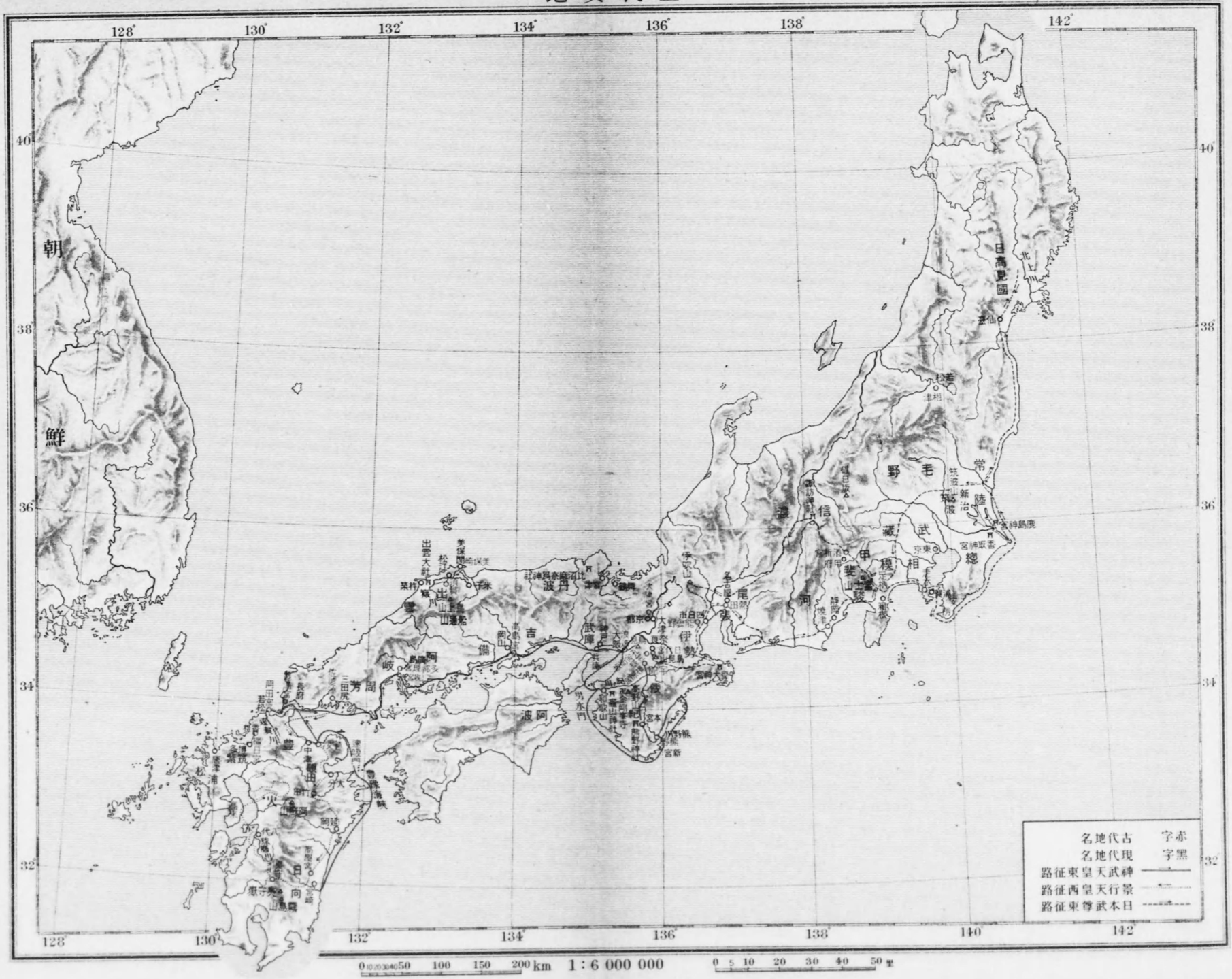

朝鮮
日高見國
北上川
常陸
毛野
信濃
武藏
相模
甲斐
總
尾張
伊勢
吉備
阿波
周芳
岐
豐
日向
名地代古 字赤
名地代現 字黑
路征東皇天武神
路征西皇天行景
路征東尊武本日
0 10 20 30 40 50 100 150 200 km 1:6 000 000
0 5 10 20 30 40 50 里

多知豆、斗比斯岐美波母。【古事記中卷】

日本武尊老人と歌をよみかはしたまふ　越出甲斐坐酒折宮之時、歌曰、邇比婆理、都久波袁須疑豆、伊久用加泥都流、爾其御火燒之老人續御歌以歌曰、迦賀那倍豆用邇波許許能用、比邇波登袁加袁、是以譽其老人、卽給東國造也。【古事記中卷】

蝦夷を諸國に置く　於是所獻神宮蝦夷等、晝夜喧譁出入無禮。時倭姫命曰、是蝦夷等不可近於神宮、則進上於朝廷、仍令安置御諸山傍、未經幾時、悉伐神山樹、叫呼隣里而脅人民。天皇聞之詔群卿曰、其置神山傍之蝦夷、是本有獸心難住中國、故隨其情願令班邦畿之外。是今播磨讃岐・伊豫・安藝・阿波、凡五國佐伯部之祖也。【日本書紀卷七】

皇威の伸張

景行天皇は、尊の平定せる東北の諸國を親しく巡視し、御諸別王をその都督に任じたるをはじめ、數多の皇子を諸國に封じて、各、その地方を治めしめたまふ。第十代成務天皇その後を承けて、ます〳〵治民に御心を注ぎたまひ、中央には、武内宿禰をはじめて大臣に任じて大政を輔佐せしめ、また地方は山河の位置によりて國・縣を分ち、縱横の路に

從ひて邑里を定め、國造・縣主などを增置したまひしかば、地方の制度大いに備りぬ。こゝに於て崇神天皇以來擴張せる政治は、まさに一段落を告げ、大和朝廷の御稜威（みいづ）いよ〳〵四方に及ぶにつれ、「やまと」の稱は遂に大八洲の國號となるに至れり。

國造創置表

御代	國造名	本據の地方
神武天皇	大倭國造	大和國
同	葛城國造	大和國葛城郡
同	凡河内國造	河内國
同	山代國造	山城國相樂郡
同	伊勢國造	伊勢國
同	素賀國造	大和國高市郡宗我といひ、又、遠江國佐野郡素賀村（今、小笠郡曾我村）ともいふ
同	紀伊國造	紀伊國
同	豐前國宇佐國造	豐前國宇佐郡
同	對馬國造	對馬國
開化天皇	三野前國造（又本巢國造といふ）	美濃國本巢郡
崇神天皇	知知夫國造	武藏國秩父郡
同	科野國造	信濃國
同	久比岐國造	越後國頸城郡
同	高志深江國造	越後國蒲原郡といひ、又、越後國頸城郡深江村ともいふ。
同	出雲國造	出雲國
同	石見國造	石見國
同	吉備中縣國造	備中國阿賀郡（今、阿哲郡の內）
同	波久岐國造	備後國の北部地方なりといひ、又、波久岐は與之岐の誤にて周防國吉敷郡かともいふ。
同	波多國造	土佐國幡多郡
同	火國造	肥後國八代郡
同	阿蘇國造	肥後國阿蘇郡
同	甲斐國造	甲斐國
景行天皇	下野國那須國造	下野國那須郡

景行天皇	上毛野國造	上野國
同	吉備穴國造	備後國安那郡（今、深安郡の內）
同	穴門國造	長門國
同	阿武國造	長門國阿武郡
同	葦分國造	肥後國葦北郡
成務天皇	山背國造	山城國
同	伊賀國造	伊賀國
同	島津國造	志摩國
同	尾張國造	尾張國
同	參河國造	三河國
同	遠淡海國造	遠江國
同	珠流河國造	駿河國駿河郡（今、駿東郡）
同	廬原國造	駿河國廬原郡（今、庵原郡）
同	相武國造	相模國
同	師長國造	相模國足柄郡かといひ、又、同國餘綾郡（今、中郡の內）磯長鄉かといふ。
同	无刺志國造	武藏國

同	須惠國造	上總國周淮郡（今、君津郡の內）
同	馬來多國造	上總國望陀郡（今、君津郡の內）
同	上海上國造	上總國海上郡（今、市原郡の內）
同	伊甚國造	上總國夷隅郡
同	武社國造	上總國武射郡（今、山武郡の內）
同	菊麻國造	上總國市原郡菊麻
同	阿波國造	安房國
同	新治國造	常陸國新治郡（今、眞壁郡）
同	筑波國造	常陸國筑波郡
同	仲國造	常陸國那珂郡
同	久自國造	常陸國久慈郡
同	高國造	常陸國多珂郡（今、多賀郡）
同	近淡海安國造	近江國野洲郡
同	額田國造	美濃國池田郡（今、揖斐郡の內）額田鄉かといひ、又、額田は坂田の隈にて近江國坂田郡かといふ。
同	三野後國造	美濃國
同	斐陀國造	飛驒國

成務天皇	阿尺國造	陸奥國（後の岩代國）安積郡
同	思國造	思は思太の落字にて陸奥國（後の陸前國）志太郡（今、志田郡）なりといひ日利の二字の誤寫にて同國（後の陸前國）頁理郡ならんともいふ
同	伊久國造	陸奥國（後の陸前國）伊具郡
同	染羽國造	陸奥國（後の磐城國）標葉郡（今、雙葉郡）
同	浮田國造	陸奥國（後の磐城國）宇多郡（今、相馬郡の內）
同	信夫國造	陸奥國（後の岩代國）信夫郡
同	白河國造	陸奥國（後の岩代國）白河郡
同	石背國造	陸奥國（後の岩代國）岩瀨郡
同	石城國造	陸奥國（後の磐城國）磐城郡（今、石城郡）
同	高志國造	越後國古志郡
同	三國國造	越前國坂井郡
同	角鹿國造	越前國敦賀郡
同	能等國造	能登國
同	伊彌頭國造	越中國射水郡
同	佐渡國造	佐渡國
同	丹波國造	丹後國丹波郡（今、中郡）

同	但遲麻國造	但馬國
同	二方國造	但馬國二方郡（今、美方郡の內）
同	因幡國造	因幡國
同	伯耆國造	伯耆國
同	針間國造	播磨國
同	針間鴨國造	播磨國賀茂郡
同	吉備品治國造	備後國品治郡（今、蘆品郡の內）
同	阿岐國造	安藝國安藝郡
同	大島國造	周防國大島郡
同	熊野國造	紀伊國牟婁郡熊野
同	紀國造	阿波國那賀郡
同	伊余國造	伊豫國伊豫郡
同	都佐國造	土佐國土佐郡
同	筑志國造	筑前國筑紫郡
同	豐國造	豐前國仲津郡（今、京都郡の內）
同	前國造	豐後國國埼郡（今、國東郡）

成務天皇	比多國造	豐後國日高郡（今、日田郡）
同	末羅國造	肥前國松浦郡
同	天草國造	肥後國天草郡
同	葛津國造	肥前國藤津郡
同	筑志米多國造	肥前國三根郡（今、三養基郡の内）米多郷といひ、又、米は末の誤にて、筑前國夜須郡（今、朝倉郡の内）馬田郷といふ。
仲哀天皇	久努國造	遠江國山名郡（今、周智郡）久努郷
應神天皇	伊豆國造	伊豆國
同	怒麻國造	伊豫國野間郡（今、越智郡の内）
同	印波國造	下總國印旛郡
同	下海上國造	下總國海上郡
同	茨城國造	常陸國茨城郡
同	道奥菊多國造	陸奥國（後の磐城國）菊多郡（今、石城郡の内）
同	道口岐閇國造	常陸國多珂郡（今、多賀郡）道口郷
同	意岐國造	隱岐國
同	明石國造	播磨國明石郡
同	大伯國造	備前國邑久郡

同	上道國造	備前國上道郡
同	三野國造	備前國御野郡（今、御津郡の内）
同	下道國造	備中國下道郡（今、吉備郡の内）
同	加夜國造	備中國賀夜郡（今、吉備郡の内）
同	笠臣國造	或はいふ、笠臣は笠丘の誤にて、備中國小田郡笠岡かと、
同	周防國造	周防國熊毛郡周防郷
同	讃岐國造	阿波國阿波郡
同	讃岐國造	讃岐國
同	粟國造	伊豫國久米郡（今、温泉郡の内）
同	久味國造	伊豫國越智郡
同	小市國造	伊豫國風早郡（今、温泉郡の内）
同	風速國造	日向國諸縣郡
同	日向國造	下野國
仁德天皇	下毛野國造	或はいふ加賀國と。
同	加宜國造	周防國都濃郡
同	都怒國造	淡路國
同	淡道國造	

氏族制度

仁德天皇	松津國造	
同	薩摩國造	薩摩國
同	大隅國造	大隅國
反正天皇	江沼國造	加賀國江沼郡
允恭天皇	若狹國造	若狹國
雄略天皇	穗國造	三河國寶飫郡（今、寶飯郡）
同	賀我國造	加賀國加賀郡（今、河北郡）
同	羽咋國造	能登國羽咋郡
繼體天皇	伊吉島造	壹岐國

その地詳かならず。或は杵肆の誤にて肥前國基肄郡（今の三養基郡の內）かといふ。

當時わが社會組織はいはゆる氏族制度にして、同一の祖先より出でたるもの、一定の地に占居して團體を作り、その職業を世襲せり。これを氏といひ、その稱はおほむね職業または住地の名を取りて、實に社會の單位をなせり。これを統ぶるものはすなはち氏上にして、朝廷よりそれ〴〵臣連などの姓を賜はる。されば氏上はおのが氏人を支配して、その政務を執行ふと共に、またこれを率ゐて朝廷に仕へ、皇室を中心として忠勤を勵みたり。たとへば蘇我氏は地名によれる稱にして、その長たる蘇我臣はおもに政事にあづかり、物部氏は職業にちなめる名にして、これが統領たる物部連はおもに軍事を掌る。これらの臣連家より出でて天皇を輔弼し、國家の大政に參與するものは、すなはち大臣大連にして、これまたその職を世々にせり。かくて當時の政教は專らこの氏族制度によりて行はれたるものにて、かかる社會組織はやがて政治の組織と一致したりしなり。

氏族の三體　本二其元生一則有二三體一……天神地祇之胄、謂二之神別一、天皇々子之派、謂二之皇別一、大漢三韓之族、謂二之諸蕃一、所以別二同異一序二前後一是爲二三體一也。……起レ自二神武迄一乎弘仁、溫故知新、能事粗畢、凡一千一百八十二氏、惣爲二卅卷一勒成二三部一、名曰二新撰姓氏錄一。【新撰姓氏錄序】

かゝる時代には、氏人のその氏上を宗主として尊敬するは素より、そ

尊祖敬神の美風

の祖神を尊信するの念頗る強かりき。されば尊祖敬神はわが國古來の美風にして、神武天皇の橿原に奠都したまふや、神籬を建てて神祇をまつり、ついで靈畤を鳥見山に立て、皇祖天神をまつりて大孝を申べたまへり。また天照大神の神鏡を皇孫に授けたまふに當り、「この鏡を視ること吾を視るが如く、床を同くし殿を共にして齋きまつれ。」と仰せたまひしより、御歴代これに御劍、御玉を添へて殿中に齋きまつりしが、崇神天皇の御代に至り、その神威をけがさんことを畏れて、神鏡を大神の御靈代とし、御劍を添へて大和

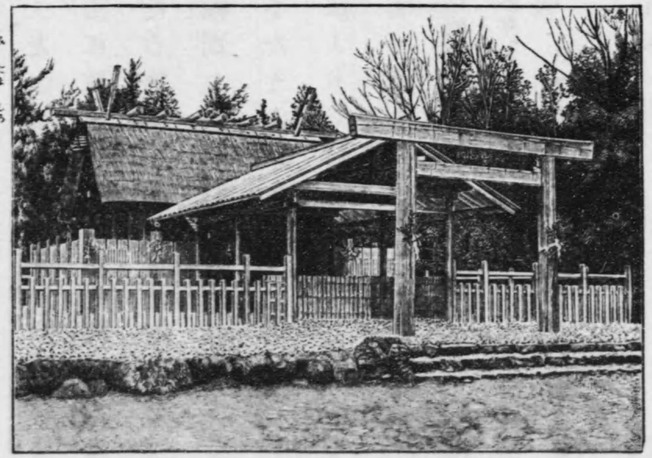

倭　姫　宮

皇大神宮の創立

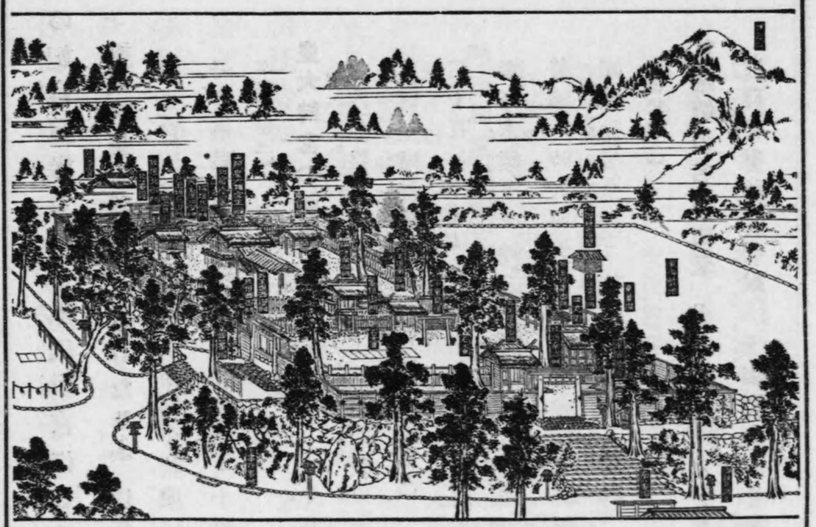

皇　大　神　宮

笠縫邑にまつらしめたまふ。ついで第十一代垂仁天皇の皇女倭姫命は更に大神鎭座の地を求めて伊勢に到り、五十鈴川の流清きほとり、底津磐根に宮柱太敷立て、高天原に千木高知れる瑞の御殿を建てて、これを齋きまつりぬ。これすなはち皇大神宮なり。その後、日本武尊東征の途に就きたまふや、まづ神宮に參拜して遠征の旨を告げたてまつり、御劍を受けて東國に下りたまひしが、尊の薨後、そ

の妃宮簀姫これを熱田神宮にまつりたてまつれり。

神武天皇皇祖天神を祭りたまふ　四年〇神武天皇　春二月壬戌朔、甲申詔曰、我皇祖之靈也、自レ天降鑒、光二助朕躬一、今諸虜已平、海內無事、可レ以郊二祀天神一、申二大孝一者也。乃立二靈畤一於鳥見山中一、其地號曰二上小野榛原・下小野榛原一、用祭二皇祖天神一焉。【日本書紀卷三】

皇大神宮の創始　六年〇崇神天皇　……先レ是天照大神・和大國魂二神、並祭二於天皇大殿之內一、然畏二其神勢一、共住不レ安、故以二天照大神一託二豐鍬入姫命一、祭二於倭笠縫邑一、仍立二磯堅城神籬一【日本書紀卷五】比莽呂岐

二十五年〇垂仁天皇　三月丁亥朔、丙申、離二天照大神於豐耜入姫命一託二于倭姫命一。爰倭姫命求二鎮坐大神之處一而詣二菟田筱幡一【佐佐】更還之入二近江國一、東廻二美濃一到二伊勢國一。時天照大神誨二倭姫命一曰、是神風伊勢國則常世之浪重浪歸國也、傍國可レ怜國也、欲レ居是國。故隨二大神教一、其祠立二於伊勢國一、因興二齋宮于五十鈴川上一。【日本書紀卷六】

草薙劍の名の由來　四十年〇景行天皇　冬十月壬子朔、癸丑、日本武尊發路之。戊午狂道拜二伊勢神宮一、仍辭二于倭姫命一曰、今被二天皇之命一、而東征將レ誅二諸叛者一、故辭

之。於是倭姫命取二草薙劍一授二日本武尊一曰、愼之莫レ怠也。是歲日本武尊初至二駿河一、其處賊陽從之、欺曰、是野也麋鹿甚多、氣如二朝霧一、足如二茂林一、臨而應レ狩。日本武尊信二其言一、入二野中一而覓レ獸。賊有レ殺レ王之情一、王謂二日本武尊一也放火燒二其野一。王知レ被レ欺、則悉焚二其賊衆一而滅之。故號二其處一曰二燒津一。【日本書紀卷七】

熱田神宮の創立　至二於纒向日代朝一〇景行天皇　令二日本武命征二討東夷一。仍枉道詣二伊勢神宮一、辭二見倭姫命一、以二草薙劍一授二日本武命一、而敎曰、愼莫レ怠也。日本武命既平二東虜一、還至二尾張國一、納二宮簀媛一、淹留踰レ月、解レ劍置レ宅、徒行登二膽吹山一、中レ毒而薨。其草薙劍今在二尾張國熱田社一。【古語拾遺】

朝廷特に皇大神宮を尊崇したまひ、御歷代未婚の皇女を選定して齋宮となし、伊勢に發向して、潔齋して神宮に奉侍せしめたまへり。この制は第九十代後醍醐天皇の御代に至りて廢絕せしかども、今なほ神宮の祭主は、皇族を以てこれに任じたまふ。また式年遷宮とて、二十年毎に社殿をすべて造替して遷したてまつるの制も古くより存して、

賢所

今にかはらず。しかして崇神天皇が神鏡・御劍を別宮に齋きまつりし際、新にそのうつしを造らしめて、神代傳來の御玉と共に宮中に留め、永く皇位の御しるしとしたまひしが、中にも神鏡は宮中の賢所に奉安して、御歷代大神の御膝下にましますが如く仕へたてまつる。臣民もまた大神を國家の祖神として、崇敬すること他に超え、神宮に參拜するもの常に絕ゆることなし。

齋宮　凡天皇卽位者、定伊勢太神宮齋王、仍簡內親王未嫁者卜之。若無內親王者、依世次簡定女王卜之。

凡齋內親王定畢、卽卜宮城內便所爲初齋院、祓禊而入、至于明年七月齋於此院、更卜城外淨野造野宮畢。八月上旬、卜定吉日臨河祓禊、卽入野宮、日遷入日至于明年八月齋於此宮。九月上旬卜定吉日臨河祓禊、參入於伊勢齋宮。

凡齋內親王在京潔齋三年、卽每朔日著木綿鬘參入齋殿遙拜太神、時先供御麻、次御麻。史一人行麻於侍從五位以上。時剋御大極殿、齋內親王下輿入就殿上座、事訖向太神宮。【延喜式卷五】

氏神の祭祀

崇神天皇神鏡・神劍のうつしを造りたまふ

至于磯城瑞垣朝〇崇神天皇漸畏神威、同殿不安、故更令齋部氏擧石凝姥神裔・天目一箇神裔二氏、更鑄鏡造劍、以爲護身御璽。是今踐祚之日所獻神璽鏡劍也。【古語拾遺】

氏族制度の代には、各地の氏族は皇大神宮をあがめまつるは素より、各、その住地に氏神を祭り、おのが守護神として厚くこれに奉仕せり。その祭祀には、氏上氏人を率ゐて森嚴なる齋場に臨み、親しく莊重なる祝詞を讀みあげて、皇室と自家との由來を說き、おのが祖神が君國に立て

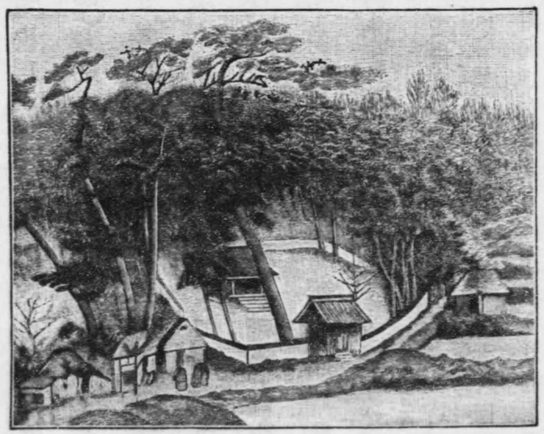

鐵　守

政治と祭事

たる勳功を述べて、いたく氏人を感動せしむ。氏族はためにその團結を堅め、おのが家職に勵みて、祖宗の名をけがさざらんことを心掛くるのみならず、皇室を大宗家と仰ぎて、おのづから忠君愛國の精神を發揮せり。かくて祭祀は政治の最も重なるものとして、國家の大事は必ず神慮に問ひて然る後に行ひ、財政の上にも未だ神物・官物の別なく、すべてこれを齋藏に納め、祭事を掌れる中臣・齋部の兩氏は、共に朝廷の要職を占めて、最も社會に勢力を得たりき。

出雲國造神賀詞（上略）高天能神王高御魂神魂命能皇御孫命爾天下大八島國乎事避奉之時、出雲臣等我遠祖天穗比命乎國體見爾遣時爾天能八重雲乎押別氏天翔國翔氏天下乎見廻氏返事申給久豐葦原乃水穗國波晝波如二五月蠅一水沸支夜波如二火炎一光神在利石根木立青水沫毛事問天荒國在利然毛鎭平天皇御孫命爾安國止平久所知坐之米申氏己命兒天夷鳥命爾布都怒志命乎副氏天降遣天荒布留神等乎撥平氣國作之大神乎媚鎭天大八嶋國現事顯事令二事避一支、乃大穴持命乃申給久皇御孫命乃靜坐牟大倭國申天己命和魂乎八咫鏡爾取託天倭大物主櫛瓊玉命登名乎稱天大御和乃神奈備爾坐己命乃御子阿遲須伎高孫根乃命乃御魂乎葛木乃鴨能神奈備爾坐須、事代主命能御魂乎宇奈提乃神奈備爾坐賀夜奈流美命能御魂乎飛鳥乃神奈備爾坐天皇御孫命能近守神登貢置氏八百丹杵築宮爾靜坐支、是爾皇親神魯伎神魯美乃命宣久汝天穗比命波天皇命能手長大御世乎堅磐爾常磐爾伊波比奉、伊賀志乃御世爾佐伎波閇奉登仰賜志次乃隨爾供齋仕奉氏朝日乃豐榮登爾神乃禮自利臣能禮自利登御禱乃神寶獻良久奏。

【延喜式卷八】

経濟の進歩

かゝる間に、社會の經濟もやうやく進歩せり。わが國もと氣候中和にして地味肥え、綠滴る山谷は鳥獸の棲息に適し、參差たる海岸は魚介の生息に便にして、頗る生物に富みたれば、狩獵・漁撈を營みて、いはゆる山幸・海幸を獲るは當初おもなる國民の生業なりしが、農耕の道もまた次第に發達せり。崇神天皇は、農は天下の大本なりと勅して、盛に農事を奬勵したまひ、垂仁天皇また先帝の御志を繼ぎて、御心を勤業に留めたまひ、諸國に八百の池溝を開かしめて、灌漑の便を與へ

たまひたれば、その業いよ〳〵興りて百姓大いに富みぬ。

海幸と山幸　兄火闌降命自有海幸（幸此云弟彦火火出見尊自有山幸。）【日本書紀卷二】

崇神天皇農業を勸めたまふ　六十二年（○崇神天皇）秋七月乙卯朔、丙辰、詔曰、農天下之大本也。民所恃以生也。今河内狹山埴田水少、是以其國百姓怠於農事、其多開池溝以寛民業。冬十月造依網池。十一月作苅坂池・反折池（一云、天皇居桑間宮造是三池也。）【日本書紀卷五】

垂仁天皇農業を勸めたまふ　三十五年（○垂仁天皇）秋九月、遣五十瓊敷命于河内國作高石池・茅渟池。冬十月作倭狹城池及迹見池。是歳令諸國多開池溝數八百之、以農爲事。因是百姓富寛、天下大平也。【日本書紀卷六】

時代の進むにつれて、世の文化もおのづから開け行けり。言葉巧に、且、莊重に綴られたる祝詞は、はやくより存して、國民文學の淵源といはれ、また悲喜の情切なる時直ちにその懷を述べたる歌謠にも、古雅の調を帶ぶるもの少からず。家屋は木造にして礎石なく、茅茨を葺

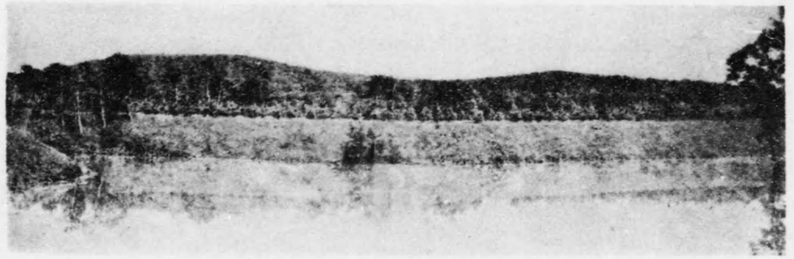

仁德天皇御陵

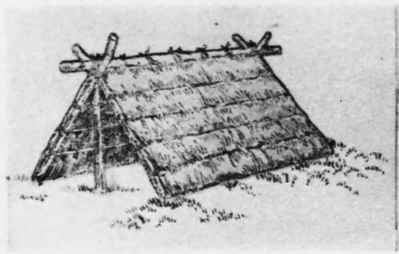

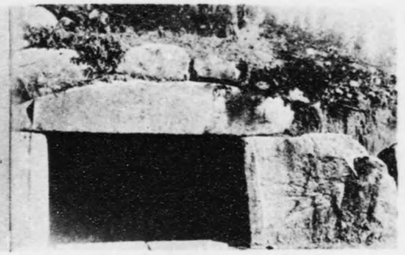

石槨

家型埴輪

坏

高坏

裝飾附齋瓮

穗

提瓶

横瓮

甕

坩

朝鮮半島の形勢

きて雨露を凌ぎ、藤葛を以て梁柱を結べるが如き、極めて質素なる構造なれど、陵墓の規模は尊祖の美風に伴なひて、概して壯大なり。その副葬品には生前の使用品、または祭器などありて、上古の文化を偲ぶに足るもの多し。食器は多く素燒の土器を用ひ、衣服の制は、男女殆ど同樣にして、麻または楮の糸にて製し、既に色を染め、文に織りなせるものもあり、紅綠の玉は頸または腕に纏はれて、更にこれを飾り、人々悠々自然を樂しみて、古樸なる生活を送りぬ。

第三　朝鮮半島との關係　文化の進歩

成務天皇の朝に國內の制度大いに定まりしかば、國勢は更に伸張して朝鮮半島に及べり。これより皇威遠く海外に輝き、大陸の文物續續我が國に傳來して、わが經濟・文化に至大の影響を與へたりき。

朝鮮半島は最も我が國に近く、僅かに一衣帶水の地に過ぎざれば、實

任那日本府の起原

に唇齒の關係を有し、彼の形勢は直ちに我に波及するを常とす。古來半島の地は、およそ漢江を界として南北の二部に分れ、北部は朝鮮と稱して、はじめ殷の王族箕氏これに王たりしが、後、漢の武帝に滅さる。南部にはもと馬韓（全羅南北道・京畿道・忠清南北道）・辰韓（慶尙南北道）・弁韓（慶尙南道）の三韓ありて、各小國に分れたり。その後、辰韓の地に新羅國起り、ついで高麗國興りて半島の北部（京畿道・江原道・黃海道・平安南北道・咸鏡南北道）を合はせたりしが、やがて高麗の同族南下して馬韓の地に百濟國を建てて、三國恰も鼎立の狀をなし、我が國にてはなほこれを三韓と稱せり。然るに弁韓の地に任那國あり、新羅・百濟の間に介在して國力微弱なれば、常に兩强の壓迫に苦しみしが、遂に新羅と地を爭ひ、崇神天皇の朝、使を送りて救を我が國に請ふ。朝議鹽乘津彥を遣はしてこれを助けしむ。これすなはち任那日本府の起原にして、この後永く半島統治の中心となりぬ。

任那の附庸　觀松彥香殖稻天皇（諡孝昭）皇子天帶彥國押人命四世孫彥國葺命之後也。昔、磯城瑞籬宮御宇御間城入彥天皇（○崇神天皇）御代、任那國奏曰、臣國東北有三巴汶地、上巴汶・中巴汶・下巴汶、地方三百里、土地民亦富饒、與新羅國相爭、彼此不能攝治、兵戈相尋、民不聊生、臣請將軍令治此地、卽爲貴國之部也。天皇大悅、勅群卿令奏應遣之人。卿等奏曰、彥國葺命孫鹽乘津彥命、頭上有贅三岐、如松樹、因號松樹君。其長五尺、力過衆人、性亦勇悍也。天皇令鹽乘津彥命遣奉勅而鎭守、彼俗稱宰爲吉、故謂其苗裔之姓爲吉氏。【新撰姓氏錄卷三吉田連條】

新羅征伐

國內にては、日本武尊の西征東伐以來海內久しく太平にして人民各その堵に安んずることを得しが、（第十四代）仲哀天皇の御代に至りて、九州の熊襲また叛するに至れり。こゝに於て天皇、神功皇后と共に親征したまひしに、未だ平がざる中に陣中に崩じたまふ。皇后は熊襲の叛服常なきは新羅の後援あるがためなれば、まづ新羅を從へなば、熊襲の如きはおのづから平ぐべしと思召され、紀元八百六十年武內宿禰と謀りて、舟師を率ゐて新羅を伐ち、忽ちこれを降したまへり。その後も朝廷たび〳〵將士を遣はして半島の地を經營せしめたれば、

三韓の服屬

高麗・百濟も遂に服し、三韓悉く我が屬國となりて、熊襲もまた永く叛かざるに至れり。かくて彼我共に平安なるを得て、互にその幸福を增進し、武庫港(兵庫)には三韓諸國の亭館設けられ、彼の貢船は舳艫相ふくみて每年こゝに入港し、頗る繁榮を致しぬ。

神功皇后新羅を討ちたまふ　皇后○神功皇后還詣二橿日浦一解レ髮臨レ海曰、吾被二神祇之教一賴二皇祖之靈一浮二涉滄海一躬欲二西征一是以今頭濕二海水一若有レ驗者髮自分爲レ兩、卽入レ海洗レ之。髮自分也。皇后便結分髮而爲レ髻。因以謂二羣臣一曰、夫興レ師動レ衆、國之大事、安危成敗、必在二於斯一今有レ所二征伐一以事付二群臣一若事不レ成者、罪在二於羣臣一是甚傷焉、吾婦女之加以不肖、然勉假二男貌一強起二雄略一上蒙二神祇之靈一下藉二群臣之助一振二兵甲一而度二嶮浪一、整二艫船一以求二財土一若事就者羣臣共有レ功、事不レ就者吾獨有レ罪、既有二此意一其共議レ之。羣臣皆曰、皇后爲二天下一計所以安二宗廟一社稷一、且罪不レ及二于臣下一、頓首奉レ詔。【日本書紀卷九】

新羅王の降服　新羅王遙望以爲、非常之兵、將滅二己國一、擧爲失志、乃今醒之曰、吾聞東有二神國一謂二日本一、亦有二聖王一謂二天皇一、必其國之神兵也、豈可レ擧レ兵以距乎、卽素旆而自服、

古代朝鮮半島形勢圖

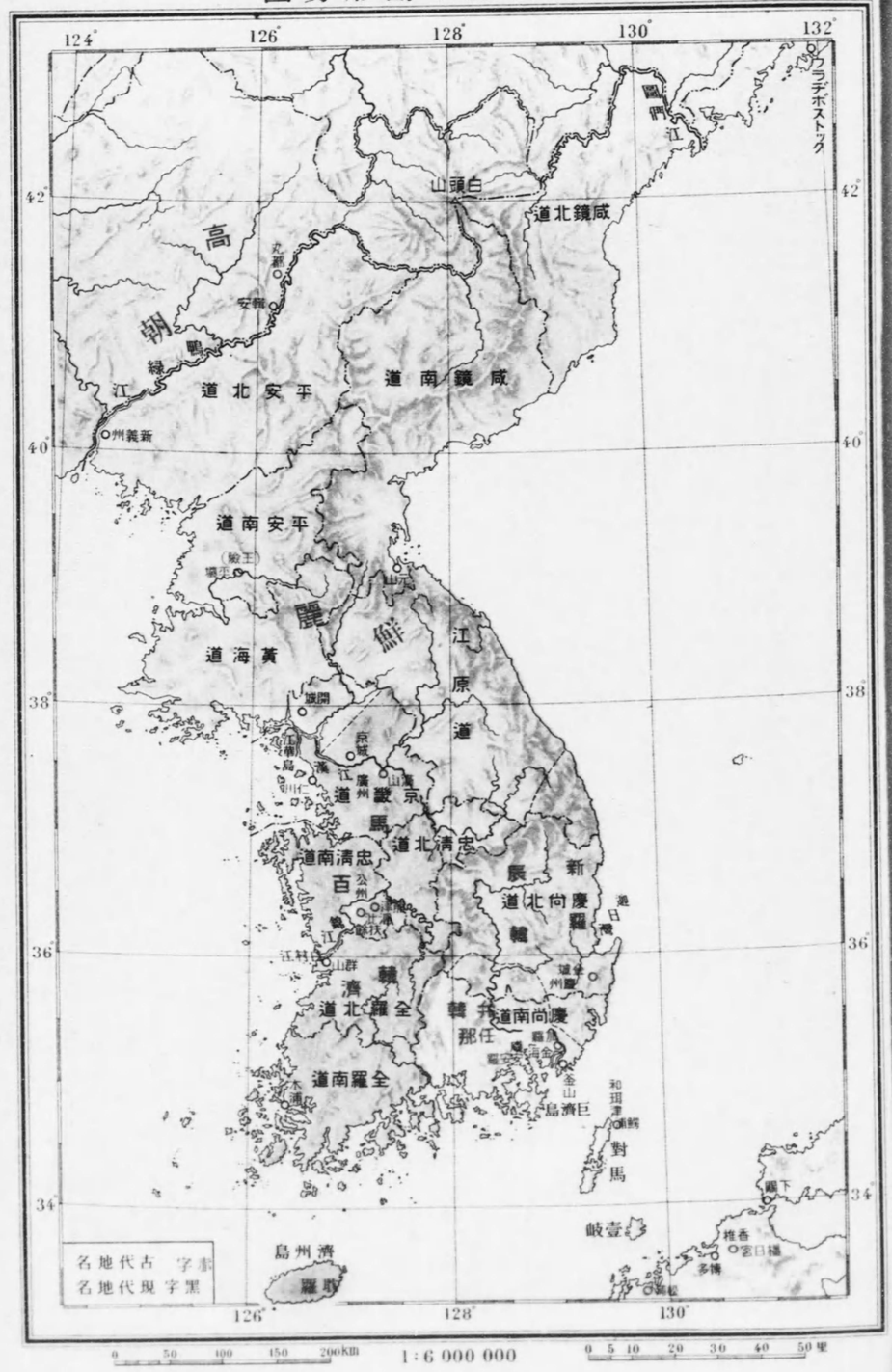

124°
126°
128°
130°
132°
42°
40°
38°
36°
34°
高朝鮮
白頭山
咸鏡北道
咸鏡南道
平安北道
平安南道
黃海道
江原道
京畿道
忠清道
忠清南道
忠清北道
全羅道
全羅南道
慶尚北道
慶尚南道
新羅
巨濟島
對馬
壹岐
濟州島
名地代古 字赤
名地代現 字黑
0 50 100 150 200KM
1:6 000 000
0 5 10 20 30 40 50里

素組以面縛、封二圖籍一降二王船之前一、因以叩頭之曰、從レ今以後、長與二乾坤一伏爲二飼部一、其不レ乾二船柁一而春秋獻二馬梳及馬鞭一、復不レ煩二海遠一、以毎年貢二男女之調一、則重誓之曰、非二東日更出一レ西且除、阿利那禮河返以之逆流、及河石昇爲二星辰一、而殊闕二春秋之朝一、怠廢二梳鞭之貢一、天神地祇共討焉。【日本書紀卷九】

三韓諸國は、はやく漢の代より支那大陸と交通して、その文物を採り、學藝開けたれば、我が屬國となるに及びて、しきりにこれを傳へて、我が文物の進歩を助けたりき。すなはち第十五代應神天皇の朝に、百濟より阿直岐・王仁の諸學者來朝し、皇子菟道稚郎子これを師として典籍を學び、深くその義理に通じたまひたれば、後、高麗より上りたる表文に、「高麗王教二日本國一」の語ありしを見て、その無禮なるを怒り、大いに使者を詰責したまへり。漢字の使用、漢籍の學習これより興りしが、殊に孔子によりて大成せられたる儒教は、我が國民思想に多大の裨益を與へぬ。蓋し祖先を尊び忠義孝貞の道を盡すは、わが國古來の習

俗にして、儒教の說くところ多くこれと一致したればなり。

この後、第二十六代繼體天皇の御代に五經博士、第二十九代欽明天皇の御代に醫・易・曆の諸博士いづれも百濟より來りて分番交代し、更に第三十三代推古天皇の御代には、天文・地理の諸學もまた百濟より傳來して、學習の範圍おひ〳〵に廣まりしが、この間に於て、わが學問の發達に功ありしは、おもに三韓歸化人の子孫なりき。中にも王仁（漢の高祖の後にて百濟に來住す）の子孫は

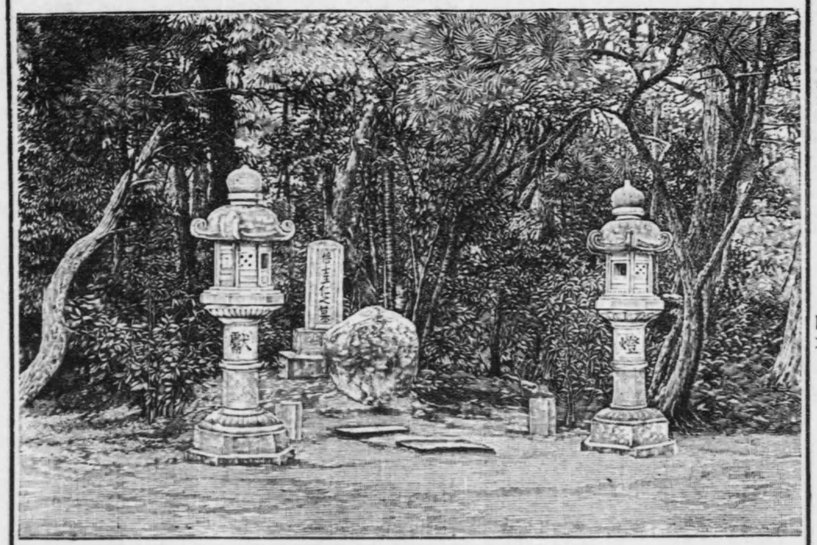

王仁の墓

河內に住し、王仁について來朝せる阿知使主（後漢の孝靈帝の後にて百濟に來住す）の子孫は大和に住し、これを東西文氏と稱して、世々朝廷の記錄を掌り、後世に至るまで專ら文事にたづさはりて、わが文運に貢獻するところ多かりき。

學者の來朝　又科賜百濟國若有賢人者貢上。故受レ命以貢上人名和邇吉師即論語十卷千字文一卷幷十一卷付是人即貢進。【古事記中卷】

十五年〇應神天皇秋八月壬戌朔丁卯百濟王遣阿直岐貢良馬二匹……阿直岐亦能讀經典即太子菟道稚郎子師焉。於是天皇問阿直岐曰如勝レ汝博士亦有耶。對曰有王仁者是秀也。時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟仍徵王仁也。

十六年〇應神天皇春二月王仁來之則太子菟道稚郎子師之習諸典籍於王仁莫不通達。【日本書紀卷十】

道臣命の忠勇　于レ時勅〇神武天皇譽日臣命曰汝忠而且勇加能有導之功是以改汝名爲道臣。【日本書紀卷三】

須勢理毘賣命の貞淑　爾其后〇大國主命妃須勢理毘賣命取大御酒坏立依指擧而歌曰夜知富許能加微能美許登夜阿賀淤富久邇奴斯那許曾波遠邇伊麻世婆宇知微流斯麻能

佐岐邪岐、加岐微流、伊蘇能佐岐、淤知受、和加久佐能、都麻母多勢良米、阿波母與、賣遲斯阿禮婆、那遠岐豆、遠波那志、那遠岐豆、都麻波那斯。【古事記上卷】

工藝の傳來

文教と共に、工藝もまた彼より傳はれり。應神天皇の朝、秦の始皇帝の後裔弓月君百二十七縣の民を率ゐて百濟より來朝し、その人々養蠶・紡織を能くせしかば、その氏族をば機の義を取りて秦氏といふ。またかの漢人阿知使主の來るや、同族從類なる十七縣の民を率ゐて歸化し、これまた機織の術に巧みなるより、文の義を取りてその氏族を漢氏と稱す。なほ天皇は阿知使主を支那江南地方に遣はして、縫女兄媛・弟媛、織工吳織・漢織を招かしめ、百濟よりは錦織の職工を召させたまへり。大陸の織縫術これより我が國に行はれ、外來の鍛冶術・釀酒法などもこの頃よりはじまりて、大いにわが技藝の發達を促したぬ。

仁德天皇の仁慈と勸業

この盛世の後を承けて第十六代仁德天皇は、都を交通の至便なる難波に

定めたまふ。まづ人民を富ましめんとて、いたく御みづから儉約を力めさせられ、數年の間全く租稅を免除して萬民を慈みたまひしのみならず、更に進みて民業を發達せしめんがために、常に御心を民政に用ひたまへり。されば秦氏を諸國に分配して養蠶・紡織業の發達普及をはからしめ、また難波の堀江（天滿川）を開鑿して澪水を海に通じ、茨田堤を修築して淀川の氾濫を防ぎ、この他數多の池溝を掘り田地の灌漑に便して、大いに農業を奬勵したまひ、なほ橋を架し大道を設けて、交通の便を開きたまへり。こゝに於て荒地は變じて良田となり、人民往來の利便を得て、皆聖恩の厚きに感泣し、各〻その業を樂しみぬ。

仁德天皇の仁政　四年○仁德天皇春二月己未朔、甲子詔二羣臣一曰、朕登二高臺一以遠望之、烟氣不レ起二於域中一、以爲百姓既貧、而家無二炊者一。朕聞、古聖王之世、人人誦二詠德之音一、家家有二康哉　歌一。今朕臨二億兆一於茲三年、頌音不レ聆、炊烟轉疎、卽知二五穀不レ登、百

姓窮乏也。　封畿之內、尙有不給者、況乎畿外諸國耶。　三月己丑朔、己酉詔曰、自今之後、至于三載、悉除課役、息百姓之苦、是日始之。繡衣鞋屨、不弊盡不更爲也。　溫飯煖羹、不酸餲不易也。　創心約志、以從事乎無爲。　是以宮垣崩而不造、茅茨壞以不葺、風雨入隙而沾衣　被、星辰漏壞而露牀蓐。　是後風雨順時、五穀豐穰、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁。

七年夏四月辛未朔、天皇居臺上而遠望之、烟氣多起。　是日語皇后曰、朕既富矣、豈有愁乎。　皇后對諮、何謂富焉。　天皇曰、烟氣滿國、百姓自富歟。　皇后且言、宮垣壞而不得修、殿屋破之衣被露何謂富乎　天皇曰、其天之立君、是爲百姓、然則君以百姓爲本、是以古聖王者、一人飢寒、顧之責身、今百姓貧之則朕貧也、百姓富之則朕富也、未之有百姓富之君貧矣。……九月諸國悉請之曰、課役竝免、既經三年、因此以宮殿朽壞、府庫已空、今黔首富饒、而不拾遺、是以里無窶寡、家有餘儲、若當此時、非貢調以修理宮室者、懼之其獲罪于天乎。　然猶忍之不聽矣。

十年冬十月、甫科課役以構造宮室、於是百姓之不領而扶老携幼、運材負簣、不問日夜、竭力爭作、是以未經幾時、而宮室悉成。　故於今稱聖帝也。【日本書紀卷十一】

仁德天皇の勸農

十一年夏四月戊寅朔、甲午、詔群臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠、而田圃少乏、且河水橫逝、以流末不converge、聊逢霖雨、海潮逆上、而巷里乘船、道路亦涅、故群臣共視之決積　源而通海、寒逆流以全田宅。　冬十月掘宮北之郊原、引南水以入西海、因以號其水曰掘江、又將防北河之澇、以築茨田堤。

十二年冬十月、掘大溝於山背栗隈縣、以潤田、是以其百姓每豐年也。

十三年秋九月、始立茨田屯倉、因定春米部。　冬十月造和珥池。　是月築橫野堤。

十四年冬十一月爲橋於猪甘津、卽號其處曰小橋也。　是歲作大道、置於京中、自南門直指之至丹比邑。　又掘大溝於感玖、乃引石河水而潤上鈴鹿・下鈴鹿・上豐浦・下豐浦四處郊原、以墾之得四萬餘頃之田、故其處百姓寬饒之、無凶年之患。【日本書紀卷十一】

雄略天皇の殖産興業

豐受大神宮の創立

かくて上代産業の發達は第二十一代雄略天皇の御代に至りて極まれり。天皇深く御心を殖産に用ひたまひ、遠く神代に於て天照大神を助けたてまつりて、農事に盡させたまへる豐受大神保食神を丹波今の丹後より伊勢に迎へて、皇大神宮に近くまつりたてまつれり。後世この宮を外宮といひ、皇大神宮を內宮と稱して、竝びあがめまつる。天皇また

三藏の并立

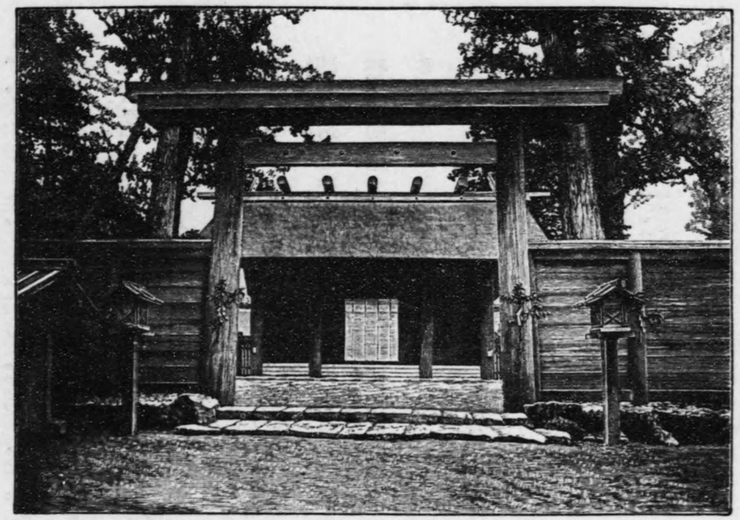

豐受大神宮

皇后をして親しく蠶を養はしめて範を世に示さしめたまひたれば、國民ます〳〵この業に勵みぬ。この頃產業に從事する歸化人の子孫もおひ〳〵に增加し、秦氏の數のみにても既に一萬八千餘人に上りて、その業にいそしみたるに、朝廷更に織工・縫工を支那より招き、陶工・鞍工・畫工などをも百濟より召させたまひしかば、各種の工藝竝び興りて國富大いに加り、遂に三藏の竝立を見るに至れり。

さきに三韓服屬以來、彼の貢獻多く、加ふるに國內の工業發達して、絹布の製出おびたゞしきを以て齋藏の外に內藏を建てて、漢氏をしてこれを掌らしめ、はじめて神物・官物を區別せしに、今やまた國家の財政ます〳〵擴大せしにより更に大藏を建てて秦氏をしてこれを掌らしめ、新に朝廷の內帑と政府の用度とを區別したり。この後、蘇我滿智をしてこの三藏を總轄せしめたるより、他日その同族の隆盛を致すと共に、古來齋藏を掌りし齋部氏は、かへつてその勢力を失ふに至りぬ。

雄略天皇養蠶を勸めたまふ　六年〇雄略天皇三月辛巳朔、丁亥、天皇欲使后妃親桑以勸蠶事。【日本書紀卷十四】

天皇〇雄略遣使小子部雷率大隅阿多隼人等、捜括鳩集得秦氏九十二部一萬八千六百七十人。【新撰姓氏錄卷二十五秦忌寸條】

三藏の分立　至於後磐余稚櫻朝〇履中天皇三韓貢獻、奕世無絕、齋藏之傍更建內藏、分收官物、仍令阿知使主與百濟博士王仁記其出納、始更定藏部。至於長谷朝倉

朝〇雄略天皇秦氏分散、寄㆓𤼵他族㆒、秦酒公進仕蒙㆑寵、詔聚㆓秦氏㆒賜㆓於酒公㆒、仍攀㆓領百八十種勝部㆒蠶織貢調、充㆓積庭中㆒、因賜㆓姓宇豆麻佐㆒、言隨㆑積埋益也、所㆑貢絹綿軟㆓於肌膚㆒、故訓㆓秦字㆒、謂㆓之波陀㆒、仍以㆓秦氏所㆑貢絹㆒纏㆓祭㆑神劔首㆒、今俗猶然、所謂秦機織之緣也矣　自㆑此而後、諸國貢調年年盈溢、更立㆓大藏㆒、令㆓蘇我麻智宿禰檢㆓校三藏㆒、齋藏・內藏・大藏秦氏出㆓納其物㆒、東西文氏勘㆓錄其簿㆒、是以漢氏賜㆑姓、爲㆓內藏・大藏㆒、令㆓秦漢二氏爲㆓內藏・大藏主鑰㆒、藏部之緣也。【古語拾遺】

豐受大神宮の創立　彼天皇〇雄略天皇即位廿二年戊午七月七日豐受神宮於波被㆑奉㆑迎也。【太神宮諸雜事記第一】

大長谷天皇〇雄略天皇御夢爾誨覺賜天、吾高天原坐弖、見志眞岐賜志處爾志都眞利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不㆓聞食坐㆒故爾、丹波國比治乃眞奈井爾坐我御饌都神等由氣太神乎我許欲止誨覺奉支、爾時天皇驚悟賜弖、即從㆓丹波國㆒令㆓行幸㆒弖、度會乃山田原、下石根爾宮柱太知立、高天原爾知疑高知弖宮定齋仕奉始支、是以御饌殿造奉弖、天照坐皇太神乃朝乃大御饌、夕大御饌乎日別供奉。【止由氣宮儀式帳】

外來諸種の技藝は、我が固有の技術と調和して大いに文運の進歩を促ししが、佛教の傳來によりて更に社會に大なる影響を與へたり。

佛教の傳來

佛教はもと印度の釋迦牟尼が若くして出家し、苦學難行の後遂に大道を悟り、あまねく衆生を教化せるにはじまる。この教は既に後漢の代に支那に傳はり、下りて東晉の頃朝鮮半島に入りしかば、早く我が國にも傳流し、繼體天皇の朝に支那人司馬達等歸化して大和に住し、佛を祭りてその法を弘めんとせり。されど人々これを外國の神として信奉するものなかりしに、紀元一千二百十二年欽明天皇十三年に至り、百濟の聖明王使を遣は

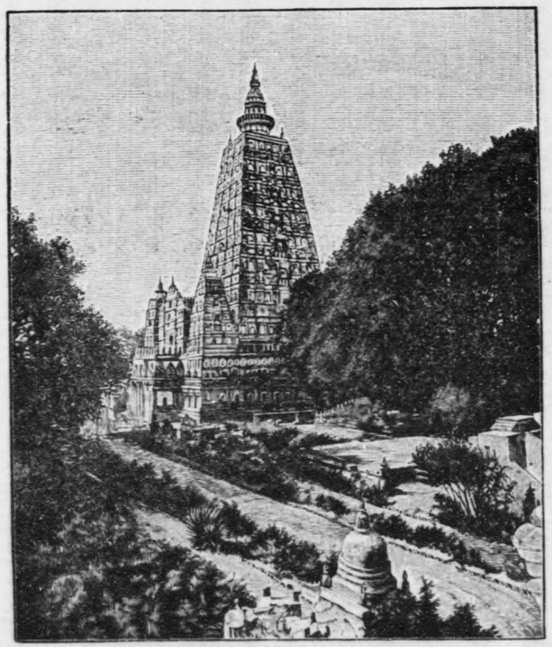

佛陀迦耶の塔

して、金銅釋迦佛の像、幡蓋・經論などを獻じ、別に表を上りて盛に佛陀の功德を禮讃せり。

司馬達等の入朝　繼體天皇卽位十六年壬寅、大唐漢人案部村主司馬達止、此年春二月入朝、卽結草堂於大和國高市郡坂田原、安置本尊、歸依禮拜、擧世皆云、是大唐神之。【扶桑略記第三】

百濟王佛教を傳ふ　十三年○欽明天皇冬十月百濟聖明王更名聖王遣西部姬氏達率怒唎斯致契等、獻釋迦佛金銅像一軀・幡・蓋若干、經論若干卷、別表讃流通禮拜功德云、是法於諸法中最爲殊勝、難解難入、周公孔子尙不能知、此法能生無量無邊福德果報、乃至成辨無上菩提、譬如人懷隨意寶、逐所須用、盡依情。此妙法寶亦復然、祈願依情無所乏。且夫遠自天竺、爰洎三韓、依教奉持無不尊敬。由是、百濟王臣明謹遣陪臣怒唎斯致契、奉傳帝國流通畿內、果佛所記我法東流。【日本書紀卷十九】

天皇は佛相の端嚴、佛法の微妙を喜びたまひしも、わが國古來專ら神祇の崇敬を習とせしことなれば、まづ佛陀禮拜の可否につきて民意を徵せんがために、これを群臣にはかりたまへり。時の大臣蘇我氏

は、祖先以來三藏を統べて秦・漢兩氏を支配し、はやくも外來の思想・文物に接觸したるを以て、稻目・馬子の父子は、この新來の佛教を尊ぶべきことを主張し、大連物部尾輿・守屋父子は、神祇の祭祀を世業とせる中臣鎌子及び勝海と共に、これに反對して、兩派の爭はおひ〳〵激烈となりぬ。かくて反對黨は蘇我氏のために滅されて、佛教大いに勢を得、遂に推古天皇の御代に至りてひろく一般に流布したり。殊に聖德太子は深くその教を信奉し、經典を高麗の僧惠慈に習ひて、大いにその義に通達し、朝堂に百官を集めて親しく佛典を講說せられしのみならず、その攻究にも外人の解釋に甘んぜず、法華・維摩・勝鬘の諸經にみづから注疏を施したまふ。こゝに於て、はじめて日本的佛教の樹立を見、寺院の創立せらるゝもの四十餘、僧尼の數も千三百餘人に上りて、最も興隆の域に達したりき。

崇佛派と反對派との爭　十三年○欽明天皇冬十月、天皇聞已、歡喜踊躍、詔使者云、朕

從レ昔來未レ曾得レ聞二如レ是微妙之法一。然朕不二自決一。乃歷問群臣一曰、西蕃獻佛相貌端嚴、全未レ曾レ看、可レ禮以不。蘇我大臣稻目宿禰奏曰、西蕃諸國一皆禮之、豐秋日本豈獨背也。物部大連尾輿・中臣連鎌子同奏曰、我國家之王二天下一者、恒以二天地社稷百八十神一春夏秋冬祭拜、爲レ事、方今改二拜蕃神一恐レ致二國神之怒一。天皇曰、宜レ付二情願人稻目宿禰一試令レ禮拜。大臣跪受而忻悅。安二置小墾田家一、勤脩二出世業一爲レ因、淨捨向原家爲レ寺、於レ後國行疫氣民致二天殘一、久而愈多、不レ能二治療一。物部大連尾輿・中臣連鎌子同奏曰、昔日不レ須二臣計一、致二斯病死一。今不レ遠而復、必當レ有レ慶、宜早投棄勿求二後福一。天皇曰、依レ奏。有司乃以二佛像流一棄難波堀江一、復縱レ火於伽藍、燒燼更無レ餘。【日本書紀卷十九】

蘇我馬子物部氏を滅す　二年夏四月橘豐日天皇○用明天皇崩。……秋七月蘇我馬子宿禰大臣勸二諸皇子與一二群臣一、謀レ滅二物部守屋大連一。……大連親率二子弟與一二奴軍一、築二稻城一而戰、於レ是大連昇二衣揩朴枝間一臨射如レ雨。其軍强盛、塡レ塞レ家溢レ野。皇子等軍與二群臣一衆怯弱恐怖、三廻却還。是時廐戸皇子束レ髮於額、古俗年少兒年十五六間束レ髮於兩耳邊一、今亦然之額二十七八間一分爲二角子一。而隨レ軍後自斫二白膠木一、此云二農利一。而發二誓言一。今若使レ我勝レ敵、必當レ奉レ爲二護世四王一起二立寺塔一。蘇我馬子大臣又發二誓言一、凡諸天王大神王等助レ衞於我一使レ獲二利益一、願當レ奉レ爲諸天與二大神王一起二立寺塔一流二通三寶一。誓已嚴二種種兵一而進討伐。爰有二迹見首赤檮一、射レ墮二大連於枝下一、而誅二大連竝其子等一。【日本書紀卷二十一】

推古天皇の御代の末に於ける寺院と僧尼との數　三十二年○推古天皇秋九月甲戌朔、丙子、校二寺及僧尼一、具錄二其寺所一レ造之緣、亦僧尼入道之緣及度之年月日一也。當是時有二寺四十六所一、僧八百十六人、尼五百六十九人、幷一千三百八十五人。【日本書紀卷二十二】

國民思想の變動

この佛法の流布は、國民の思想に甚深なる感化を與へたり。まづ佛陀を尊信して無量無邊の福德果報を得よとすゝめ、しきりに諸惡莫作諸善奉行を說きて、國民の信念道德を高めたりしが、殊に過去・現在・未來の三世を立てて、輪廻應報の理を說きたるは、最も深く人心を感動せしめたるところなり。さればこれより社會の事相を專らこの因果說によりて解釋し、人々現時の不幸も前世の宿報としてこれに滿足し、むしろ未來の幸福を欣求するが如き傾向を生じ、そは今まで

の人情を一變して、永く民心を支配したりき。またその慈悲の教は、おのづから人心をやはらげ、從來の狩獵にかはりて、藥狩とて原野に藥草を採ることも行はれ、施藥・療病・悲田の諸院設けらるゝなど諸種の慈善事業相ついで起るに至れり。

四天王寺の創立　四天王寺、法號荒陵寺、荒陵郷東建立、故以二處村一號レ寺。發願四大天王、故曰二四天王寺一。敬田院東西八町南北六町乾角建二施藥院一艮角悲田院北中間建二療病院一是三院在二寺垣外一【扶桑略記第三】

藥獵　十九年〇推古天皇夏五月五日、藥二獵於兎田野一、取二鶏鳴時一集于藤原池上一、以會明乃往之。

聖德太子飢人を惠みたまふ

粟田細目臣爲二前部領一、額田部比羅夫連爲二後部領一。【日本書紀卷二十三】

美術工藝の進歩　また佛典には、堂塔を建て佛像を造ることを功德として、大いにこれを奬勵し、彼の建築・彫刻の技師も來朝して、その造營を助け、また高麗の僧曇徵も紙・墨・繪具などの製法を傳へしより、美術・工藝はために著しく進歩したり。殊に推古天皇の御代には、佛法興隆の詔下り、諸王・群臣競うて寺塔・佛像を作りて君父の冥福を祈れり。さきに聖德太子の物部氏と爭ふや、戰勝を四天王に祈り、蘇我馬子もまた誓願を發したれば、戰勝の後、太子は攝津に四天王寺を建てたまひ、馬子は大和國飛鳥の地に法興寺を起したりしが、それらの建物はいづれも失はれ、今に依然として當時の舊態を存するものには、大和の法隆寺あり。同寺は推古天皇が太子と共に、第三十一代用明天皇の御遺命を奉じて建立したまへるものにて、金堂・五重塔・中門などの壯麗なる伽藍巧に配置せられて壯觀を極め、金堂には太子の冥福のために司馬達等

の孫鳥佛師の作りたる金銅釋迦三尊佛、及び太子が父天皇の御爲に同じく鳥佛師をして作らしめたまひしと傳ふる金銅藥師三尊佛などの諸佛安置せらる。なほ堂内の壁畫も頗る巧を極め、東洋美術の精粹と稱せらる。また太子の薨後、王妃が數多の女官と共に、太子の淨土に往生せる樣を畫きたる下繪に、五色の色絲を以て施したまへる美麗なる刺繡の一部も今に傳はりて、いはゆる推古時代の精巧なる技術の面影を殘せり。

造塔・造像・畫像の功德　諸佛滅度已（レテ）　供養舍利者（スルハ）　起萬億種塔（テテ）　金銀及頗黎（ヒハリ）　硨磲與碼碯（シヤコトタモツテアノウ）　玫瑰瑠璃珠（マイエルリ）、清淨廣嚴飾（ニクシレ）　莊嚴於諸塔（ノヲ）　或有起石廟（ハリテ）　栴檀（センダン）及（ヒ）　沈水（ジンスヰ）、木榗竝餘材（ホクミツニノ）　甎瓦泥土等（セングワヲ）　若於曠野中（ハヲ）　積土成佛廟（ミテフレ）、乃至童子戲（ノレニ）　聚沙爲佛塔（ヒルト）　如是諸人等（キノ）、皆已成佛道（ニジヤヲ）　若人爲佛故（ハニ）　建立諸形像（シレヲ）　刻彫成衆相（シテセルノ）　皆已成佛道（ニジヤヲ）　或以七寶成（ハテヲシ）　鍮鈢赤（チウシヤクシヤク）　白銅（ビヤクダウ）　白鑞及鉛錫（ヒヤクラウヒエンシヤク）　鐵木及與泥（ヒ）、或以膠漆布（ハテケフシフフ）　嚴飾作佛像（シテレルヲ）　如是諸人等（キノ）　皆已成佛道（ニジヤヲ）

法華義疏卷第一
大委上宮王私集非海後參
此是
夫妙法蓮華經者蓋是總乘之善合爲一同二豐田七百迴
壽轉成長遠之神藥若論迦釋如來應現化長之大意者
爲欲宣演正教備同歸之旨令得莫二大果但衆生
宿緣善惡種種根鈍五濁鄣於大猶六弊疲昏惑服萃來
如來隨時而宜動說應範前三乘之
門一乘同果之大理所以如來隨
別說使感各趣之迹果況化
以中道而褒貶猶以三周
羊鹿月蒙教誡行漸
又出世之大意是以如來即動
功善同歸之理使得莫二之大果妙法蓮華
最絕歟之号法即正經中所說一同一果之法也言正經中所說
一乘同果之法超於昔日三乘同果之義故稱妙法蓮華

法隆寺壁畫

印度アジャンター壁畫

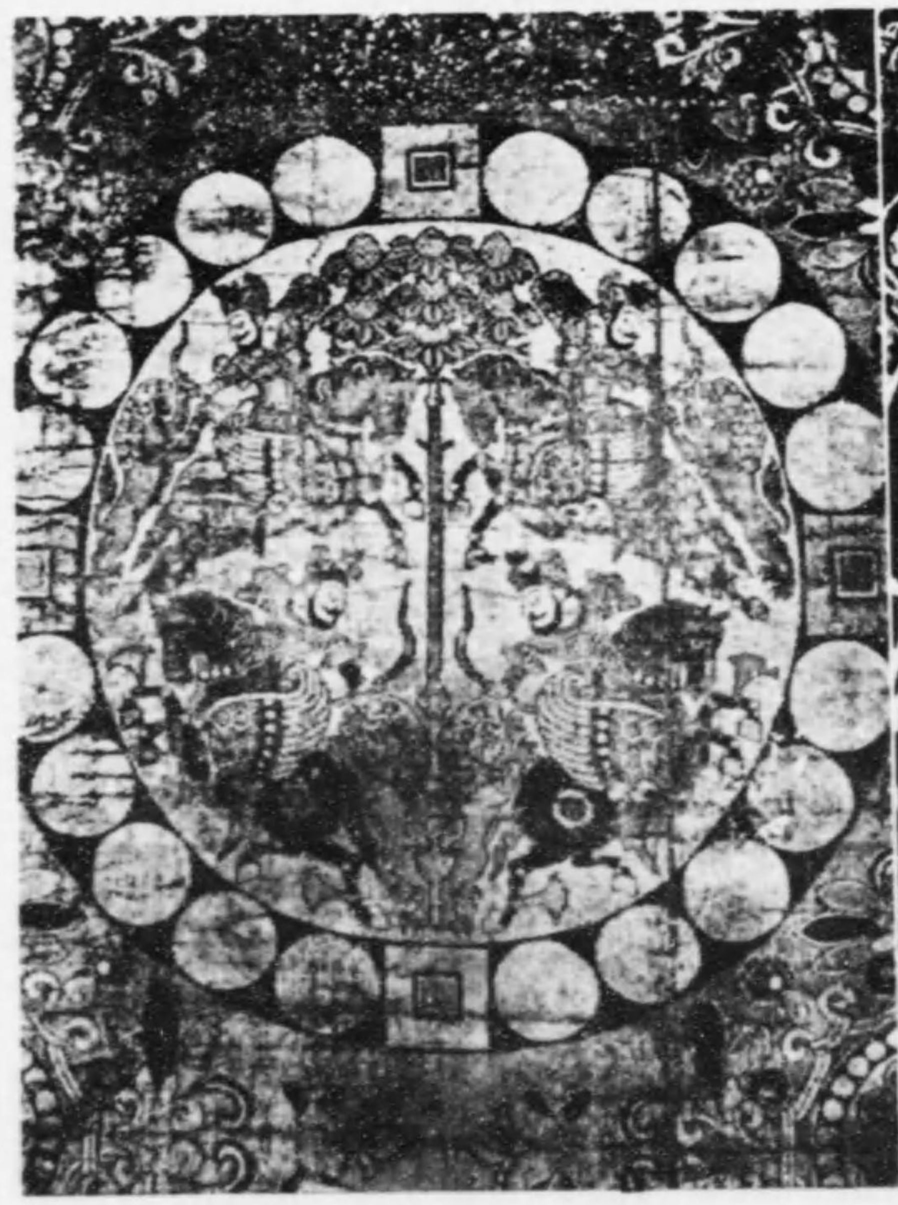

法隆寺獅子狩文錦

ササン朝絹織物

法隆寺全景

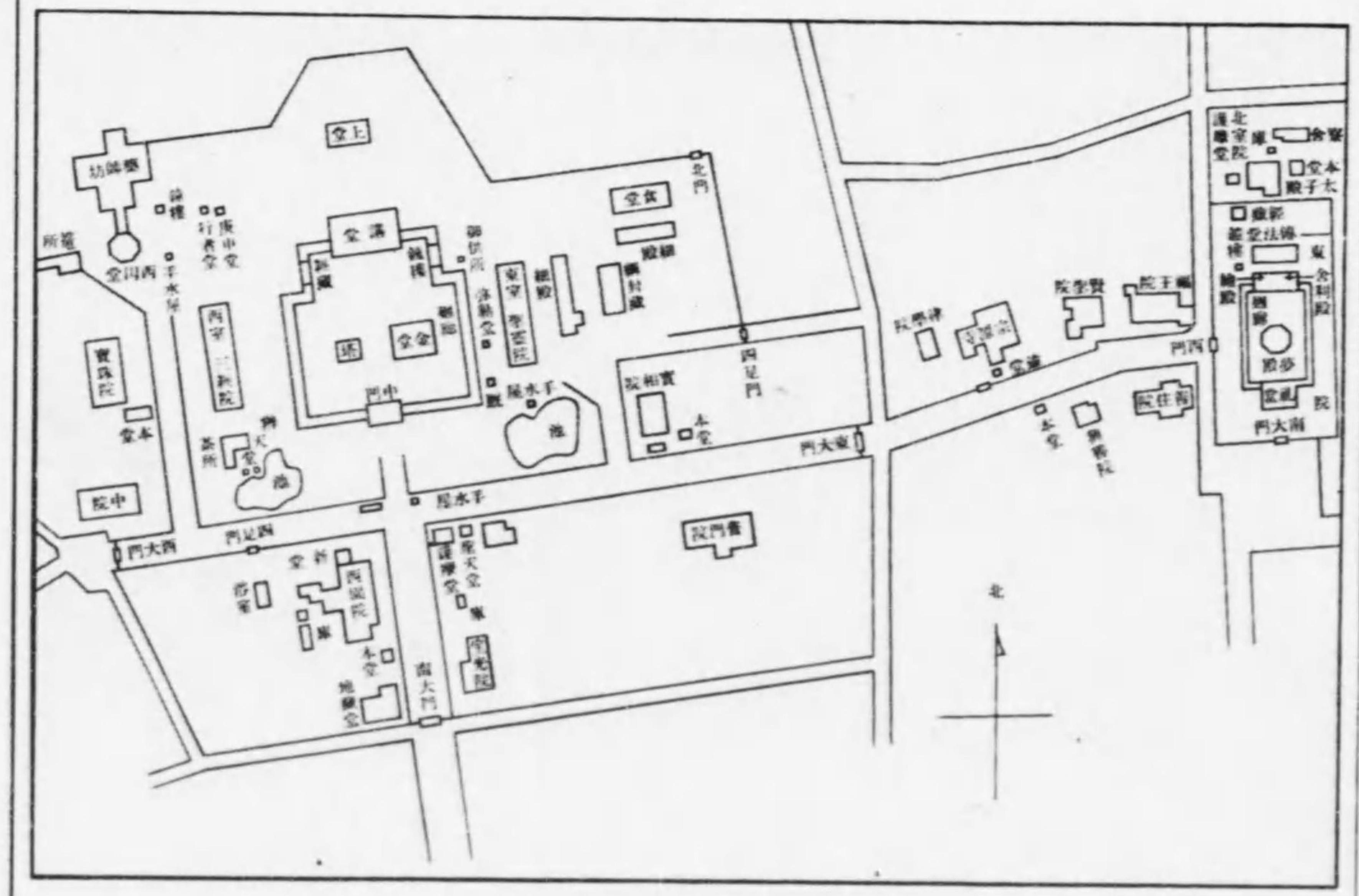

法隆寺平面圖

天壽國曼陀羅

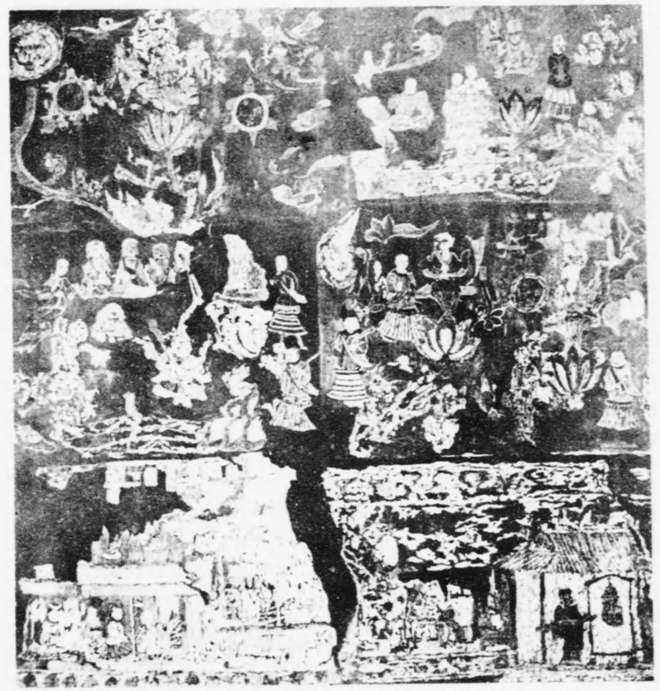

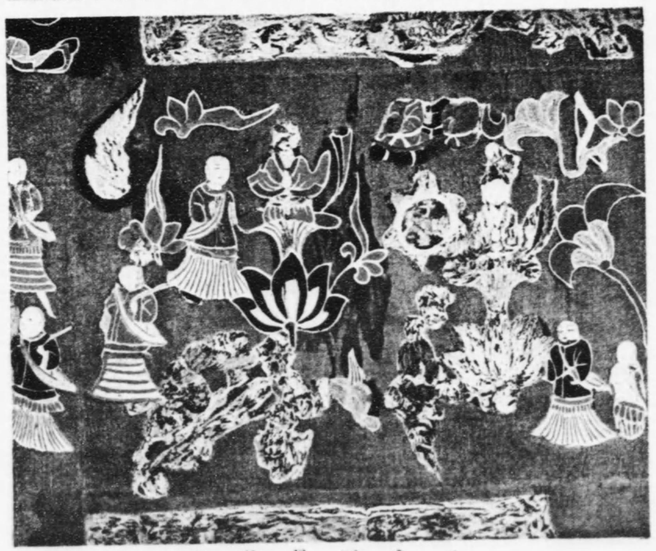

天壽國曼陀羅

年表

（神武天皇より推古天皇まで）

御代數	天皇	御在位年間	紀元	年號	事項
一	神武天皇	元—七六	元	元年	正月朔日始めて即位の禮を橿原宮に擧ぐ○五十鈴媛命を皇后となす
			二	二年	功臣を賞し國造・縣主を任ず
			四	四年	皇祖天神を鳥見山に祭る
			七六	七十六年	三月十一日橿原宮に崩ず
二	綏靖天皇	八〇—一一三			
三	安寧天皇	一一三—一五〇			
四	懿德天皇	一五一—一八四			
五	孝昭天皇	一八六—二六八			
六	孝安天皇	二六九—三七〇			
七	孝靈天皇	三七一—四四六			
八	孝元天皇	四四七—五〇三	四六七	二十一年	（衞氏、箕氏を滅して朝鮮に王と稱す）
九	開化天皇	五〇三—五六三	五五三	五十年	（漢、衞氏を滅して朝鮮を併はす）
一〇	崇神天皇	五六四—六三一	五六九	六年	天照大神を大和笠縫邑に祭る
			五七三	十年	四道將軍を派遣す
			五七五	十二年	始めて人口を調査し稅法を定む
			五八〇	十七年	勅して諸國に船舶を造らしむ
			六〇四	四十一年	（新羅國起る）
			六一四	六十一年	（高麗國起る）
			六二五	六十二年	勅して池溝を開かしむ
			六二八	六十五年	任那援を請ふ、ついで鹽乘津彥をして之を助けしむ
一一	垂仁天皇	六三二—七三〇	六四三	十二年	（百濟國起る）
			六五六	二十五年	倭姬命をして天照大神を伊勢度會に遷し祭らしむ
			六六六	三十五年	諸國に令して池溝を開かしむ
			六六八	三十七年	（漢亡ぶ）
			六八五	五十四年	（後漢起る）
			七二一	九十年	田道間守を海外に遣はす
			七二七	九十六年	（佛教支那に傳はる）
一二	景行天皇	七三一—七九〇	七三一	元年	田道間守海外より歸る
			七四二	十二年	熊襲親征のため九州に幸す
			七五五	二十五年	武內宿禰をして東北の形勢を視察せしむ
			七五七	二十七年	日本武尊をして熊襲を討たしむ
			七七〇	四十年	日本武尊をして蝦夷を討たしむ
			七七三	四十三年	日本武尊薨ず
			七八三	五十三年	東山・東海の諸國に巡幸す
			七八六	五十六年	御諸別王をして東國を治めしむ
一三	成務天皇	七九一—八五〇	七九三	三年	武內宿禰を大臣となす
			七九五	五年	國縣を分ち邑里を定む
一四	仲哀天皇	八五二—八六〇	八五九	八年	熊襲親征のために九州に幸す
			八六〇	九年	橿日宮に崩ず○神功皇后新羅を伐つ
一五	應神天皇	八六〇—九七〇	八六五	五年	新羅始めて朝貢す
			八八〇	二十年	（後漢亡ぶ）
			九〇七	四十七年	百濟始めて朝貢す
			九三六	七十六年	高麗人始めて來朝す
			九四三	八十三年	百濟縫衣の工女を貢す○弓月王歸化す
			九四四	八十四年	百濟阿直岐を送りて良馬を貢す
			九四五	八十五年	王仁來朝して論語・千字文を上る
			九四九	八十九年	阿知使主歸化す
			九五七	九十七年	菟道稚郎子高麗の表文の無禮を責む
			九六六	百六年	阿知使主を支那に遣はして織縫の工女を求めしむ
一六	仁德天皇	九七三—一〇五九	九七三	元年	都を難波に遷す
			九七六	四年	三年の間租稅を免ず
			九七七	五年	（東晉起る）
			九八二	十年	始めて役を課して皇居を營ましむ
			九八三	十一年	難波の堀江を掘り茨田堤を築く
			九八六	十四年	橋を猪甘津に架し河內に通ずる大道を作る
			一〇四四	七十二年	（佛教百濟に傳はる）
一七	履中天皇	一〇六〇—一〇六五	一〇六五	六年	始めて內藏を建つ
一八	反正天皇	一〇六六—一〇七〇			

代	天皇	在位	皇紀	年	事項
			七九五	五年	國縣を分ち邑里を定む
一四	仲哀天皇	八五二—八六〇	八五九	八年	熊襲親征のために九州に幸す
			八六〇	九年	橿日宮に崩ず○神功皇后新羅を伐つ
一五	應神天皇	八六〇—九七〇	八六五	五年	新羅始めて朝貢す
			八八〇	二十年	(後漢亡ぶ)
			九〇七	四十七年	百濟始めて朝貢す
			九三六	七十六年	高麗人始めて來朝す
			九四三	八十三年	百濟縫衣の工女を貢す○弓月王歸化す
			九四四	八十四年	百濟阿直岐を送りて良馬を貢す
			九四五	八十五年	王仁來朝して論語・千字文を上る
			九四九	八十九年	阿知使主歸化す
			九五七	九十七年	菟道稚郎子高麗の表文の無禮を責む
			九六六	百六年	阿知使主を支那に遣はして織縫の工女を求めしむ
一六	仁德天皇	九七三—一〇五九	九七三	元年	都を難波に遷す
			九七六	四年	三年の間租税を免ず
			九七七	五年	(東晉起る)
			九八二	十年	始めて役を課して皇居を營ましむ
			九八三	十一年	難波の堀江を掘り茨田堤を築く
			九八六	十四年	橋を猪甘津に架し河內に通ずる大道を作る
			一〇四四	七十二年	(佛教百濟に傳はる)
一七	履中天皇	一〇六〇—一〇六五	一〇六五	六年	始めて內藏を建つ
一八	反正天皇	一〇六六—一〇七〇			
一九	允恭天皇	一〇七二—一一一三	一〇八〇	九年	(東晉亡び南北朝の亂世となる)
二〇	安康天皇	一一一三—一一一六			
二一	雄略天皇	一一一六—一一三九	一一一七	元年	大臣(平群眞鳥)大連(大伴室屋・物部目)相竝びて朝政を輔く
			一一二二	六年	皇后に蠶を養はしめらる
			一一二三	七年	陶工・鞍工・畫工及び錦織の職工を百濟より召す
			一一二八	十二年	使を支那に遣はして織縫の工女を召さしむ
			一一三一	十五年	始めて大藏を建つ
			一一三八	二十二年	豐受大神を伊勢山田に遷し祭る
二二	清寧天皇	一一三九—一一四四			
二三	顯宗天皇	一一四五—一一四七			
二四	仁賢天皇	一一四八—一一五八			
二五	武烈天皇	一一五八—一一六六			
二六	繼體天皇	一一六七—一一九一	一一七二	六年	任那の地を割いて百濟に與ふ
			一一七三	七年	百濟五經博士を貢す
			一一八二	十六年	司馬達等來朝す
二七	安閑天皇	一一九一—一一九五			
二八	宣化天皇	一一九五—一一九九			
二九	欽明天皇	一一九九—一二三一	一二〇〇	元年	物部尾輿大伴金村を彈劾す
			一二一二	十三年	百濟佛像・經論などを上る
			一二一四	十五年	百濟醫・易・曆の諸博士を分番せしむ
			一二二二	二十三年	新羅任那の日本府を滅す
三〇	敏達天皇	一二三二—一二四五	一二三七	六年	百濟佛工・寺工などを貢す
三一	用明天皇	一二四五—一二四七	一二四七	二年	蘇我馬子物部氏を滅す
三二	崇峻天皇	一二四七—一二五二	一二四八	元年	馬子法興寺を建つ
			一二四九	二年	(隋支那を統一す)
三三	推古天皇	一二五二—一二八八	一二五三	元年	聖德太子を攝政となす○四天王寺を建つ
			一二五四	二年	佛法興隆の詔を下す
			一二五五	三年	高麗の僧惠慈來朝す
			一二六二	十年	百濟の僧觀勒曆本及び天文・地理などの書を上る
			一二六五	十三年	鳥佛師をして丈六の銅・繡の佛像を造らしむ
			一二六六	十四年	太子勝鬘經・法華經を講ず
			一二六七	十五年	法隆寺を建つ
			一二七〇	十八年	高麗の僧曇徵來朝す
			一二七一	十九年	菟田野に藥獵す
			一二七五	二十三年	太子法華經疏を著す
			一二八二	三十年	太子薨ず、王妃すなはち天壽國曼陀羅を作る
			一二八三	三十一年	鳥佛師をして釋迦三尊佛を造らしむ

氏族制度の利弊

綵畫作佛像　百福莊嚴相　自作若使人　皆已成佛道　乃至童子戲　若艸木及筆　或以指爪甲　而畫作佛像　如是諸人等　漸漸積功德　具足大悲心　皆已成佛道。【妙法蓮華經方便品】

法隆寺金堂釋迦像光背銘　法興元卅一年、歲次辛巳、十二月鬼前太后崩。明年正月廿二日、上宮法皇枕病弗悆、于食王后、仍以勞疾、竝着於床。時王后・王子等及與諸臣、深懷愁毒、共相發願、仰依三寶、當造釋像尺寸王身、蒙此願力、轉病延壽、安住世間、若是定業、以背世者、往登淨土、早昇妙果。二月廿一日癸酉、王后卽世、翌日法皇登遐。癸未年三月中、如願敬造釋迦尊像竝俠侍、及莊嚴具竟、乘斯微福、信道智識現在安隱出生入死、隨奉三主、紹隆三寶、遂共彼岸、普遍六道、法界含識、得脫苦緣、同趣菩提、使司馬鞍首止利佛師造。

曇徵の來朝　十八年〇推古天皇春三月、高麗王貢上僧曇徵・法定、曇徵知五經、且能作彩色及紙・墨、幷造碾磑。蓋造碾磑始于是時歟。【日本書紀卷二十二】

第四　支那との交通　政治の改新

大陸輸入の文化は、推古時代に至りて燦然たる光を放ちたるが、この

豪族の土地兼併

頃また社會の制度にやうやく弊害を生じ來れり。古來行はれたる氏族制度は、氏によりて職業を別にし、これを世襲するより、その業に專らにして事に精しきの利あるうへに、氏族はそれ〴〵その氏上によりて統率せられ、世業を守りて互に相をかすことなく、各自の團結を堅むると共に、いづれも皇室を中心として一致協同し、整然たる社會組織の下に政治もよく行はれたりき。されど大陸交通の結果、彼の文明しきりに流入して漸次社會の複雜におもむくに及びては、從來の制度はとうてい進歩せる時勢に伴なふべくもあらず。すなはち職業世襲の習はしは、家業に適せざるものもなほ父祖の後を繼ぎ、他に人材あるもこれを用ふるに餘地なきが如き弊害少からず、また一方には有力なる氏族はほしいまゝに人民を私有して意のまゝにこれを驅使し、あるひは勢にまかせて山海・林野を兼併し、年を逐うてますます〳〵その權をほしいまゝにするに至りぬ。中にも道臣命の後

名族の權力爭

なる大伴氏と、可美眞手命の後なる物部氏とは、代々軍事にあづかると共に、互に大連となりて大政に參與し、これと相竝びて、大臣として朝政を輔佐するものに蘇我氏あり。蘇我氏は勳功竝びなき武内宿禰の裔にして、滿智以來國家の財政權を握り、後、朝廷の外戚としてますます重きを加へたりき。かくてこれらの名族相對立して、各、强大となるに從ひて互にその權力を爭ひたりしが、大伴金村が對韓政策を誤りて、欽明天皇の朝物部尾輿のために彈劾せられてより、大伴氏の勢威また舊の如くならず。然るにたま〳〵佛教の傳來は、更に蘇我物部兩氏軋轢の端を啓き、遂に蘇我氏は物部氏を滅してその資產を收め、獨り政權を占めたれば、馬子・蝦夷・入鹿の三代に至りては富皇室にまさりて、無道の振舞少からず。貴族專權の弊實にこゝに極まりぬ。

大伴金村任那の地を百濟に與ふ　六年〇繼體冬十二月、百濟遣使貢調、別表請任

那國上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四縣、哆唎國守穗積臣押山奏曰、此四縣近連二百濟一遠隔二日本一、且暮易レ通、鷄犬難レ別、今賜二百濟一合爲二同國一、固存之策、無レ以過レ此、然縱賜合レ國後世獨危、況爲二異場一幾年能守、大伴大連金村具得レ是言、同レ謨而奏。迺以二物部大連麁鹿火一宛レ宣レ勅、使一物部大連方欲レ發二向難波館一、宣レ勅於百濟客。其妻固要曰、夫住吉神初以二海表金銀之國高麗・百濟・新羅・任那等一授二託胎中譽田天皇一、○應神故大后氣長足姫尊、○神功皇后與二大臣武內宿禰一、每レ國初置二官家一、爲二海表之蕃屏一、其來尙矣、抑有レ由焉、縱割賜レ他、違二本區域一、綿世之刺詎離二於口一。大連報曰、教示合レ理、恐レ背二天勅一。其妻切諫云、稱レ疾莫レ宣。大連依レ諫、由レ是改レ使而宣レ勅、付二賜物一、竝制旨依レ表賜二任那四縣一。大兄皇子前有二緣事一不レ聞レ賜レ國、晩知二宣勅一驚悔欲レ改、令レ曰、自二胎中之帝一置二官家之國一、輕隨二蕃乞一輒示賜乎。乃遣二日鷹吉士一、改宣二百濟客一。使者答啓、父天皇圖二計便宜一、勅賜既畢。子皇子豈違二帝勅一妄改而令、必是虛也。縱是實者、持二杖大頭一打、執二與持一杖小頭一打痛乎。遂罷。於レ是或有二流言一曰、大伴大連與二哆唎國守穗積臣押山一受二百濟之賂一矣。

二十三年○繼體　春三月、百濟王謂二下哆唎國守穗積臣押山一曰、夫朝貢使者恒避二島曲一、謂二海中島曲崎岸一每苦二風波一、因レ茲濕所レ資、全壞無レ色、請以二加羅多沙津一爲二

臣朝貢津路一。是以押山臣爲レ請聞奏。是月遣二物部伊勢連父根・吉士老等一、以二津賜二百濟王一。於レ是加羅王謂二勅使一云、此津從レ置二官家一以來、爲二臣朝貢津涉一、安得二輒改賜一隣國違二元所封限地一。勅使父根等因レ斯難二以面賜一、却二還大嶋一、別遣二錄史一、果賜二扶余一。由レ是加羅結二讎新羅一、生レ怨日本一。【日本書紀卷十七】

大伴金村彈劾せらる　元年○欽明　九月乙亥朔、己卯、幸二難波祝津宮一。大伴大連金村許勢臣稻持・物部大連尾輿等從焉。天皇問二諸臣一曰、幾許軍卒伐二得新羅一。物部大連尾輿等奏曰、少許軍卒不レ可レ易征、曩者男大迹天皇○繼體　六年百濟遣レ使表請二任那上哆唎・下哆唎・娑陀・牟婁四縣一、大伴大連金村輒依二表請一許賜。所レ求由レ是新羅怨讎積年、不レ可二輕爾而伐一。於レ是大伴金村居二住吉宅一稱レ病不レ朝。【日本書紀卷十九】

物部氏財産の處分　平レ亂之後、於二攝津國一造二四天王寺一分二大連○物部守屋一奴半與レ宅、爲二寺奴田荳以二田一萬頃一賜迹見首赤檮一。【日本書紀卷二十一】

蘇我蝦夷入鹿父子の無道　是歲○皇極　天蘇我大臣蝦夷……盡發二擧國之民幷百八十部曲一預造二雙墓一、今來一曰二大陵一、爲二大臣墓一、一曰二小陵一、爲二入鹿臣墓一。望死之後勿レ使レ勞レ人。更悉聚二上宮乳部民一、云二美文一役使營兆所一。於是上宮大娘姫王發憤而

歎曰、蘇我臣專擅國政多行無禮、天無二日、國無二王、何由任意悉役封民。

三年○皇極冬十一月、蘇我大臣蝦夷兒入鹿臣、雙起家於甘檮岡、稱大臣家曰宮門、入鹿家曰谷宮門（谷、此云波佐麻）、稱男女曰王子、家外作城柵、門傍作兵庫、每門置盛水舟一、木鉤數十、以備火災、恒使力人持兵守家。【日本書紀卷二十四】

聖德太子の革新

かゝる社會の趨勢を視て、はやくも政治を革新し、皇威を振張せんとしたまへるは聰明なる聖德太子なり。太子は佛典の外、儒學を博士覺哿に受け、天文・地理の諸學を百濟の僧觀勒に學びて、悉く通達したまふ。

冠位の制

さればまづ冠位の制をはじめ、大德・小德・大仁・小仁・大禮・小禮・大信・小信・大義・小義・大智・小智の十二階を定めて、紫・青・赤・黃・白・黑の六色を以て區別し、これを授くるに當りては、舊來の家格にかゝはらず、專ら事功あるものを選び、人材登庸の途を開きたまへり。

十七條憲法

また儒教と佛教とを折衷融和して、十七條の憲法を制定し、政治道德上の標準を官民に示したまひしが、特に豪族の土地・人民を私して專權を極むるの時弊を戒め、以て君臣の大義を明かにしたまへり。

聖德太子の聖德　元年○推古夏四月庚午朔己卯、立厩戸豐聰耳皇子爲皇太子。仍錄攝政、以萬機悉委焉。橘豐日天皇○用明第二子也。母皇后曰穴穗部間人皇女。皇后懷妊開胎之日、巡行禁中、監察諸司、至于馬官乃當厩戸而不勞忽產之。生而能言、有聖智、及壯、一聞十人訴以勿失能辨、兼知未然、且習內教於高麗僧惠慈、學外典於博士覺哿、兼悉達矣。【日本書紀卷二十二】

鳥佛師の巧智　十四年○推古夏四月乙酉朔、壬辰、銅繡丈六佛像竝造竟。是日也、丈六銅像坐於元興寺金堂、時佛像高於金堂戸、以不得納堂、於是、諸工人等議曰破堂戸而納之。然鞍作鳥之秀工、以不壞戸得入堂……五月甲寅朔、戊午勅鞍作鳥曰、欲興隆內典、方將建佛刹、肇求舍利、時汝祖父司馬達等便獻舍利、又於國無僧尼、於是汝父多須那爲橘豐日天皇○用明出家、恭敬佛法、又汝姨島女初出家爲諸尼導者、以修行釋教。今朕爲造丈六佛、以求好佛像、汝之所獻佛本則合朕心。又造佛像既訖不得入堂、諸工人不能計以將破堂戸、然汝不破戸而得入、此皆汝之功也。卽賜大仁位因以給近江國坂田郡水田二十町焉。【日本書紀卷二十二】

蘇我氏の誅滅

憲法十七條　一曰以和爲貴、無忤爲宗。　二曰篤敬三寶。　三曰承詔必謹。　君則天之、臣則地之。　四曰群卿百寮、以禮爲本。　五曰絶餐棄欲、明辨訴訟。　六曰無匿人善、見惡必匡。　七曰人各有任掌、宜不濫。　八曰群卿百寮早朝晏退。　九曰信是義本、每事有信。　十曰絶忿棄瞋、不怒人違。　十一曰明察功過、賞罰必當。　十二曰國司・國造、勿斂百姓。　國靡二君、民無兩主、率土兆民、以王爲主、所任官司、皆是王臣。　十三曰諸任官者、同知職掌。　十四曰群臣百寮、無有嫉妬。　十五曰背私向公、是臣之道矣。　十六曰使民以時、古之良典。　十七曰夫事不可獨斷、必與衆宜論。【日本書紀卷二十二】

かく太子は政治を新にし文化を進めて、一に國利民福をはかりたまひしに、不幸にも御病を得、御位に即くに及ばずして薨じたまひしかば、萬民哀惜して哭泣の聲行路に滿てり。太子の御子山背大兄王また德望一世に高かりしに、蘇我入鹿これを忌みて、その御一族を滅したてまつりて、頗る暴虐を極む。英邁なる中大兄皇子はこれを憤りたまひ、太子の御遺志をつぎて皇威を回復せんとしたまふ。時に中臣鎌足、天資忠誠にして、夙に匡濟の志ありたま〳〵法興寺の蹴鞠の遊を機として、皇子に親近したてまつり、相共に南淵請安に經學を學びて、往還の途上互に密議をこらし、紀元一千三百五年第三十代皇極天皇の四年六月三韓朝貢の日、入鹿を大極殿に誅し、ついでその父蝦夷をもうち滅し、はじめて積年の宿志を達したりき。

聖德太子の薨去　二十九年〇推古天皇春二月己丑朔、癸巳半夜、厩戸豐聰耳皇子命薨于斑鳩宮。　是時諸王諸臣及天下百姓、悉長老如失愛兒、而鹽酢之味、在口不嘗、少幼者如亡慈父母、以哭泣之聲、滿於行路。　乃耕夫止耕、舂女不杵、皆曰、日月失輝、天地既崩、自今以後、誰恃哉。【日本書紀卷二十三】

蘇我入鹿山背大兄王を害したてまつる　二年〇皇極天皇十一月丙子朔、蘇我臣入鹿遣小德巨勢德太臣・大仁土師婆婆連、掩山背大兄王等於斑鳩……　山背大兄仍取馬骨投置內寢、遂率其妃幷子弟等、得間逃出隱膽駒山。　三輪文屋君・舍人田目連及其女菟田諸石・伊勢阿部堅經從焉。　巨勢德太臣等燒斑鳩宮、灰中見骨、誤謂王死、解圍退出。　由是山背大兄王等四五日間、淹留於山、不得喫飲。　三輪文屋

君進而勸曰、請移向於深草屯倉、從茲乘馬詣東國、以乳部爲本、興師還戰、其勝必矣。山背大兄王等對曰、如卿所慮、其勝必然。但吾情冀十年不役百姓、以一身之故、豈煩勞萬民。又於後世不欲民言由吾之故喪己父母。豈其戰勝之後方言丈夫者歟。……山背大兄王等自山還入斑鳩寺。軍將等則以兵圍寺。於是山背大兄王使三輪文屋君謂軍將等曰、吾起兵伐入鹿者、其勝定之、然由一身之故不欲傷殘百姓、是以吾之一身賜於入鹿。終與子弟妃妾一時自經俱死也。【日本書紀卷二十四】

中臣鎌足中大兄皇子と蘇我氏誅戮を謀る　三年○天皇極　春正月乙亥朔、以中臣鎌子連拜神祇伯、再三固辭不就、稱疾退居三島。……中臣鎌子連爲人忠正、有匡濟心、乃憤蘇我臣入鹿失君臣長幼之序、挾闕計社稷之權、歷試接王宗之中、而求可立功名哲主。便附心於中大兄、疏然未獲展其幽抱、偶預中大兄於法興寺槻樹之下打毬之侶、而候皮鞋隨毬脫落、取置掌中、前跪恭奉。中大兄對跪敬執、自茲相善、俱述所懷、既無所匿。復恐他嫌頻接而俱手把黃卷、自學周孔之教於南淵先生所、遂於路上往還之間、竝肩潛圖、無不相協。【日本書紀卷二十四】

蘇我氏の誅戮　四年○天皇極　六月丁酉朔、甲辰、中大兄密謂倉山田麻呂臣曰、三韓進調之日、必將使卿讀唱其表。遂陳欲斬入鹿之謀。麻呂臣奉許焉。戊申天皇御大極殿古人大兄侍焉。中臣鎌子連知蘇我入鹿臣爲人多疑、晝夜持劒、而教俳優方便令解。入鹿臣咲而解劒、入侍子座。倉山田麻呂臣進而讀唱三韓表文。於是中大兄戒衞門府一時俱鏁十二通門、勿使往來、召聚衞門府於一所、將給祿。時中大兄即自執長槍、隱於殿側、中臣鎌子連等持弓矢、而爲助衞使。海犬養連勝麻呂、投箱中兩劒於佐伯連子麻呂與葛城稚犬養連網田曰、努力努力、急須應斬。子麻呂等以水送飯、恐而反吐。中臣鎌子連嘖而使勵。倉山田麻呂臣恐唱表文將盡、而子麻呂等不來、流汗沃身、亂聲動手。鞍作臣怪而問曰、何故掉戰。山田麻呂對曰、恐近天皇、不覺流汗。中大兄見子麻呂等、長入鹿威、便旋不進、曰、吐嗟、卽共子麻呂等出其不意、以劒傷割入鹿頭肩。入鹿驚起。子麻呂運手揮劒傷其一脚。入鹿轉就御座、叩頭曰、當居嗣位、天之子也。臣不知罪、乞垂審察。天皇大驚詔中大兄曰、不知所作、有何事耶。中大兄伏地奏曰、鞍作盡滅天宗、將傾日位、豈以天孫代鞍作耶。蘇我臣入鹿更名鞍作。天皇卽起入於殿中。佐伯連子麻呂、稚犬養連網田斬入鹿臣。……中大兄卽入法興寺爲城而備。凡諸皇子諸

王・諸卿・大夫・臣・連・伴造・國造、悉皆隨侍。使二人賜二鞍作臣一屍於大臣蝦蛦一。於是漢直等摠二聚眷屬一擐レ甲持レ兵、助二大臣一設二軍陣一。中大兄使二將軍巨勢德陀臣一以二天地開闢、君臣始有一說二於賊黨一令レ知レ所レ起。於是高向臣國押謂二漢直等一曰、吾等由二君大郎一應レ當レ被レ戮、大臣亦於二今日明日一立。俟二其誅一決矣。然則爲レ誰空戰盡被レ刑乎。言畢解レ劒投レ弓捨レ此而去。賊徒亦隨散走。己酉、蘇我臣蝦蛦等、臨レ誅悉燒二天皇記・國記・珍寶一。船史惠尺卽疾取二所レ燒國記一而奉二中大兄一。【日本書紀卷二十四】

任那日本府の滅亡、支那との修好

多年驕奢專橫を極めたる蘇我氏の宗家こゝに絶え、その莫大なる領土・資產は悉く收公せられたれば、從來の積弊を一掃して社會の制度を革新するの機まさに到れり。この頃恰も我は支那と交通して大陸の事情に通ずるもの少からず、加ふるにその國情は頗る我が情勢と似たるものありしかば、おのづから制度の模範を彼に取りていよいよ古來の氏族制度は改められぬ。

これより先、支那大陸の文物は朝鮮半島を經て我が國に傳はりしが、年を經るに從ひて紛亂しばゝ〳〵半島の地に起り、我が統帥また宜しきを得ず、遂に欽明天皇の二十三年任那日本府の滅亡せしより、歷朝これが興復をはかりたまひしも、半島の經營はます〳〵困難となり行き、文物の輸入また意の如くならず。されば聖德太子は、むしろ支那と隣國の好を修め、兼ねて佛教・文物を直接彼に學ばんと思召され、紀元一千二百六十七年推古天皇の十五年、小野妹子を支那に遣はして、はじめて國交を結ばしめたまへり。

任那日本府の滅亡　二十三年（天○欽明天皇）春正月、新羅打二滅任那官家一。【日本書紀卷十九】

遣隋使の使命　以二小治田朝（今按推古天皇）十二年歲次甲子正月朔一始用二曆日一。是時國家書籍未レ多、爰遣二小野臣因高一於隋國一買二求書籍一兼聘二隋天子一。【經籍後傳記（善隣國寶記所引）】

時に支那は隋の世にして、久しく分裂したりし全土を一統して、國勢俄に揚り、煬帝に至りて統一の制度大いに整ひ、文物また燦然としてその四隣に輝きたり。我のはじめて國交を開きしは、恰も煬帝の大業三

年にして、彼はみづから持すること尊大にして、殆ど他國を屬國視するの風ありしに、太子は堂々これと對等の國交を結びて、毫も我が國家の體面を辱かしめたまはざりき。

遣隋の國書　大業三年、其王多利思比孤、遣レ使朝貢。使者曰、聞二海西菩薩天子、重興二佛法一、故遣二朝拜一。兼沙門數十人來學二佛法一。其國書曰、日出處天子致二書日沒處天子一、無レ恙云々。帝覽レ之不レ悅、謂二鴻臚卿一曰、蠻夷書有二無禮者一、勿レ復以聞。【隋書卷八十一列傳第四十六東夷倭國條】

隋使の來聘と國使の入隋　十六年〇推古天皇　夏四月、小野臣妹子至レ自二大唐一。唐國號二妹子臣曰一蘇因高、卽大唐使人裴世清、下客十二人從二妹子臣一至二於筑紫一。遣二難波吉師雄成一召二大唐客裴世清等一、爲二唐客更造一二新館一。於難波高麗館之上一。六月壬寅朔、丙辰、客等泊二于難波津一。是日以二館船三十艘一迎二客等一于江口一、安二置新館一。於レ是以二中臣宮地連磨呂、大河內直糠手船史王平一爲二掌客一。……秋八月辛丑朔癸卯、唐客入レ京。是日遣二餝騎七十五疋一而迎二唐客於海石榴市衢一。額田部連比羅夫以告二禮辭一焉。壬子、召二唐客於朝庭一、令レ奏二使旨一。時阿倍鳥臣、物部依網連抱二人爲二客之導者一也。於是、大唐之國信物置於庭中一。時使主裴世清親持レ書、兩度再拜、言二上使旨一而立之。其書曰、皇帝問二倭皇一。使人長吏大禮蘇因高等至、具レ狀、朕欽承二寶命一、臨二仰區宇一、思弘二德化一、覃二被含靈一、愛育之情、無レ隔二遐邇一。知皇介居二海表一、撫二寧民庶一、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩二朝貢一、丹款之美、朕有レ嘉焉。稍暄比如レ常也。故遣二鴻臚寺掌客裴世清等一、指二宣往意一、幷送レ物如レ別。時阿倍臣出進以受二其書一而進行。大伴囓連迎出承レ書置二於大門前机上一而奏レ之。事畢而退焉。是時皇子諸王諸臣、悉以二金髻華一著レ頭。亦衣服皆用二錦紫繡纈及五色綾羅一、一云、服色之用二冠色一。丙辰、饗二唐客等於朝一。九月辛未朔、乙亥、饗二客等於難波大郡一。辛巳、唐客裴世清罷歸。則復以二小野妹子臣一爲二大使一、吉士雄成爲二小使一、福利爲二通事一、副二于唐客一而遣之。爰天皇聘二唐帝其辭曰、東天皇敬白二西皇帝一。使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久憶方解、季秋薄冷、尊何如、想清念、此卽如レ常、今遣二大禮蘇因高、大禮乎那利等一往、謹白不具。【日本書紀卷二十二】

大陸文物の輸入と革新政治

太子はまた歸化人の子孫なる高向玄理・南淵請安・僧旻など八人を小野妹子に從はしめて、支那に留學せしむ。既にして支那にては、隋亡びて唐の世となり、第三十四代舒明天皇の御代には犬上御田鍬・藥師惠日らを遣唐使として、はじめて彼に派遣せしより、その後歷朝絕えず使節

留學生の發遣あり、唐使もまたしばゝ〳〵來朝して、互に聘信を贈答せり。これらの留學生は永く唐に留まりて修學し、頗る彼の制度・文物に通曉して歸朝したるに、我が國にては、恰も從來の社會制度を改廢して、新に統一制度を布かんとする際なれば、直ちにこれらの人々の新知識を利用して、いよ〳〵革新の政治を實施するに至れり。

大化の改新

建元

されば第三十六代孝德天皇皇極天皇につぎて立ちたまひ、こゝに御英斷を以て政治・社會の組織上に一大改新を決行したまはんとするに當り、支那の制に倣ひてはじめて大化の年號を定めたまふ。これより中大兄皇子皇太子として專ら大政を翼贊したてまつりしが、太子はさきに南淵請安に就きて學び、今や更に高向玄理・僧旻を國博士とし、これを顧問として新政に參與せしめ、制度の範を多く彼に取りぬ。

官制

まづ官制に於ては、執政世襲の制度を改め、中央政府には大臣・大連を廢して新に內臣と左右大臣とを置き、功臣中臣鎌足を內臣に、名族蘇我石川麻呂武內宿禰の裔阿倍倉梯麻呂大彥命の後を以て各〻左右大臣に任命せり。

公地・公民

地方には、今までの國造・縣主などを止めて新に國司などを置き、いづれも古來の家格にかゝはらず、主として材幹あるものを用ひて、ひろく人材登庸の主義を實行せり。」また天皇は從來皇族をはじめとして、臣・連・家などの所有せる部民と田莊とを全廢し、天下の土地・人民をば御みづから率先して「天無二雙一日、國無二二王一、是故兼二幷天下一、可レ使二萬民一唯天皇耳。」と奏し、まづその所有したまへる部民五百二十四人及び屯倉一百八十一箇所を天皇に奉還し、以てこれが模範を示したまへり。

田制

こゝに於て國民また大義名分のあるところを知り、全國の豪族いづれも太子に倣ひて、その世襲せる財產を奉獻したれば、聖旨は忽ちに併して富貴を極むるに反し、貧民は尺土をさへ有せざるもの多く、貧

富の懸隔甚だしかりし弊に鑑み、令して私に土地を賣買することを禁じ、更に全國の人民の數を調査して戸籍を作り、これによりて新に班田收授の法を行ひ、一旦收公せし土地を全國民に均一に班給することとせり。これを口分田といひ、國民

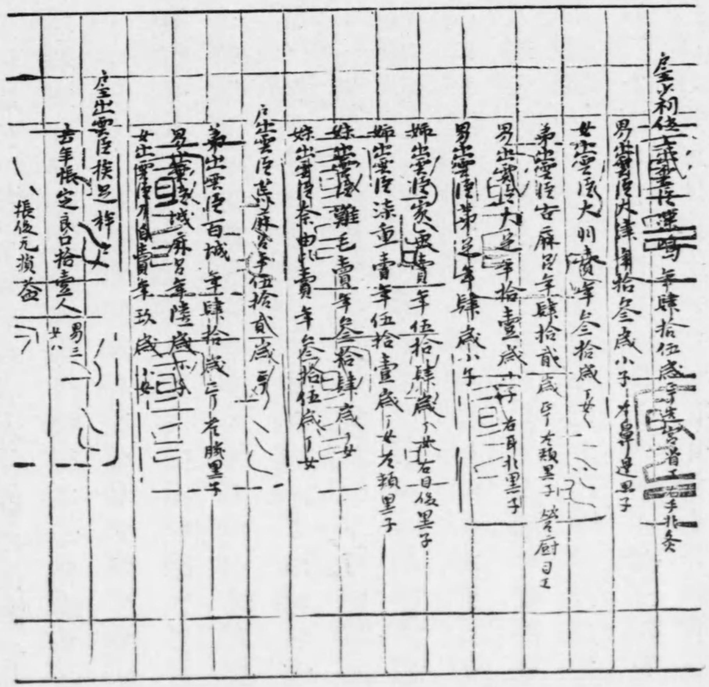

戸籍

は各自その田地を使用して收益を獲得するを許されて、生涯生活に安んずることを得たり。かくて貧富の懸隔を一掃して、永久に貴族の專權を斷たんとせり。」しかして別に税法を制定し、租税を租・庸・調の三類に分ち、これを國民一般に課して、國費を支辨することとせり。租は田地の收穫の一部を納めしめ、調は織物などの産物を納めしめ、庸は力役の代に布・米を納めしむ。この外新に施設するところ頗る多かりしが、要は豪族の壟斷せし政權を中央に集めて天皇の親政とし、普天の下率土の濱みな王臣・王土の實を擧ぐるに外ならず。世にこれを大化の改新と稱し、明治の維新と相竝びて、建國以來の一大革新となす。

中大兄皇子の答奏　皇太子○中大兄皇子使使奏請曰、昔在天皇等世、混齊天下而治、及逮于今分離失業、業一也、屬天皇我皇可レ牧萬民之運、天人合應、厥政惟新、是故慶之尊之、頂戴伏奏。現爲明神御八嶋國天皇問於臣曰、其群臣連及伴造國造所有

昔在天皇日所置子代入部、皇子等私有御名入部、皇祖大兄御名入部（謂彥人大兄也）及其屯倉、猶如古代而置以不。臣即恭承所詔、奉答而曰、天無雙日、國無二王、是故兼幷天下可使萬民唯天皇耳。別以入部及所封民簡充仕丁、從前處分。自餘以外、恐私駈役。故獻入部五百二十四口、屯倉一百八十一所。【日本書紀卷二十五】

改新の詔　大化二年（○孝德天皇）春正月甲子朔、賀正禮畢。即宣改新之詔曰、其一曰罷昔在天皇等所立子代之民、處々屯倉、及別臣・連・伴造・國造・村首所有部曲之民、處處田莊。仍賜食封大夫以上各有差。降以布帛賜官人百姓有差。又曰大夫所使治民也、能盡其治則民賴之、故重其祿所以爲民也。其二曰、初脩京師置畿內國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬及造鈴契定山河。凡京每坊置長一人、四坊置令一人、掌按撿戶口督察姧非。其坊令取坊內明廉強直堪時務者宛。里坊長竝取里坊百姓清正強幹者宛、若當里坊無人、聽於比里坊簡用。凡畿內東自名墾橫河以來、南自紀伊兄山以來、兄、此云制西自赤石櫛淵以來、北自近江狹々波合坂山以來爲畿內國。凡郡以四十里爲大郡、三十里以下四里以上爲中郡、三里爲小郡。其郡司竝取國造性識清廉堪時務者爲大領・少領。強幹聰敏工書筭者爲主政・主帳。凡給驛馬・傳馬依皆鈴傳符尅數。凡諸國及關給鈴契、竝長官執、無次官執。其三曰初造戶籍・計帳・班田收授之法。凡五十戶爲里、每里置長一人、掌按撿戶口課殖農桑禁察非違催駈賦役。凡田長三十步、廣十二步爲段、十段爲町。段租稻二束二把、町租稻二十二束。若山谷阻險、地遠人稀之處隨便量置。其四曰罷舊賦役而行田之調。凡絹絁絲緜竝隨鄉土所出。田一町絹一丈、四町成疋長四丈、廣二尺半。絁二丈、二町成疋長廣同絹。布四丈、長同絹・絁一町成端（絲綿絇屯諸處不見）別收戶別之調。一戶貲布一丈二尺。凡調副物鹽贄、亦隨鄉土所出。凡官馬者中馬每一百戶輸一疋、若細馬每二百戶輸一疋。其買馬直者、一戶布一丈二尺。凡兵者、人身輸刀甲弓矢幡鼓。凡仕丁者改舊每三十戶一人（以一人充厮也）而每五十戶一人（以一人充厮）以充諸司。以五十戶充仕丁一人之粮。一戶庸布一丈二尺、庸米五斗。凡采女者貢郡少領以上姉妹及子女形容端正者（從丁一人從女二人）以一百戶充采女一人粮。庸布庸米皆准仕丁。【日本書紀卷二十五】

北境の開拓と半島の離反

これより漸次この改新の政治を實行せんとするに當り、まづ國內を統一するの必要あり。よりて第三十七代齊明天皇の皇位に卽きたまふや、中大兄皇子なほ皇太子として政治を輔けたまひ、越國守阿倍比羅夫

をして舟師を率ゐて日本海方面の蝦夷を降さしむ。この後も朝廷常にこれが懷柔に力めたまひたれば、皇威遠きに及びて王化しだいに邊境に周かりき。されど朝鮮半島に於ては、百濟・高麗の二國やうやく衰へて新羅獨りその勢を逞しうせしに、唐の勢力新に半島に加るに及びて半島内の紛擾いよ〳〵甚だしく、新羅遂に唐の助を借りて百濟を滅さんとするに至れり。皇太子すなはち百濟の請により、これを援けたまはんとして、天皇を奉じて筑紫に親征したまひしに、たま〳〵天皇行宮に崩じたまひ、皇太子皇位をつぎたまひて第三十八代天智天皇と申したてまつる。半島にては、百濟の君臣相和せず、我の援軍も唐の水軍のために破られて、將卒の忠勇なる働も遂に功を奏すること能はざりき。かくて百濟は遂に亡び、ついで高麗もまた唐のために滅され、新羅全く半島を統一するに至れり。されば今や我が國が半島を保有するの困難なる時機に際し、我には内治の一日も忽にすべからざるものありて、永く海外のために國力を費すの不利なる情勢にあり、天皇はこれを察したまひて、斷然半島との關係を斷ちたまへり。こゝに於て半島は全く我が國より離るゝに至りしも、國内の政治はかへつて着々進捗しぬ。

阿倍比羅夫の蝦夷征伐　四年〇齊明天皇夏四月、阿倍臣闕名率船師一百八十艘伐蝦夷。齶田・渟代二郡蝦夷望怖乞降。於是勒軍陳船於齶田浦、齶田蝦夷恩荷進而誓曰、不爲官軍故持弓矢但奴等性食肉故持、若爲官軍以儲弓矢、齶田浦神知矣、將清白心仕官朝矣。仍授恩荷以小乙上、定渟代・津輕二郡々領、遂於有間濱召聚渡嶋蝦夷等大饗而歸。

五年三月遣阿倍臣闕名率船師一百八十艘討蝦夷國、阿倍臣簡集飽田・渟代二郡蝦蛦二百四十一人、其虜三十一人、津輕郡蝦蛦一百十二人、其虜四人、膽振鉏蝦夷二十人於一所而大饗賜祿。膽振鉏、此云伊浮梨娑陛。即以船一隻與五色綵帛、祭彼地神、至肉入籠、時問菟蝦夷膽鹿嶋・菟穗名二人進曰可以後方羊蹄爲政所焉。肉入籠、此云之之梨姑。問菟、此云塗毗宇。菟穗名、此云宇保那。後方羊蹄、此云斯梨蔽之。政所蓋蝦夷郡乎。隨膽鹿嶋等語遂置郡領而歸。授道

奥與越國司位各二階、郡領與主政、各一階、或本云、阿倍引田臣比羅夫與肅愼戰而歸獻虜卌九人。

六年三月、遣阿倍臣、闕名率船師二百艘、伐肅愼國。阿倍臣以陸奥蝦夷令乘己船到大河側。於是渡島蝦夷一千餘屯聚海畔、向河而營。々中二人進而急叫曰、肅愼船師多來將殺我等之故、願欲濟河而仕宦矣。阿倍臣遣船喚至兩箇蝦蛦、問賊隱所與其船數、兩箇蝦蛦便指隱所曰、船二十餘艘即遣使喚而不肯來。阿倍臣乃積綵帛兵鐵等於海畔而令貪嗜。肅愼乃陳船師繫羽於木、擧而爲旗齊棹近來停於淺處。從一船裏出二老翁廻行熟視所積綵帛等物、便換著單衫、各提布一端乘船還去。俄而老翁更來脫置換衫、幷置提布乘船而退。阿倍臣遣數船使喚、不肯來、復於弊賂弁島食頃乞和、遂不肯聽、弊賂弁度島之別也、據己柵戰。于時能登臣馬身龍爲敵被殺。猶戰未倦之間賊被殺己妻子……五月阿倍引田臣闕名獻夷五十餘。又於石上池邊作須彌山、高如廟塔、以饗肅愼四十七人。【日本書紀卷二十六】

百濟の救援　六年〇齊明天皇冬十月、百濟佐平鬼室福信遣佐平貴智等來獻唐俘一百餘人。今美濃國不破・片縣二郡唐人等也。又乞師請救、幷乞王子余豐璋曰、唐人率我蝥賊來蕩搖我疆場、覆我社稷、俘我君臣、而百濟國遙賴天皇護念、更鳩集以成邦。方今謹願迎百濟國遣侍天朝王子豐璋將爲國主云云。詔曰、乞師請救聞之古昔扶危繼絕、著自恒典、百濟國窮來歸我、以本邦喪亂靡依靡告、枕戈嘗膽必存拯救。遠來表啓、志有難奪、可分命將軍百道俱前、雲會雷動俱集沙喙、翦其黥鯢、綈彼倒懸、宜有司具爲與之、以禮發遣云云。【日本書紀卷二十六】

七年七月丁巳崩〇齊明天皇皇太子〇中大兄皇子素服稱制……八月遣前將軍大華下阿曇比邏夫連・小華下河邊百枝臣等、後將軍大華下阿倍引田比羅夫臣・大山上物部連熊・大山上守君大石等救於百濟、仍送兵杖五穀。九月皇太子御長津宮以織冠授於百濟王子豐璋、復以多臣蔣敷之妹妻之焉。乃遣大山下狹井連檳榔・小山下秦造田來津率軍五千餘衞送於本鄕。

元年〇天智天皇夏五月大將軍大錦中阿曇比邏夫連等率船師一百七十艘送豐璋等百濟國、宣勅以豐璋等使繼其位。又予金策於福信而撫其背褒賜爵祿。于時豐璋等與福信稽首受勅、衆爲流涕。

二年秋八月壬午朔、戊戌、賊將至於州柔、繞其王城。大唐軍將率戰船一百七十艘陣烈於白村江。戊申日本船初帥至者、與大唐船師合戰。日本不利而退、大唐堅陣而守。己酉日本諸將與百濟王不觀氣象、而相謂之曰、我等爭先、彼應自退、更率日本亂伍中軍之卒、進打大唐軍。大唐便自左右夾船繞戰、須臾之際、官軍敗績、赴

水溺死者衆、艫舳不得廻旋。朴市田來津仰天而誓、切齒而嗔殺數十人於焉戰死。是時百濟王豐璋與數人乘船逃去高麗。【日本書紀卷二十七】

四年〇持統天皇冬十月甲辰朔、乙丑、詔軍丁筑紫國上陽咩郡人大伴部博麻曰、於天豐財重日足姫天皇〇齊明天皇七年救百濟之役、汝爲唐軍見虜、洎天命開別天皇〇天智天皇三年、土師連富杼・氷連老・筑紫君薩夜麻・弓削連元寶兒四人、思欲奏聞唐人所計、緣無衣粮、憂不能達。於是博麻謂土師富杼等曰、我欲共汝還向本朝、緣無衣粮、俱不能去、願賣我身、以充衣食。富杼等任博麻計、得通天朝、汝獨淹滯他界、於今三十年矣。朕嘉厥尊朝愛國賣己顯忠、故賜務大肆幷絁五匹・緜一十屯・布三十端・稻一千束・水田四町。其水田及至曾孫也、免三族課役、以顯其功。【日本書紀卷三十】

天智天皇

朝倉や木の丸殿にわれをれば、名のりをしつゝ行くは誰が子ぞ。【新古今和歌集卷十七】

天智天皇の新政

天智天皇はこれより專ら御力を內治に用ひたまひ、まづ新都を交通に便利なる近江の大津に經營し、こゝに遷りて儀禮を整へて卽位の大典を擧げたまふ。よりて世にこれを近江の朝廷と申す。時に百濟亡命の民多く歸化せしかば、朝廷おもにこれを土地廣濶にして人口稀薄なる東國に移住せしめ、學藝あるものは、特にこれを都の近地にとゞめ、その學者を用ひてはじめて學校を起したまへり。また天皇の御みづから作りたまへる漏刻を以て、參朝の時刻を正して

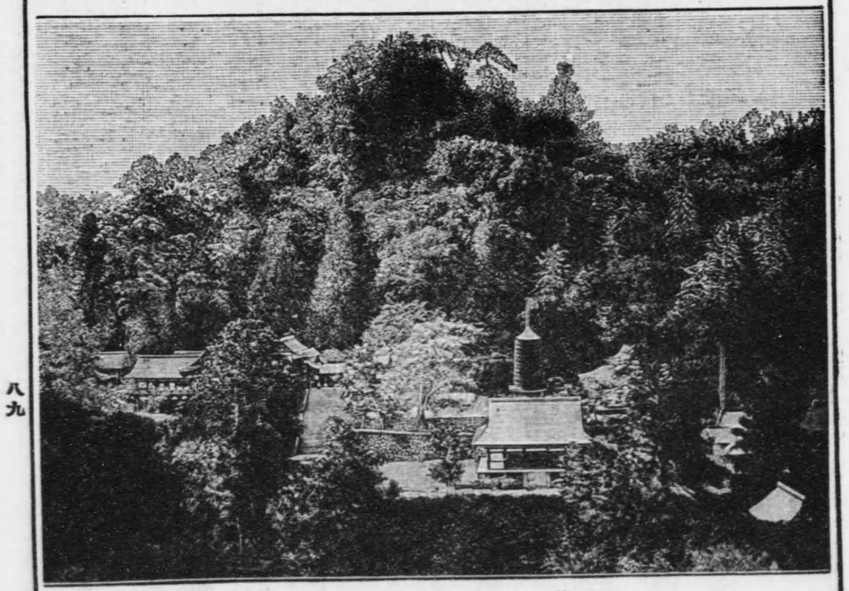

談山神社

朝臣を督勵し、日夕政務に勵みて綱紀を肅正したまひしが、中にも當時の學者を集め、大化以來の新政を整理して法令を撰修せしめたまひしは、いはゆる近江令にして、律令政治の基礎こゝにはじめて確立しぬ。この間終始天皇を輔けたてまつりて法令制度の設定にあづかりしは、かねて大化の改革に偉功を樹てたる中臣鎌足なり。されば其の病篤きに及び、天皇その第に親臨してこれを問はせたまひ、多年の勳功を賞して、大織冠を授け內大臣に拜し、また藤原の姓を賜へり。鎌足の薨後、これを大和多武峯に葬り、廟塔を建て木像を安置してこれを祭り、朝野の尊崇甚だ厚かりき。今の談山神社すなはちこれなり。ついで天皇も御病を得て、間もなく崩じたまふ。天皇夙に驕臣を滅して改新の鴻業を開き、不易の大憲を立てて內外の施政を整へたまひしかば、後世中興の英主として、永く國民の仰ぎたてまつるところとなる。

律令の撰定

學制を定む　十年〇天智春正月、以二小錦上一授二鬼室集斯一學職頭。【日本書紀卷二十七】及レ至二淡海一先帝〇天智之受レ命也、恢二開帝業一弘二闡皇猷一、道格二乾坤一、功光二宇宙一。既而以爲調二風化一俗莫レ尙二於文一、潤レ德光レ身莫レ大二於學一。爰則建二庠序一、徵二茂才一、定二五禮一、興二百度一、憲章法則、規摹弘遠。復古以來、未二之有一也。【懷風藻序】

漏尅を用ふ　十年〇天智夏四月丁卯朔、辛卯、置二漏尅於新臺一、始打レ候時、動二鐘鼓一、始用二漏尅一。此漏尅者天皇爲二皇太子時一、始親所二製造一也云云。【日本書紀卷二十七】

中臣鎌足藤原の姓を賜はる　八年〇天智冬十月丙午朔、乙卯、天皇幸二藤原內大臣家一、親問二所患一、而憂悴極甚。乃詔曰、天道輔レ仁、何乃虛說積レ善餘慶、猶是無レ徵。若有レ所レ須便可二以聞一。對曰、臣既不敏、當レ復何言、但其葬事宜二用輕易一、生則無レ務二於軍國一、死則何敢重難云云。時賢聞而歎曰、此之一言、竊比二於往哲之善言一矣。大樹將軍之辭レ賞、詎可二同年一而語一哉。庚申天皇遣二東宮太皇弟於藤原內大臣家一、授二大織冠一、與二大臣位一。仍賜レ姓爲二藤原氏一。【日本書紀卷二十七】

近江令の制定後、これが實施上の經驗に徵し、また社會の進歩に伴なひてこれを修正するの必要あり、よりて第四十代天武天皇は近江令を改定したまひ、第四十一代持統天皇の御代に、はじめてこれを頒布したりしが、

ついで第四十代文武天皇の立つに及び、更に忍壁親王・藤原不比等らに勅して、從來の法令を增損して新に律令を撰定せしめ、紀元一千三百六十一年大寶元年に至りて完成せり。世にこれを大寶律令といふ。今に傳はれるものは、後これに多少の修正を加へたるもの（養老律令）なり。

律令の制定　蓋聞律以二懲肅一爲レ宗、令以二勸誡一爲レ本。格則量レ時立レ制、式則補二闕拾一遺。四者相須足二以垂一範、譬猶二寒暑遞一以成レ歲、昏旦迭而育レ物。有レ沿有レ革、或輕或重、寔治レ國之權衡、信馭レ民之轡策者也。古者世質二時素一、法令未レ彰、無レ爲而治、不レ肅而化。暨二乎推古天皇十二年一上宮太子親作二憲法十七箇條一、國家制法、自レ茲始焉。降至二天智天皇元年一制二令廿二卷一、世人所レ謂近江朝廷之令也。爰逮二文武天皇大寶元年一、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等奉レ勅撰二律六卷一、令十一卷一、養老二年復同大臣不比等奉レ勅更撰二律令一各爲二十卷一、今行二於世一律令、是也。【弘仁格序】

この律令は、おもに唐制に準據し、これに本邦古來の風俗習慣を參酌して定めたるものなり。まづ官制には、中央政府に神祇・太政の二官

あり、神祇官は神祇の祭祀を掌り、太政官は天下の政治を總理するところにして、太政大臣・左右大臣・大納言の諸官あり、その下に少納言局・左右辨官局の三局ありて、少納言局は官中の事務に當り、左辨官局の下には中務・式部・治部・民部の四省、右辨官局の下には兵部・刑部・大藏・宮內の四省あり、これらの八省いづれも數多の寮・司を分ちて一切の政務を分掌せり。地方はこれを畿內七道に大別し、その下に國・郡・里の行政區を置き、各、國司・郡司・里長をして民政を行はしむ。中にも西海道は國防・外交上の要衝にあるを以て、特に太宰府を置きてこれを管せしめたり。」しかして國民が等しく田地を給せられて、生活の安定を得ると共に兵役・納稅の義務を負ふの制規も、またこの律令に於て整備せり。すなはち全國の民生れて六歲に達すれば、人每に一年間の食料を收穫するに足るべき地積を標準として、男子には二段、女子にはその三分の二の口分田を班給し、死すれば再び收公するものに

税制

て、六年毎に收授を行ふを常とす。」田租は一段に稻二束二把を納めしめ、一段の收穫は平均稻五十束なれば、租率は收穫の約二十三分の一なり。但し一束は春米五升を得るを法とし、當時の一升は現今の拼にて四合餘に當る。調は身に就き、定率に從ひて絹布・魚介など諸種の產物を出さしめ、庸は正丁二十歲以上六十歲までの男子一人、毎年十日間夫役に服する代り布二丈六尺一尺は現今の曲尺九寸八分を納めしむるの定なり。」

兵制

兵制は國民皆兵の制にして、全國壯丁の三分の一を徵して兵士となし、これを諸國の軍團に配し、なほ京都及び西海の警備にも充てたり。京都の守備には、衞門府・左右衞士府・左右兵衞府の五衞府の設あり、後、變遷して左右近衞府・左右兵衞府及び左右衞門府の六衞府となりて後世に及べり。」また學制には、京に大學、國に國學を置き、經學・法學・音韻・算道・書法などの分科ありて、その業を卒るものは試驗により官吏に採用せらる。考試の成蹟によりて各〻叙位・任官に差等ありき。」

學制

刑法

刑法もまた備り、刑罰には笞・杖・徒・流・死の五種あり、輕罪は國郡司の地方官にて取扱ふも、重罪に至りては太政官にてこれを決し、刑部省專らこれに當る。罪狀數多きうちにも、國家・皇室・神祇・長者などに對する罪惡を最も重しとしてこれに嚴罰を課せり。

二官八省

神祇官　神祇を祭祀し、諸國の官社を總管す。

太政官　八省諸司を總管し、天下の大政を統理す。

中務省　詔勅の施行、上表の奏進、國史の監修等を掌る。
式部省　朝廷の禮儀を管し、文官の考叙貢人の策試等を掌る。
治部省　姓氏の事を管し、五位以上の繼嗣・婚姻・雅樂・外蕃・僧尼・諸陵等の事を掌る。
民部省　戸籍・租稅・道路・橋津・山川・藪澤・田野等の事を管す。
兵部省　武官の考課選叙、兵士の徴發訓練等の事を掌る。
刑部省　罪人を鞫問し、刑名を定め、訴訟の判斷等を掌る。
大藏省　調庸度量・權衡・賣買・沽價等の事を管す。
宮内省　皇室の御用度・御料地以下宮中大小の事を管す。

令　十卷三十篇

官位令　職員令　東宮職員令　家令職員令　神祇令　僧尼令　戸令　田令　賦役令　學令　選叙令　繼嗣令　考課令　祿令　宮衛令　軍防令　儀制令　衣服令　營繕令　公式令　倉庫令　厩牧令　醫疾令　假寧令　喪葬令　關市令　捕亡令　獄令　雜令

律　十卷十二篇

名例律　衞禁律　職制律　戸婚律　厩庫律　擅興律　賊盜律　鬪訟律　詐僞律　雜律　捕亡律　斷獄律

唐制との異同

かくてこの律令は朝廷施政の基本となりて、永く効力を失はざりしが、その規定するところは、ほゞ唐制と同じく、やゝ官僚(くわんれう)偏重(へんちよう)の嫌(きらひ)あり、教育も專ら官吏養成の機關にとゞまり、有位者又は官吏の子弟に限りて入學を許し、未だ庶民の教育に及ばず。又、刑法にも權貴に對する特典ありて、有位帶官のものの犯罪は常に刑罰を免るゝが如き缺點少しとせず。されど彼の繁冗(はんじよう)なる官制を整理して、國情に合はせてこれを抄略し、神祇・祭祀などに關する事は、彼に於ては低き官省にてこれを取扱へるにかゝはらず、我は特に神祇官を太政官の上に置くが如きは、全く我が國體に基づきて、尊祖敬神の風習を參酌せしに外ならず。なほ孝子には特に兵役・課役を免じ、父祖に對する罪を最も重しとするが如きは、父祖を尊敬する國俗が、儒教の孝道の教と合致するを以て、これを法制の上にあらはして道德を按配せしなり。

職制律第三　凡伍拾陸條

凡事應奏而不奏、不應奏而奏者杖七十。應言上而不言上、雖奏上不待報而行亦同、不應言上而言上、及不由所管而越言上、應行下而不行下、不應行下而行下者各笞五十。應奏而不奏者、謂依律令及式事合奏而不奏。或格令式無合奏之文、及事理不須奏聞、是不應奏而奏者、並合杖七十。應言上者、謂合申上而不申言上。注云雖奏上不待報而行亦同、事合奏及以申上應合待報者、皆須待報而行。若不待報而輙行者亦同不奏不上之罪。若據文且奏且行、或申奏、知不須待報者、不當此坐。不應言上者、依律令及格式不遣言上而輙言上、及不由所管而越言上者、謂國管郡、々事須上官、皆先申所管國、不申而越言上者、並事應行下而不行下、不應行下而行下者、謂應出符移而不出行下、不應出符移而出行下者各笞五十。【律疏殘篇】

職制

諸事應奏而不奏、不應奏而奏者杖八十。應言上而不言上、雖奏上不待報而行亦同、不應言上而言上、及不由所管而越言上、應行下而不行下、及不應行下而行下者各杖六十。疏議曰、應奏而不奏者、謂依律令及式事應合奏而不奏。或格令式無合奏之文、及事理不須聞奏者、是不應奏而奏。並合杖八十。應言上者、謂合申上而不言上。注云雖奏上不待報而行亦同、謂事合奏及己申上應合待報者、皆須待報而行、若不待報而輙行者亦同不奏不申之罪。若據文且奏且行或申奏、知不須待報者、不當此坐。不應言上者、依律令及格式不遣言上而輙言上、及不由所管而越言上者、假謂州管縣都督管州州縣事須上省、皆須先申所管州府、不申而越言上者。并事應行下而不行下、不應行下而行下者、謂應出符移關牒刺而不出行下、不應出符移關牒刺而出行下者各杖六十。【唐律疏議卷九】

蘇我氏略系

孝元天皇…(二代略)…武內宿禰—石川—滿智—韓子—高麗—稻目—馬子—蝦夷—入鹿
　　—堅鹽媛(欽明天皇妃 用明推古兩帝御母)
　　—小姉君(欽明天皇妃 崇峻天皇御母)
　　—倉麻呂—石川麻呂

物部氏略系

饒速日命—可美眞手命…(八代略)…伊莒弗—(二代略)…麻佐良—麁鹿火
　　—目—荒山—尾輿—守屋

大伴氏略系

天忍日命…(二代略)…道臣命…(六代略)…武持—室屋—談—金村…(三代略)…旅人—家持

中臣氏略系

天兒屋根命—天押雲命—天種子命…(十二代略)…鎌子—勝海
　　└黒田…(二代略)…御食子—鎌足

第五　奈良時代の政治・文化

貨幣制度の創始

大寶律令既に成り、典章全く備りたれば、これよりこれを實施して、全國統一の制を布き、中央集權を堅むるに當り、第四十三代元明天皇は、まづ唐制に倣ひて貨幣制度を創始したまふ。古くは一般に物々交換行はれ、おもに稻・布などを交易の媒介物として用ひ來りしが、大化以後金銀銅の鑛物やうやく諸國より産出し、元明天皇の御代に至りて武藏國秩父よりはじめて和銅を獻ぜしかば、これを祥瑞として年號を和銅と改め、鑄錢司を設けて、和同開珎なる銀錢及び銅錢を鑄造せしめられたり。

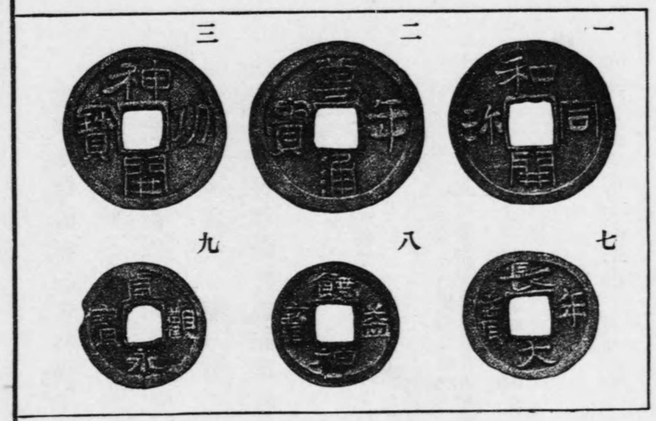

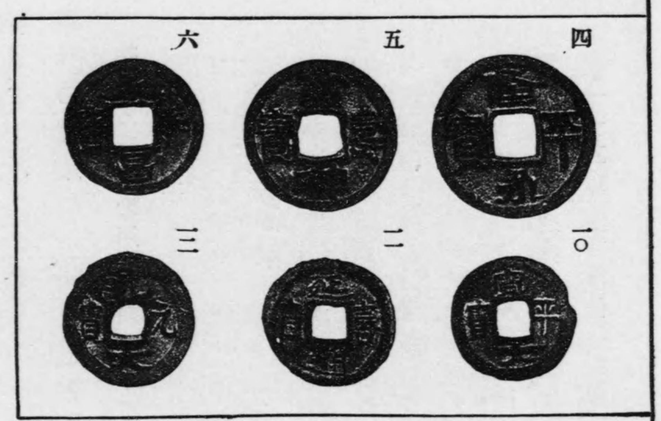

されど民間にては未だ錢貨の便益を知らざりしかば、朝廷は錢を蓄ふるものに位を授け、調・庸にも錢を以て代納するを許し、また富民をして米を路傍に賣らしめて、旅人をしてみづから食糧をたづさふるの勞を省かしむるなど、百方錢貨の通用を奬勵したまひしを以て、遂には國民その便益を悟りて、盛にこれを通用するに至りぬ。かくて第六十二代村上天皇の朝に

至るまで、王權の盛なる間は歴朝しば〳〵貨幣の鑄造ありて、あまねく地方にも流通し、大いに商業の進歩を促ししと共に、京には東西の兩市あり、地方の市も日を定めて開かれ、物品の賣買盛に行はれて、經濟界の發達に一新氣運を與へたりき。

始めて貨幣を用ふ　和銅元年○元明天皇春正月乙未朔、乙巳、武藏國秩父郡獻二和銅一　○二月甲子朔、甲戌、始置二催鑄錢司一、以從五位上多治比眞人三宅麻呂一任之　○五月壬辰朔、壬寅、始行二銀錢一　○秋七月辛卯朔、丙辰令二近江國一鑄二銅錢一　○八月庚申朔、己巳、始行二銅錢一　【續日本紀卷四】

二年春正月戊午朔、壬午、詔、國家爲レ政、兼濟居先、去レ虛就レ實、其理然矣。向者頒二銀錢一以代二前錢一、又銅錢並行、比奸盜逐レ利、私作二濫鑄一、紛亂公錢、自今以後、私鑄銀錢者、其身沒官、財入二告人一、行濫逐利者加杖二百、加役常徒、知情不レ告者各與同罪。　○八月甲申朔、乙酉、廢二銀錢一、一行二銅錢一　【續日本紀卷四】

四年冬十月壬寅朔、甲子、詔曰、夫錢之爲レ用、所下以通二財貨一易上有二无一也。當今百姓、尙迷二習俗一、未レ解二其理一、僅雖レ賣レ買、猶無二蓄錢一者、隨二其多少一、節級授レ位。其從六位以下、蓄二錢有一一十貫一以上者進二一階一叙、二十貫以上進二一階一叙、初位以下、每レ有二五貫一進二一階一叙、大初位上若初位、進入從八位下、以二一十貫一爲二入限一。其五位以上、及正六位有二十貫以上一者、臨時聽レ勅　或借二他錢一而欺爲レ官者、其錢沒官、身徒一年、與者同罪。　夫申二蓄錢狀一者、今年十二月內、錄二狀幷錢一申送訖、太政官議奏令レ出二蓄錢一　○十一月辛未朔、甲戌、蓄錢人等始叙レ位焉。　【續日本紀卷五】

和銅元年天皇奈良奠都の旨を詔して、都城の經營に着手せしめ、紀元一千三百七十年和銅三年ほゞ成りてこゝに遷りたまふ。　蓋し上古の世は諸事簡素にして、都の規模も廣大ならざれば、遷都も容易にして、おほむね御歴代都を改めたまふの慣

平城奠都

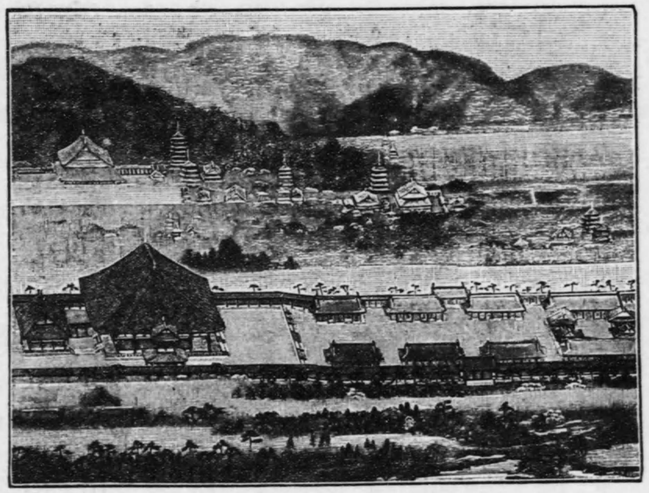

平城京

例なりき。されど外に大陸と國交を結びて彼我使節の來往あり、內に中央集權を進めて政治機關を擴張するに及びては、帝都の美觀、皇居の莊嚴は最も緊急の事に屬せしに、一面社會の文化は著しく發達し、建築の術も頗る進歩したれば、ここに永久の帝都を設定して、壯麗なる宮殿を營まんとするに至れり。既に孝德天皇の御代の頃より、唐制に倣ひて都城を計畫し來りしが、今やその規模を擴張して、奈良に新都を完成したまふ。これを平城京（なら）といふ。平城京は唐の長安京の制に據れるものにて、今の奈良市の西に當り、東西約四十町、南北約

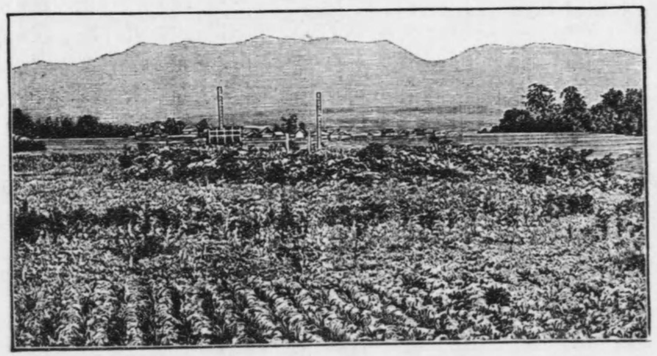

大極殿址

四十五町、周圍に羅城（らじやう）を繞らして、南面に羅城門（らじやうもん）を設く。大內裏（だいだいり）は北部にありて、その南門朱雀門（しゆじやくもん）より羅城門に通ずる朱雀大路（しゆじやくおほぢ）により京を左右に分ち、市街井然としてて未曾有の盛觀を呈し、これより七代七十餘年間の帝都となれり。故にこの間を奈良時代と稱す。

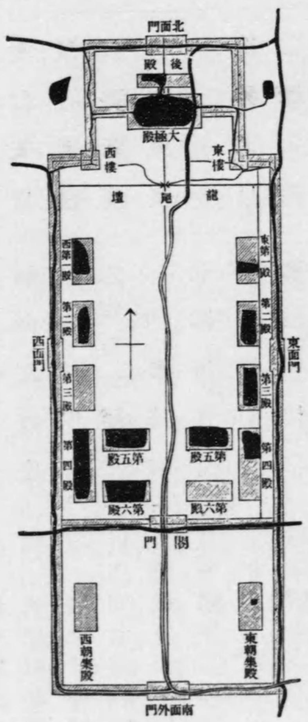

平城宮址

歷代帝都（平城奠都以前）表

天皇	宮名	推定地
神武天皇	畝傍橿原宮	大和國高市郡畝傍町
綏靖天皇	葛城高丘宮	同　國南葛城郡吐田鄉村

安寧天皇	片鹽浮穴宮	大和國北葛城郡浮孔村　或はいふ、河内國中河内郡の内と。
懿德天皇	輕曲峽宮	同　國高市郡畝傍町
孝昭天皇	掖上池心宮	同　國南葛城郡掖上村
孝安天皇	室秋津島宮	同　國南葛城郡秋津村
孝靈天皇	黑田廬戸宮	同　國磯城郡都村
孝元天皇	輕境原宮	同　國高市郡畝傍町
開化天皇	春日率川宮	同　國奈良市子守町
崇神天皇	磯城瑞籬宮	同　國磯城郡三輪町
垂仁天皇	纏向珠城宮	同　國磯城郡纒向村
景行天皇	纏向日代宮	同　國磯城郡纒向村
成務天皇	志賀高穴穗宮	近江國滋賀郡坂本村
仲哀天皇	穴門豐浦宮	長門國豐浦郡長府町
同	筑紫橿日宮	筑前國糟屋郡香椎村
應神天皇	輕島豐明宮	大和國高市郡畝傍町
仁德天皇	難波高津宮	大和國磯城郡安倍村
履中天皇	磐余稚櫻宮	河内國中河内郡松原村
反正天皇	丹比柴籬宮	

允恭天皇	遠飛鳥宮	大和國高市郡飛鳥村
安康天皇	石上穴穗宮	同　國山邊郡丹波市町
雄略天皇	泊瀨朝倉宮	同　國磯城郡朝倉村
清寧天皇	磐余甕栗宮	同　國磯城郡安倍村
顯宗天皇	近飛鳥八釣宮	同　國高市郡飛鳥村　或はいふ、磯城郡香久山村の内と。
仁賢天皇	石上廣高宮	同　國山邊郡二階堂村
武烈天皇	泊瀨列城宮	同　國磯城郡初瀨町
繼體天皇	樟葉宮	河内國北河内郡樟葉村
同	筒城宮	山城國綴喜郡普賢寺村
同	弟國宮	同　國乙訓郡大原野村
同	磐余玉穗宮	大和國磯城郡安倍村
安閑天皇	勾金箸宮	同　國高市郡金橋村
宣化天皇	檜隈廬入野宮	同　國高市郡阪合村
欽明天皇	磯城島金刺宮	同　國磯城郡三輪町
敏達天皇	百濟大井宮	同　國北葛城郡百濟村
同	他田幸玉宮	同　國磯城郡纒向村
用明天皇	池邊雙槻宮	同　國磯城郡安倍村

崇峻天皇	倉梯柴垣宮	大和國磯城郡多武峰村
推古天皇	豐浦宮	同　國高市郡飛鳥村
同	小墾田宮	同　國高市郡飛鳥村
舒明天皇	飛鳥岡本宮	同　國高市郡高市村
同	百濟宮	同　國北葛城郡百濟村
皇極天皇	小墾田宮	同　國高市郡飛鳥村
同	飛鳥板蓋宮	同　國高市郡高市村
孝德天皇	長柄豐碕宮	攝津國大阪市
齊明天皇	飛鳥川原宮	大和國高市郡高市村
同	後飛鳥岡本宮	同　國高市郡高市村
同	朝倉橘廣庭宮	筑前國朝倉郡宮野村
天智天皇	滋賀大津宮	近江國滋賀郡滋賀村
弘文天皇	飛鳥淨御原宮	大和國高市郡高市村
天武天皇	藤原宮	同　國高市郡鴨公村
持統天皇		
文武天皇		

平城奠都　和銅元年○元明天皇詔曰、朕祗奉二上玄一、君二臨宇內一、以二菲薄之德一、處二紫宮之尊一、常以爲レ作レ之者勞、居レ之者逸、遷都之事必未レ遑也、而王公大臣咸言、往古已降、至二于近代一、撰レ日瞻レ星、起二宮室一之基、卜レ世相レ土、建二帝皇之邑一、定二鼎之基永固一、無窮之業斯在。衆議難レ忍、詞情深切、然則京師者、百官之府、四海所レ歸、唯朕一人獨逸豫、苟利二於物一、其可レ遠乎。昔殷王五遷、受二中興之號一、周后三定、致二太平之稱一。安レ以遷二其久安之宅一。方今平城之地、四禽叶レ圖、三山作レ鎭、龜筮竝從、宜レ建二都邑一、宜二其營構一、資須二隨事條奏一、亦待二秋收後一、令二造路橋一、子來之義、勿レ致二勞擾一、制度之宜、合後不レ加。【續日本紀卷四】

三年三月壬子朔、辛酉、始遷二都于平城一。【續日本紀卷五】

學政の振興

この時代には官設の大學・國學の學業最も振ひて、明經（經學）・紀傳（歷史）・明法（律令）・算（數學）の四道專ら行はれ、いづれも漢籍によりて研究を遂げ、その業を卒れる大學生は式部省の選を受け、國學生は國司に選ばれて、各官吏に任用せらる。故に當時の政務は、おほむねこれら官學の出身者によりて行はれたりしなり。また遣唐使の制度もこの頃いよ〳〵整ひて、數多の留學生は漢學を傳へて文教を進めたり。當時遣唐使は四艘と定まり、大使以下の職員も備り、從來の北方を迂廻するの航路をやめて、博多より直ちに揚子江に航するの南路を取れ

り。遣唐使は風波覆沒の危險を冒して、おほむね歷朝派遣せられ、その使節の儀容溫雅にして、君子國の譽を揚げ、留學生の名聲を唐土に轟かしたるものも少からず。吉備眞備・阿倍仲麻呂の如きは、その著しきものにて、眞備は多年彼の地に留學して、經史・衆藝に通じ、歸朝の後大學の助教となりて諸道を學生に授け、釋奠の儀を整へ、興學の功頗る多く、官も累進して遂に右大臣に上る。仲麻呂は詞藻最も秀で、李白・王維など詩文の大家と相竝びて、文名を喧傳せられ、玄宗に徵されて高官につきたりしが、故國思慕の懷をいだきて、不幸彼の土に沒しぬ。

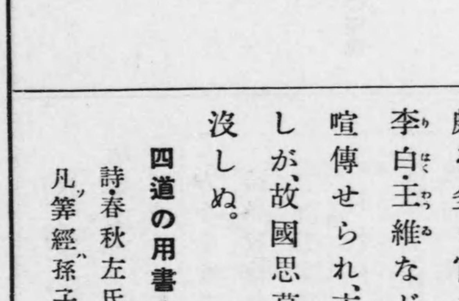

遣

四道の用書と講說　凡經周易・尚書・周禮・儀禮・禮記・毛詩・春秋左氏傳各爲一經。孝經・論語・學者兼習之。凡算經・孫子・五曹・九章・海島・六章・綴術・三開重差・周髀・九司各爲一經。學生分經習業。【令義解卷三學令】凡應講說者、禮記・左傳各限七百七十日、周禮・儀禮・毛詩各四百八十日、周易・三百一十日、尚書・論語・令各二百日、孝經・六十日。三史・文選各准大經、公羊・穀梁・孫子・五曹・九章・六章綴術各准小經、三開重差・周髀共准小經、海嶋・九司亦共准小經。凡須講經生者三經、傳生者三史、明法生者律令、算生者漢晉律曆志・大衍曆議・九章・六章・周髀・定天論。【延喜式卷二十大學寮】

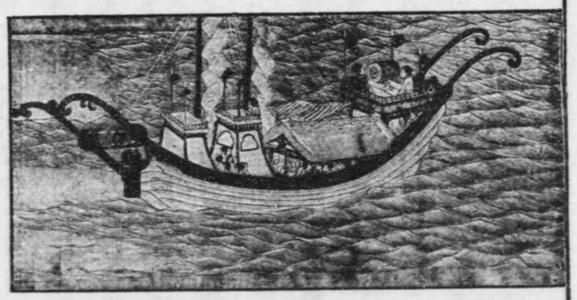

唐船

勅從四位上高麗朝臣福信、遣於難波賜酒、着入唐使藤原朝臣清河等御歌一首并短歌。

孝謙天皇

虛見都、山跡乃國波、水上波、地往如久船上波、床座如、大神乃、鎭在國曾、四舶舶能倍奈良倍、平安、早渡來而、還事、奏日爾、相飮酒曾、斯豐御酒者。

反歌一首

四舶早還來等、白香著朕裳裙爾、鎭而將待。【萬葉集卷十九】

遣唐使の職員　入唐大使絁六十疋・綿一百五十屯・布一百五十端。副使絁卅疋・綿一百屯・布一百端。判官各絁十疋・綿六十屯・布卅端。錄事各絁六疋・綿卅屯・布廿端。【延喜式卷三十大藏省】

遣唐使粟田眞人と藤原清河　慶雲元年○文武天皇秋七月甲申朔、正四位下粟田朝臣眞人、自唐國至。初至唐時、有人來問曰、何處使人。答曰、日本國使。我使反問曰、此是何州界。答曰、是大周楚州鹽城縣界也。更問、先是大唐、今稱大周、國號緣何改稱。答曰、永淳二年天皇太帝宗○高崩、皇太后○則天武后登位、稱號聖神皇帝、國號大周。問答略了、唐人謂我使曰、亟聞海東有大倭國、謂之君子國、人民豐樂、禮義敦行、今看使人、儀容大淨、豈不信乎。語畢而去。【續日本紀卷三】

使○藤原清河至長安、拜朝不拂塵。唐主開元天地大寶聖武應道皇帝宗○玄云、彼國有賢主君、親其使臣、趁揖有異。即加號日本爲有義禮儀君子之國。【東大寺要錄卷一】

留學生吉備眞備と安倍仲麻呂　天平七年○聖武天皇四月辛亥、日、入唐留學生從八位下下道朝臣眞備獻唐禮一百卅卷・大衍曆經一卷・大衍曆立成十二卷・測影鐵尺一枚・樂書要錄十卷・馬上飲水漆角弓一張、幷種々書跡・要物等、不能具載。留學之間

史誌の編修

國史編修の由來

歷十九年、凡所傳學三史・五經名刑・筭術・陰陽・曆道・天文・漏尅・漢音・書道・祕術・雜占一十三道、夫所受業、涉窮衆藝、由是太唐留惜不許歸朝。【扶桑略記第六】

今昔、安陪仲麿ト云人有ケリ。遣唐使トシテ物ヲ令習ムガ爲ニ彼國ニ渡ケリ。數ノ年ヲ經テ否返リ不來リケルニ、亦此國ヨリ□ト云フ人遣唐使トシテ行タリケルガ、返リ來ケルニ伴ナヒテ返リナムトテ、明州ト云所ノ海ノ邊ニテ、彼ノ國ノ人餞シケルニ、夜ニ成テ月ノ極ク明カリケルヲ見テ、墓无キ事ニ付テモ此國ノ事思ヒ被出ツ、戀ク悲シク思ヒケレバ、此ノ國ノ方ヲ詠メテ此ナム讀ケル。

アマノハラフリサケミレバ、カスガナルミカサノ山ニイデシツキカモ。

ト云テナム泣ケル。【今昔物語卷廿四】

かく文運の進むにつれて、諸種の學問も興れり。これより先、推古天皇の御代にはじめて支那大陸と國交を開き、對外關係の密接となるに及びては、我が國家に對する觀念ます〳〵強固となり、遂には日本なる國號も定まり、また國史の編修を見るに至れり。既に聖德太子

は蘇我馬子と議して天皇記・國記などの記錄を作りたまひしが、蘇我氏の滅亡に際し、それらの史書も燒失して傳はらず。よりて天武天皇の御代より、更に國史の編修を計畫したまひしに、今や奈良時代に入り、漢文學の進歩すると共に、いよ〳〵その事業の完成を告げぬ。

元明天皇の御代に、太安萬侶勅を受けて稗田阿禮の記誦せる古傳に據り、神代より推古天皇まで歷世の事績を錄して三卷とす。これを古事記といひ、記事おほむね質實にして、現存せる史書の最も古きものなり。

風土記の撰修

天皇また諸國に令し、國郡鄕里の名は好字を選びて二字を用ひしむると共に、各國の地誌を撰せしめらる。これはゆる風土記にして、今に傳はれるものは、僅かに出雲・播磨・常陸・豐後・肥前の五國に過ぎず。

ついで第四十代元正天皇の御時、舍人親王ら勅命を奉じて日本書紀三十卷を撰し、神代より持統天皇の朝までを錄せしが、これより第六十代醍醐天皇の御代に至るまで、歷朝相繼ぎて六國史の勅撰あり、いづれも漢文にて書かれ、さすが正史として整然たる編纂の體を備へたり。

古事記作成の由來　於是天皇（天武天皇）詔之、朕聞、諸家之所賫帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉。　時有舍人、姓稗田名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心。　卽勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先帝舊辭。　然運移世異、未行其事矣。　伏惟皇帝陛下（元明天皇）……於焉惜舊辭之誤忤、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日詔臣安萬侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細採摭。　然上古之時、言意竝朴、敷文構句、於字卽難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長。　是以今或一句之中、交用音訓、或一事之內、全以訓錄。　卽辭理叵見、以注明意況、易解更非注。　亦於姓日下、謂玖沙訶、於名帶字、謂多羅斯、如此之類、隨本不改。　大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世（推古天皇）。故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊、以前爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇（神武天皇）以下、品陀御世（應神天皇）以前爲中卷、大雀皇帝（仁德天皇）以下、小治田大宮（推古天皇）以前爲下卷、幷錄三卷、謹以獻上。　臣安萬侶、誠惶誠恐頓

首頓首。

和銅五年正月二十八日　　正五位上勳五等太朝臣安萬侶謹上

【古事記序】

風土記の錄上　和銅六年（元明天皇）五月癸亥朔甲子、畿内七道諸國郡鄉名著二好字一、其郡内所レ生銀銅・彩色・草木・禽獸・魚蟲等物具錄二色目一、及土地沃墝、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞・異事載二于史籍一言上。【續日本紀卷六】

日本書紀の編纂　夫日本書紀者、一品舍人親王・從四位下勳五等太朝臣安麻呂等奉レ勅所レ撰也。清足姫天皇（元正天皇）負扆之時、親王及安麻呂等更撰二此日本書紀三十卷一、幷帝王系圖一卷、養老四年五月二十一日功夫甫就、獻二於有司一。上起二天地混淪之先一、下終二品彙甄成之後一。神胤皇裔、指レ掌灼然、慕化古風、擧レ目明白、異端小說、惟力亂レ神、爲レ備二多聞一、莫レ不二該博一。【釋日本紀所引弘仁私記】

續日本紀　文武天皇の御卽位より桓武天皇の延曆十年に至る。延曆十六年菅野眞道等撰進す。

日本後紀　桓武天皇の延曆十一年より淳和天皇の天長十年に至る。承和八年（仁明天皇）藤原冬嗣等撰進す。

續日本後紀　仁明天皇御一代の御紀なり。貞觀十一年（清和天皇）藤原良房等撰進す。

文德實錄　文德天皇御一代の御紀にて、元慶三年（陽成天皇）藤原基經等撰進す。

三代實錄　清和・陽成・光孝三天皇の御紀なり。延喜元年（醍醐天皇）藤原時平・菅原道眞等撰進す。

和歌の發達

漢文の巧に綴られたるうへに、漢字を以て國語を記すの方法も既に行はれ、古事記の如きは、まゝこの方法によりて記述せられたり。また從來口々に相傳へて記憶せられし古來の和歌も、この方法により て、これを筆に上すを得るに至り、漢文學と竝びて和歌盛に行はれ、有名なる歌人この前後に輩出せり。山部赤人は、柿本人麻呂と歌仙として竝び稱せられ、しばゝ諸國に遊びて名勝を探り、到る處風月を詠ぜざるなし。すなはちこれらの作をはじめ、おもに當代の和歌を集め、漢字の音訓を使用して書記したるものを萬葉集といひ、同じく有名なる歌人大伴家持の撰するところなりとぞ。この集に收むる

ところの作者は、社會のあらゆる階級にわたり、詠歌は長歌・短歌など およそ四千五百首に上り、歌調おほむね雄健にして、しかも韻致に富み、眞に奈良時代の詞華を發揚するのみならず、また當代の人情・風俗を知るに好箇の資料たるべし。

山部宿禰赤人望不盡山歌一首并短歌

天地乃分時從、神左備手、高貴寸、駿河有布士能高嶺乎、天原振放見者、度日之、陰毛隱比、照月之、光毛不見、白雲母、伊去波伐加利、時自久曾雪者落家留、語告言繼將往、不盡能高嶺者。

反歌

田兒之浦從、打出而見者、眞白衣、不盡能高嶺爾、雪波零家留【萬葉集卷三】

賀陸奥國出金詔書歌

大伴宿禰家持

○上略都久屍、山行者、草牟須屍、大皇乃、敷爾許曾死米、可弊里見波、勢自等許等太弖、丈夫乃、伎欲吉彼名乎、伊爾之敷欲、伊麻乃乎追通爾、奈我佐敷流、於夜能子等毛曾、大伴等、佐伯氏者、人祖乃、立流辭立、人子者、祖名不絶、大君爾麻都呂布物能等、伊比都雅

流許等能都可佐曾梓弓手爾等里母知弖、劍大刀、許之爾等里波伎、安佐麻毛利、由布能麻毛利、大王能、三門乃麻毛利、和禮乎於吉弖、且比等波安良自等伊夜多弖、於毛比之麻左流、大皇乃、御言能左吉乃聞者貴美【萬葉集卷十八】

佛敎の隆盛

かくてこの時代に於て文化の最も開けたるは、第四十五代聖武天皇の御代なり。この時藤原氏より皇后を出すの例はじまり、不比等の女光明子皇后に立ちたまひ、天皇と共に篤く佛敎を信仰したまふ。これより先、佛敎は聖德太子の尊信によりてやうやく興隆に向ひしが、更に天武天皇の朝に諸國に詔して家毎に佛像をまつらしめ、ついで持統天皇は筑紫・陸奥の邊境にもこれを流布せしめたまひしかば、遂に全國に弘まり、聖武天皇の朝に至りて最も隆盛の域に達しぬ。天皇は御信仰のあまり、數多の寺塔・佛像を造らしめたまひ、中にも萬民のために災厄を攘ひ、天下の泰平國民の安穩を祈らしめんとて、國毎に僧尼の二寺を建てしめたまふ。これいはゆる國分寺にして、大和の僧

國分寺

大佛開眼

寺は東大寺、尼寺はすなはち法華寺なり。この東大寺内に特に宏壮なる大佛殿を建てて、壮麗無比なる金銅盧舎那佛を安置したまひ、第四十六代孝謙天皇の御代に、その開眼供養を行ふに當り、天皇は聖武上皇・光明皇太后と共に、文武百官を率ゐて臨幸し、荘重嚴肅なる儀式を擧げ、あらゆる歌舞伎樂を演奏せしめたまひて、實に一代の盛觀を呈したり。今の殿堂佛像は再度の兵火にかゝりて、當初の壮觀を失ふところ少からざるも、なほ本造の大建築として、世界第一と稱せらる。また地方の國分寺には當初の伽藍を存するものなきも、なほ「こくぶ」の地名にその遺跡を知り、壇

大佛開眼の筆壘

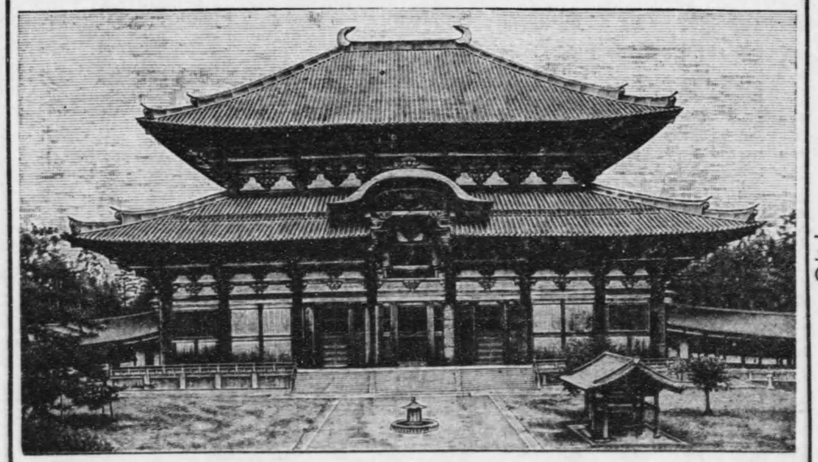

東大寺

圃草叢の間に堂塔の礎石を探りて、往時の宏壮なる規模を想見するに足るもの少からず。

國分寺建立の詔　天平十三年〇聖武天皇三月壬午朔、乙巳詔曰、朕以薄德忝承重任、未弘政化、寤寐多慚。古之明主、皆能先業、國泰人樂、災除福至。修何政化、能臻此道、頃者年穀不豐、疫癘頻至、憖懼交集、唯勞罪己、是以廣爲蒼生、遍求景福、故前年馳驛增飾天下神宮。去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一鋪、並寫大般若經各一部。自今春已來、至于秋稼、風雨順序、五穀豐穰、此乃徵誠啓願、靈貺如答、載惶載恐、無以自寧。案經云、若有國土講宣讀誦、恭敬供養流通此經、王者我等四王、常來擁護、一切災障、皆使消殄、憂愁疾疫、亦令除差、所願遂心、恒生歡喜者。

宜令天下諸國各敬造七重塔一區、竝寫金光明最勝王經。妙法蓮華經各十部。朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各令置一部、所冀聖法之盛、與天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒滿。其造塔之寺、兼爲國花、必擇好處、實可長久、近人則不欲、薫堯所及、遠人則不欲勞、衆歸集、國司等各宜務在嚴飾、兼盡潔清。近感諸天、庶幾臨護。布告遐邇、令知朕意。又每國僧寺施封五十戸、水田十町、尼寺水田十町。僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺。【續日本紀卷十四】

東大寺の大佛　金銅盧舍那佛像一軀、結跏趺坐、高五丈三尺五寸。面長一丈六尺、廣九尺五寸。肉髻高三尺。眉長五尺四寸五分。目長三尺九寸。鼻長三尺二寸。口長三尺七寸。耳長八尺五寸。頸長二尺六寸五分。肩、徑長二丈八尺七寸一分。胸長一丈八尺。腹長一丈三尺。臂長一丈九尺。肱至腕長一丈五尺。掌長五尺六寸。中指長五尺。脛長二丈三尺八寸五分。膝、前徑三丈九尺。膝厚七尺。足心一丈三尺。螺形九百六十六箇、高各一尺二寸、徑各三尺六寸。銅座高一丈、徑六丈八尺、上周廿一丈四尺、基周廿三丈九尺。石座高八尺、上周三十四丈七尺、基周卅九丈五尺。用熟銅二七十三萬九千五百六十斤、白鑞一萬二千六百十八斤、練金一萬四百卅六兩、水銀五萬八千六百廿兩、炭廿萬六千三百五十六斛。圓光一基、高十一丈四尺、廣九丈六尺。【朝野羣載卷十六】

大佛の開眼供養　九日（天平勝寶四年四月）　太上天皇（聖武）・皇太后（光明）・皇太后（天武）・天皇（孝謙）座東大堂、布板殿二以開眼。其儀式竝同元日、但無待從。上堂裏莊嚴種々造花、弄妙繒幡、守上散種々花、東西懸繒灌頂、八方懸五色灌頂。其先請僧已上、僧自南門直參入。引道

玄番頭外從五位下秦忌寸首麿

右中辨從五位上縣犬養宿禰古麿

次開眼師僧正菩提法師、乘輿、捧白蓋、自東入迎。

正五位下賀茂朝臣卽足

從五位上安倍朝臣嶋麿

次講師隆尊律師、乘輿、差白蓋、自西入迎。

從四位上橘朝臣奈良麿

從四位上大伴宿禰古慈悲

次讀師延福法師、乘輿、差白蓋、自東入迎。

從四位下清原八束

從四位下石作麿

並着堂幄。即開眼師進佛前取筆開眼口。筆着繩令受集人等開眼了。即講讀共登高座講說花嚴經。請衆僧・沙彌等自南門左右頒以參入。引道（左玄蕃助正六位上縣犬養宿禰吉男　右允從六位上榎井朝臣馬養）

着東面北幄。即大安・藥師・元興・興福寺四寺獻種々奇異物。繼自南門柱東過□種々樂參入。

勅

大歌久米頭々儛（從五位下大伴宿禰伯麿　從五位　佐伯宿禰文成）

猪伏儛頭（外從五位上文忌寸麿　從五位下土師宿禰牛勝）

右大臣已下擊鼓十六人

妓樂鼓擊六十人（平群□中財人等也）

頭（治部卿從四位上船守　內匠頭從四位上大市王　雅樂助正六位上林連久方　少丞正六位上安倍々如悉）

唐散樂頭（近江少掾正六位上食朝臣奠人　治部少丞從六位上高田朝臣家主）

唐中樂頭（治部少輔從五位下下毛野稻麿　雅樂大允正六位上津史眞麿）

唐古樂（治部少錄正七位上土師宿禰山麿　正七位下葛井連犬養）

高麗樂頭（治部少錄正七位下船連蟲麿　雅樂允正六位下播摩廣嶋）

度雅樂四寺行道二反廻畢左右頒立於堂前（左大臣以下擊鼓著座）以次第奏　大歌女　大御儛卅人　久米儛（大伴廿人　佐伯廿人）　猪伏儛卅人（檜前忌寸廿人　土師宿禰廿人）　女漢躍歌百二十人（立天平　大平）　跳子名百人　唐古樂一舞　唐散樂一舞　林邑樂三舞　高麗樂一儛　唐中樂一舞

唐女儛（一儛　施袴廿人）　高麗樂三儛　高麗女樂

同日夕入座東宮。【東大寺要錄卷二】

國分寺所在地表

國名	僧寺（尼寺）所在地
山城	京都府相樂郡瓶原村河原（京都府相樂郡加茂村法華寺野）
大和	奈良縣奈良市（奈良縣奈良市）
河內	大阪府南河內郡國分村

國府所在地表

國府所在地
京都府乙訓郡大山崎村
奈良縣高市郡高取町
大阪府南河內郡道明寺村

和泉	大阪府泉北郡南池田村國分
攝津	大阪府大阪市（大阪府大阪市）
伊賀	三重縣阿山郡中瀨村（三重縣阿山郡花ノ木村法花）
伊勢	三重縣河藝郡河曲村（三重縣飯南郡伊勢寺村）
志摩	三重縣志摩郡國府村
尾張	愛知縣中島郡明治村（愛知縣中島郡明治村）
三河	愛知縣寶飯郡八幡村（愛知縣寶飯郡八幡村）
遠江	靜岡縣磐田郡見付町
駿河	靜岡縣安倍郡安東村
甲斐	山梨縣東八代郡一宮村（山梨縣東山梨郡春日居村）
伊豆	靜岡縣田方郡三島町
相模	神奈川縣高座郡海老名村（神奈川縣高座郡海老名村）
武藏	東京府北多摩郡國分寺村（東京府北多摩郡國分寺村）
安房	千葉縣安房郡館野村國分
上總	千葉縣市原郡市原村（千葉縣夷隅郡上野村法花）
下總	千葉縣東葛飾郡國分村

大阪府泉北郡國府村	
大阪府大阪市	
三重縣阿山郡三田村	
三重縣鈴鹿郡國府村	
三重縣志摩郡國府村	
愛知縣中島郡稻澤町	
愛知縣寶飯郡國府町	
靜岡縣磐田郡中泉町	
靜岡縣靜岡市	
山梨縣東八代郡英村	
靜岡縣田方郡三島町	
神奈川縣中郡國府村	
東京府北多摩郡府中町	
千葉縣安房郡國府村	
千葉縣市原郡市原村	
千葉縣東葛飾郡市川町	

常陸	茨城縣新治郡石岡町（茨城縣新治郡石岡町）
近江	滋賀縣滋賀郡石山村國分
美濃	岐阜縣不破郡青墓村
飛驒	岐阜縣大野郡大名田町（岐阜縣吉城郡古川町）
信濃	長野縣小縣郡神川村國分
上野	群馬縣群馬郡國府村
下野	栃木縣下都賀郡國分寺村
陸奥	宮城縣仙臺市木ノ下町
出羽	山形縣山形市
若狹	福井縣遠敷郡遠敷村國分（福井縣遠敷郡遠敷村國分）
越前	福井縣南條郡武生町
加賀	石川縣能美郡國府村
能登	石川縣鹿島郡德田村國分
越中	富山縣射水郡伏木町國分（富山縣新川郡北加積村法花寺）
越後	新潟縣中頸城郡春日村國分寺
佐渡	新潟縣佐渡郡眞野村國分寺

茨城縣新治郡石岡町	
滋賀縣栗太郡瀨田村	
岐阜縣不破郡府中村	
岐阜縣大野郡大名田町	
長野縣松本市	
群馬縣群馬郡國府村	
栃木縣下都賀郡國府村	
宮城縣宮城郡多賀城村	
山形縣東田川郡廣野村	
福井縣遠敷郡今富村	
福井縣南條郡武生町	
石川縣能美郡國府村	
石川縣鹿島郡矢田鄉村	
富山縣射水郡伏木町	
新潟縣中頸城郡直江津町	
新潟縣佐渡郡眞野村	

丹波	京都府南桑田郡千歲村
丹後	京都府與謝郡府中村國分
但馬	兵庫縣城崎郡日高村
因幡	鳥取縣岩美郡宇倍野村國分寺（鳥取縣岩美郡宇倍野村法花寺）
伯耆	鳥取縣東伯郡社村國分寺
出雲	島根縣八束郡竹矢村
石見	島根縣那賀郡國分村（島根縣那賀郡國分村）
隱岐	島根縣周吉郡中條村（島根縣周吉郡中條村）
播磨	兵庫縣飾磨郡御國野村（兵庫縣飾磨郡御國野村）
美作	岡山縣勝田郡河邊村國分寺（岡山縣勝田郡河邊村日上）
備前	岡山縣赤磐郡西高月村（岡山縣兒島郡高島）
備中	岡山縣都窪郡三須村（岡山縣都窪郡三須村）
備後	廣島縣深安郡御野村
安藝	廣島縣賀茂郡吉土實村（廣島縣賀茂郡吉土實村）
周防	山口縣佐波郡防府町（初）山口縣豐浦郡長府町豐浦町（後）山口縣下關市東南部町
長門	

京都府船井郡富本村	
京都府與謝郡府中村	
兵庫縣城崎郡國府村	
鳥取縣岩美郡宇倍野村	
鳥取縣東伯郡社村	
島根縣八束郡出雲鄉村	
島根縣那賀郡下府村	
島根縣周吉郡西鄉町	
兵庫縣姬路市	
岡山縣苫田郡西苫田村	
岡山縣上道郡高島村	
岡山縣吉備郡總社町	
廣島縣蘆品郡國府町	
廣島縣安藝郡府中村	
山口縣佐波郡防府町	
山口縣豐浦郡長府町	

紀伊	和歌山縣那賀郡池田村（和歌山縣那賀郡池田村）
淡路	兵庫縣三原郡八木村（兵庫縣三原郡八木村）
阿波	德島縣名東郡國府町（德島縣名東郡八萬村）
讚岐	香川縣綾歌郡端岡村（香川縣綾歌郡端岡村）
伊豫	愛媛縣越智郡櫻井町（愛媛縣越智郡櫻井町）
土佐	高知縣長岡郡國府村（高知縣長岡郡國府村）
筑前	福岡縣筑紫郡水城村（福岡縣筑紫郡水城村）
筑後	福岡縣三井郡國分村
豐前	福岡縣京都郡豐津町
豐後	大分縣大分郡賀來村（大分縣大分郡賀來村）
肥前	佐賀縣佐賀郡春日村（佐賀縣佐賀郡春日村尼寺）
肥後	熊本縣飽託郡出水村
日向	宮崎縣兒湯郡下穗北村
大隅	鹿兒島縣姶良郡國分町
薩摩	鹿兒島縣薩摩郡東水引村
壹岐	長崎縣壹岐郡那賀村

和歌山縣海草郡紀伊村	
兵庫縣三原郡市村	
德島縣名東郡國府町	
香川縣綾歌郡府中村	
愛媛縣越智郡櫻井町	
高知縣長岡郡國府村	
福岡縣筑紫郡水城村	
福岡縣三井郡御井町	
福岡縣京都郡秣鄉村	
大分縣大分市	
佐賀縣佐賀郡春日村	
熊本縣飽託郡白坪村	
宮崎縣宮崎郡佐土原町	
鹿兒島縣姶良郡國分町	
鹿兒島縣薩摩郡高城村	
長崎縣壹岐郡那賀村	

對馬	長崎縣下縣郡嚴原町
	長崎縣下縣郡嚴原町

高僧の來朝と名僧の輩出

御歷代佛教を崇信せらるゝこと甚だ篤く、殊に聖武天皇は、はじめて出家して三寶（佛・法・僧）の奴と稱したまひ、孝謙天皇も相ついで佛門に入り、嘗て小塔百萬基を造らしめて、印版の經文を收め、これを諸大寺に寄せたまへる程なり。かかる折しも名僧の外國より來るもの多く、中にも唐僧鑑眞の如きは、しばしば風波の難を冒して東渡を企

百萬塔

鑑

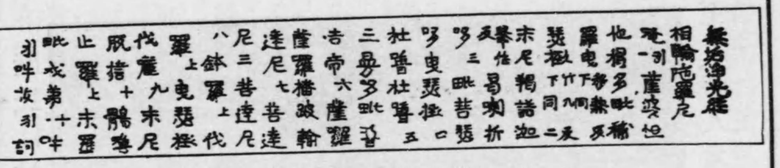

印版の陀羅尼

て、やうやく孝謙天皇の朝に來朝するや、直ちに勅命を受け、大佛の前に戒壇を設けて數多の人々に授戒せり。これ東大寺戒壇院の起にして、後には筑前の觀音寺、下野の藥師寺と共に、天下の三戒壇と稱せられ、各その地方の僧侶を養成しぬ。しかして一方教育制度の缺陷よ

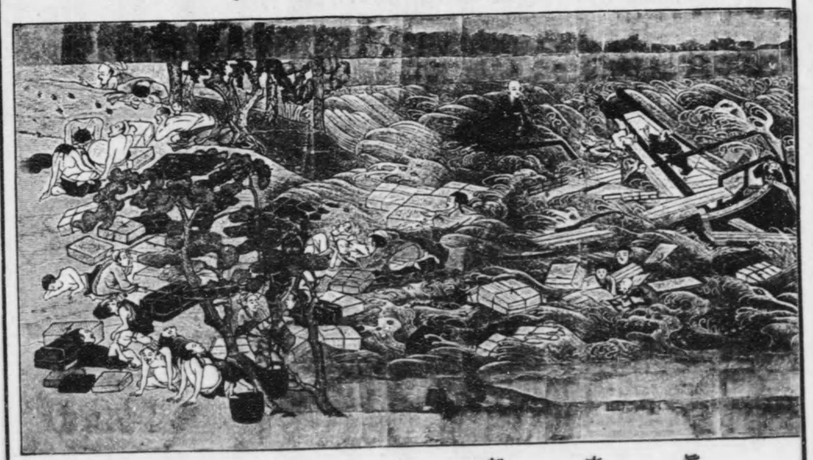

眞來朝す

り、庶民は材幹あるも官學に入りて身を立つるの術なく、おほむね身を佛門に投じて社會上の位地を得んとしたれば、おのづから僧尼にすぐれたるものを出せり。當代民衆の教化に於て最も功を奏せるを僧行基となす。行基は和泉の人にて、その教を說くや、道俗これを慕ひて追隨するもの千を以て數へ、和尚來ると聞きては、巷里家を空しうし、爭ひ集りてこれを禮拜するにさらば佛教はかゝる內外の至り、時人尊びて菩薩と稱せりといふ。

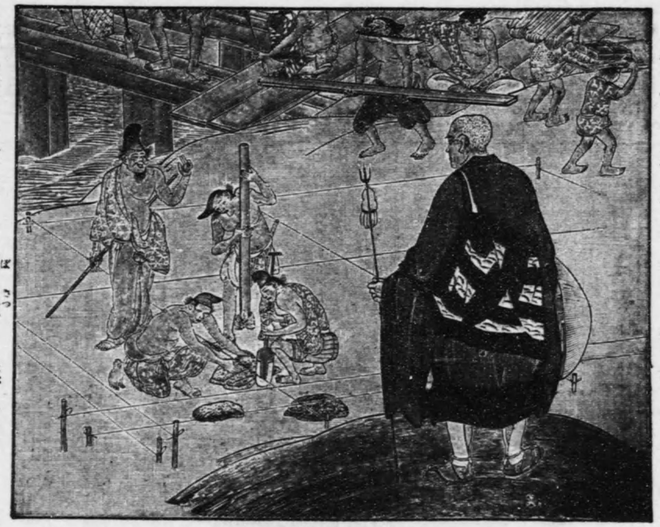

行基の社會事業

社會事業の興起

高僧によりてます〳〵榮えに榮えたり。

こゝに於て、佛教は當時の人々に偉大なる精神的感化を與へしのみならず、またその慈悲の教は幾多の社會事業を導きて、物質文明に寄與するところ少からず。光明皇后は京都に悲田院を設けて貧民・孤兒を收容し、また皇后宮職に施藥院を置き、諸國より藥草を集めて、貧民に施療せしめたまへり。その藥草は今に存して、皇后仁慈の御心をしのばしむ。和氣清麻呂の姉法均尼は棄兒を拾ひて八十三兒を養育し、いづれも朝廷より葛木首の姓氏を賜はれり。また行基の徒はその足跡全國に遍く、到る處寺を建て、橋を架し、道路を修め、池溝を掘り、堤防を築き、航路を開くなど、國利民福をはか

藥

埦

りしの事功實に枚擧に遑あらず。蓋し行基ら德望の高き、一度これらの工事を起すや遠近競ひ來りてその功を助け、日ならずして忽ち成就したりしなり。

僧行基　和尙〇僧行基藥師寺僧、俗姓高志氏、和泉國人也。和尙眞粹天挺、德範夙彰。初出家、讀瑜伽唯識論、卽了其意。既而周遊都鄙、敎化衆生、道俗慕化、追從者動以千數。而行之處、聞和尙來、巷无居人、爭來禮拜。隨器誘導、咸趣于善。又親率弟子等、於諸要害處、造橋築陂、聞見所及、咸來加功、不日而成。百姓至今蒙其利焉。豐櫻彥天皇〇聖武天皇甚敬重焉。詔授大僧正之位、幷施四百人出家。和尙靈異神驗、觸類而多。時人號曰行基菩薩。留止之處、皆建道場、其畿內凡四十九處、諸道亦往々而在、弟子相繼皆守遺法、至今住持焉。【續日本紀卷十七】

神龜二年〇聖武天皇九月一日、將諸弟子等、修狀多行、到山躋川、不得船暇掩留。河中見有天柱、大井問云、彼柱有知人矣。或人申云、往昔耆舊尊船大德所渡橋柱云々、爰大井發願、從同月十二日始渡山埼橋。【行基菩薩傳】

天平五年癸酉〇聖武天皇……行基ぼさつ公家に奏聞し、猪名野無主淺薄の地を申うけ、伽藍を草創し、四至をさかひ、牓示をたて、手づから水田一百五十町を開發し、

院家に施入し、ながく國郡をして攝領すべからず、崑崙山崑陽寺永々の寺領となし、住侶朝三の僧供として、天下安寧の懇祈をつとめ、寶祚延長の精誠をいたすの外あらで、臨時の公役なし。

天平十三年辛巳木津河に大橋をわたし、狛の里に伽藍を立、僧院として泉橋院と號す。木津鄕には尼院を建立して、誓願寺と稱す。【行基菩薩行狀記】

山陽・西海・南海三道、舟船海行之程、自檉生泊至韓泊海一日行。自韓泊至魚住泊一日行。自魚住泊至大輪田泊一日行。自大輪田泊至河尻一日行。此皆行基菩薩計程所建置也。【三善淸行意見十二箇條】

美術工藝の進步

佛法の興隆につれて、美術・工藝の進步驚くべきものあり。東大寺は朝廷の勅願寺として、藤原氏の氏寺たる興福寺と相竝びて名高く、この他新に起れる幾多の寺院はおほむね七堂伽藍の美觀を具へ、建物の外部は多く朱塗にして、內部の柱壁には悉く雄麗なる裝飾を施し、こゝに安置せられたる佛像には、金銅・木造の外、乾漆・塑造などあり、製作みな巧妙を極めて、端嚴の風、微妙の相おのづから衆庶の渴仰を招

けり。從ひて豐麗優美なる繪畫・彫刻の逸品にして、なほ現存するもの少からざる中にも、東大寺の境内なる正倉院の寶庫に藏せらるゝ御物は、その最も著しきものなり。この寶庫には、孝謙天皇が聖武天皇の御遺物を東大寺に寄せたまひたるものをはじめとして、珍寶の收めらるゝもの樂器・織物・佛具・調度などおよそ三千餘點に及べり。しかして校倉造の寶庫は、よくこれら什寶の保存に適せしうへに、古來勅封として鄭重に御物を寶藏せしにより、千歲後の今日、なほ完全に當時の面影をうかゞふべく、いづれも卓拔なる意匠、精緻なる技巧、後人の容易に企て及ぶべからざるものあり、いはゆる天平時代の燦爛たる美術の光彩を放ちぬ。

天平時代

かくて奈良時代は帝都一定して中央集權の實擧り、王權の最も振張したる一時期にして、文化また發達して一新生面を開き、國史の講究もはじめて行はれたり。日本書紀はわが國正史の祖にして、建國の

奈良時代の風尙

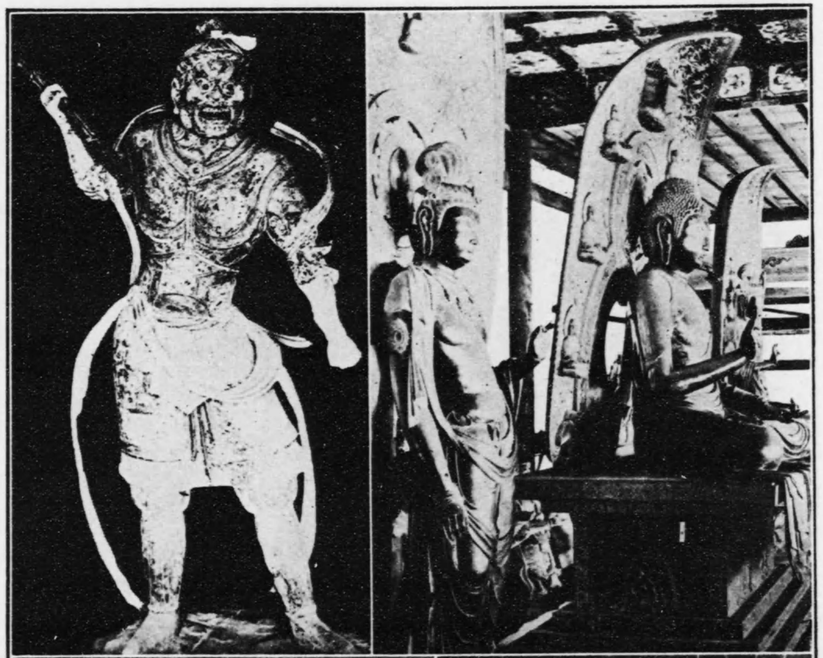

藥師寺藥師三尊像（金銅）

東大寺法華堂執金剛神像（塑像）

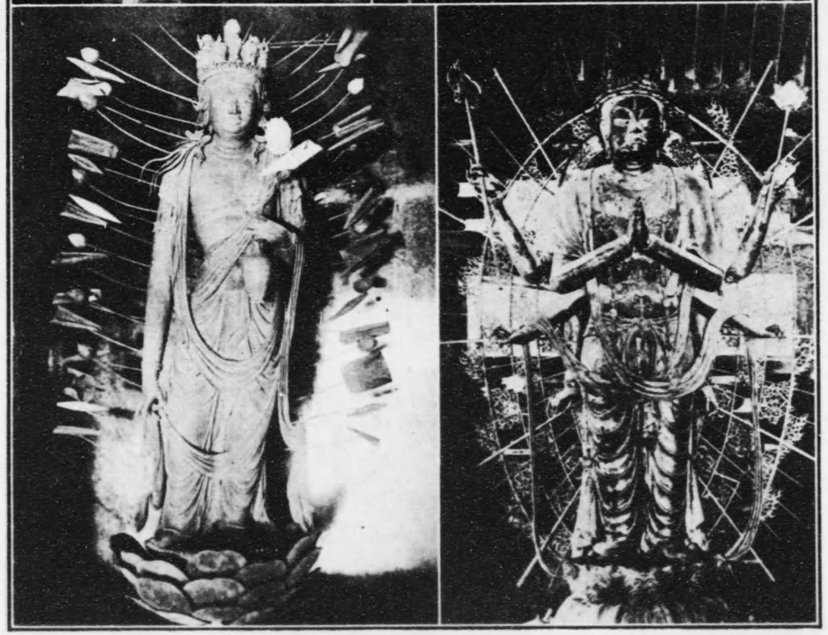

東大寺法華堂觀音像（乾漆）

法華寺十一面觀音像（木像）

阮咸
箜篌
琵琶
漆胡瓶
蓮華盤
玻璃椀
柄香爐
圓鏡
彩繪箱・花形方几

臘纈屏風
鳥毛屏風
夾纈屏風
尺
花氈
棊局
雙六局

體制を知るべければ、朝廷特にこれを重んじ、歴代天皇は諸卿と共に博士を召してしば〳〵これを進講せしめたまひ、學校に於ても特にこれを講習せしめたりき。されど當時の文華は多く隋・唐の模倣に過ぎずして、未だ全く融和の域に進まず、しかも都鄙の文明はいたく懸隔して、未だ健實なる社會を形つくらず、いはゆる青丹よし奈良の都は、咲く花の匂ふが如き盛況を呈し、都の士女は綾羅の唐衣麗はしく大路・小路を行きかひ、悠々として世の太平を樂しみて、

御民吾生ける驗あり、天地の
榮ゆる時にあへらく思へば。

と、大いに現實の生活を謳歌せり。これに反して、地方は一般に開けずして、交通も頗る不便を極めたりしは、かの

家にあれば笥に盛る飯を、草枕
旅にしあれば椎の葉に盛る。

燉煌發掘騎馬人物圖

正倉院鳥毛立女屏風

唐代女子圖像

藤原不比等像

の一首にても察せらるべし。

日本書紀の進講　○日本紀講例

村上康保二年　外記勘申養老五年博士或云不注

竟宴【釋日本紀卷一】

元慶三年○陽成天皇五月七日丙申、令從五位下守圖書頭善淵朝臣愛成於宜陽殿東廂、讀日本紀、喚明經紀傳生三四人爲都講。大臣已下、毎日開讀。前年始讀、中間停廢、故更始讀焉。【三代實錄卷三十五】

僧侶と貴族との衝突

また當代とみに興隆せし佛教が幾多の新文明をもたらして、わが文化に燦然たる成果をあげしめたりしは明かなるも、造寺・造佛の熾なりしがために、やうやく財用の缺乏を來ししは、また疑ふべくもあらず。加ふるに僧侶が上下の尊信を一身に集めて、次第に勢力を增すに從ひ、往々政治に關與して當時の貴族と衝突し、しば〳〵紛亂を生じたり。中にも道鏡の如きは威權朝野を壓して、遂に非望を抱くに至りしに、忠烈なる和氣清麻呂はおのが一身の安危を忘れ、敢然起ち

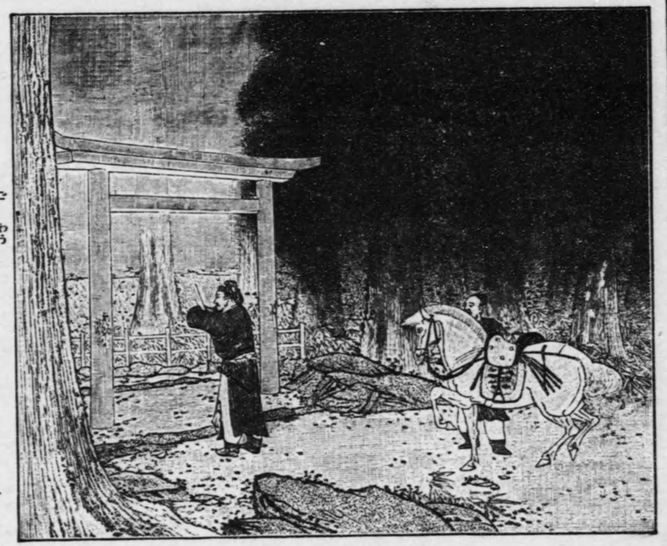

和氣清麻呂神教を仰ぐ

てこれを挫き、以て天壤無窮の皇運を扶翼したてまつりぬ。清麻呂の姉廣虫(法均尼)は第四十八代稱德天皇に仕へて御信任頗る厚く、天皇に從ひて剃髮し、夙に崇高なる人格を以て稱せられしが、今や弟と心を一にして道鏡に當り、姉弟共に流竄の厄に遭ひしも、間もなく京都に召還され、再び朝廷に奉仕して忠節を勵みたり。後、護王神社に兩人を祭り、今に至るまで國民その忠烈を欽慕して已まず。

和氣清麿の忠誠　始、太宰主神習宜阿曾麻呂希旨、方媚事道鏡。因矯八幡神教言、令道鏡卽皇位天下太平。道鏡聞之深喜自負。天皇〇稱徳召清麿呂於床下、勅曰、昨夜夢八幡神使來云、大神爲令奏事、請尼法均。宜汝清麿呂相代而往聽彼神命。臨發道鏡語清麿呂曰、大神所以請使者、蓋爲告我卽位之事。因重募以官爵。清麿呂行詣神宮、大神詫宣曰、我國家開闢以來、君臣定矣。以臣爲君未之有也。天之日嗣必立皇緒、無道之人宜早掃除。清麿呂來歸奏如神教。【續日本紀卷三十】

太宰主神習宜、阿諛麻呂媚事道鏡、矯八幡神教言、令道鏡卽帝位天平太平。道鏡聞之、情喜自負。天皇召清麿呂於牀下曰、夢有人、來稱八幡神使云、爲奏事請尼法均。朕答曰、法均軟弱難堪遠路、其代遣清麿呂。汝宜早參聽神之教。道鏡復喚清麿呂、募以大臣之位。先是路眞人豐永爲道鏡之師、語清麿呂云、道鏡若登天位、吾以何面目可爲其臣、吾與二三子、共爲今日之伯夷耳。清麿呂深然其言、常懷致命之志。【日本後紀卷八】

和氣廣虫の仁慈友愛　寶字八年〇淳仁天皇大保惠美忍勝叛逆伏誅、連及當斬者三百七十五人、法均切諫、天皇〇孝謙上皇納之、減死刑、以處流徒。亂止之後、民苦飢疫、棄子草間、遺人收養、得八十三兒、同名養子、賜葛木首。……寶龜元年聖帝〇光仁天皇踐祚、……廣虫又掌吐納、叙從四位下、任典藏、累至正四位下。帝從容勅曰、諸侍從臣、毀譽紛紜、未嘗聞法均語他過。友于天至、姉弟同財、孔懷之義、見稱當時。【日本後紀卷八】

第六　平安時代初期の趨勢

光仁天皇の御政治

第四十九代光仁天皇の稱德天皇についで立ちたまふや、まづ和氣清麻呂らを召還して本位に復すると共に、道鏡を造下野國藥師寺別當に貶して、忠逆をたゞしたまひ、更に一掃したまはんとす。當時財政窮乏の後を承けて、御みづから節約をはかりたまひ、たびたび天下の租稅を免除し、地方の饑饉を救助し、また吏を諸國に派遣して國司の誅求を戒めたまへるなど、つとめて仁政を施して專ら民力の涵養をはかりたまへり。こゝに於て前代

平安奠都

の弊政やうやく改りて綱紀やゝ振ひたりしが、天皇の御子第五十代桓武（かんむ）天皇の御代に及びては、更に全く前代よりの面目を一新するに至りぬ。

桓武天皇は英邁にまし〳〵、先帝の御遺志を繼ぎていよ〳〵積年の宿弊を刷新し、朝廷の綱紀を振張したまはんとするに當り、まづ奈良の舊都を去りて、人心を新にするの必要を察したまへり。よりて山河交通の便ありて、まさに國運の發展に適切なる形勝の地を選び、こゝに新都を建設せんとしたまひ、遂に和氣清麻呂の建議に基づきて、紀元一千四百五十四年延暦（えんりやく）十三年都を平安京（へいあんきやう）に奠（さだ）めて萬代の帝都を期したまふ。この京は、その規模平城京よりもやゝ大にして、東西約四十二町、南北約四十九町にわたり、左右兩京の制、條坊（でうばう）の區畫など、ほゞ平城京と同じく、殿堂・邸第、輪奐（りんくわん）の美を競ひ、子來（しらい）の民軒を列ねて殷賑を極めたり。されど右京ははじめより榮えずして、左京のみ繁

平城京圖

比例尺 七万五千分之一

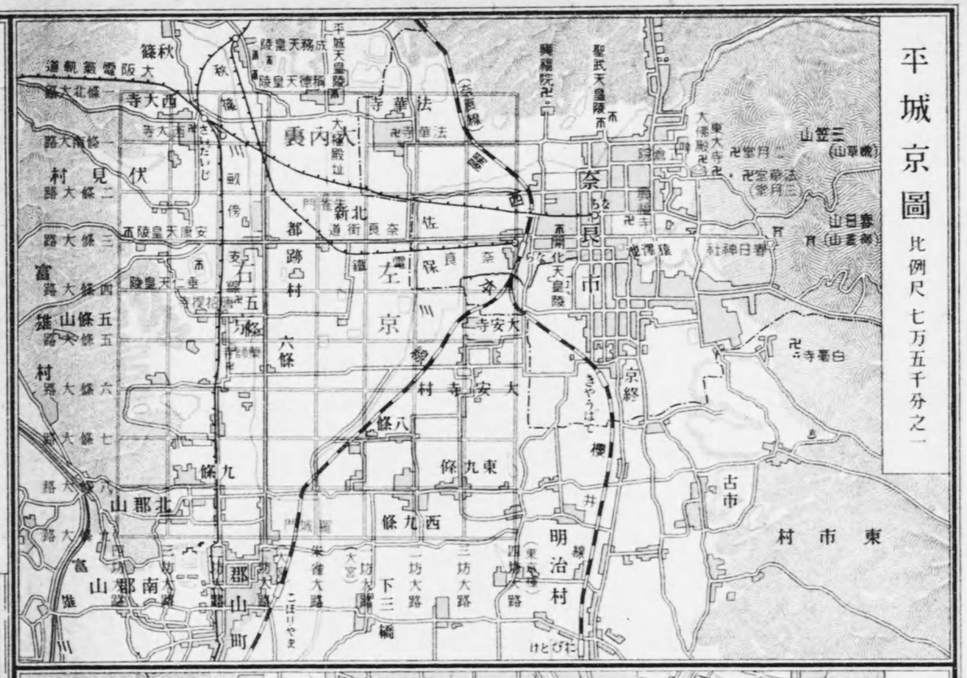

平安京圖

比例尺 七万五千分之一

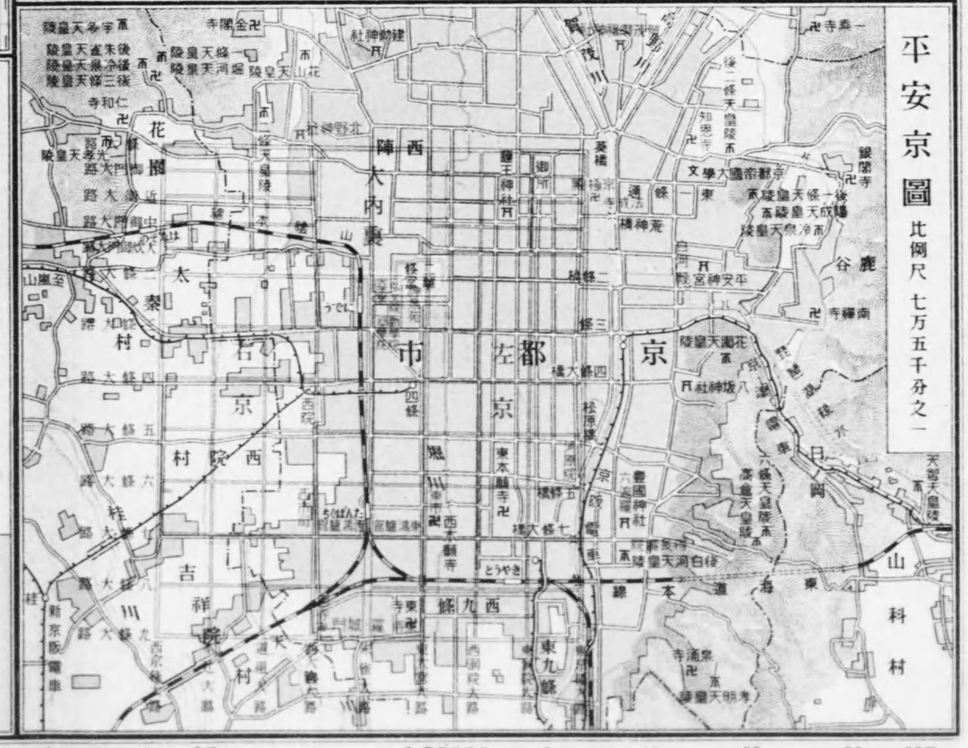

平安京大內裏圖

比例尺約一万五千分之一

平安京內裏圖

比例尺約三千分之一

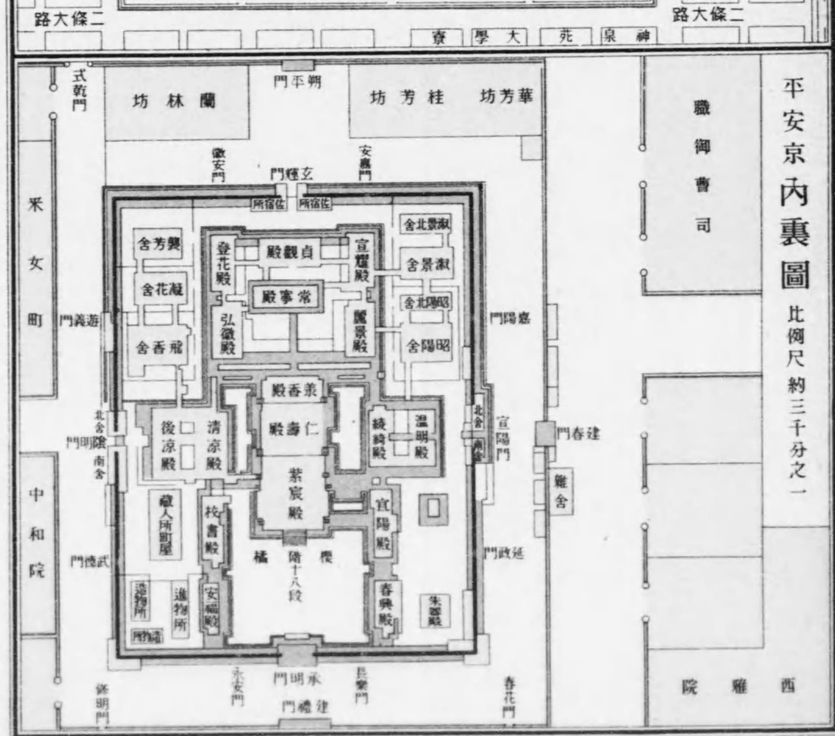

1:3000 0 10 20 30 40 50 60間 (1丁)

1:15000 0 1 2 3 4 5丁

1:75000 0 5 10 20 30 36丁 (1里)

榮を來し、今の京都市は、主としてその左京と更に洛東に發展したる市街とにより成立せるものなり。

地方政治の肅正と東北地方の開拓

平安遷都と和氣清麻呂　天應元年〇桓武天皇授從四位下、拜民部大輔、爲攝津大夫、累遷中宮大夫・民部卿、授從三位。延曆十七年上表請骸骨、優詔不許、仍賜功田廿町、以傳其子孫。清麻呂練於庶務、尤明古事、撰民部省例廿卷、于今傳焉。奉中宮教、撰和氏譜奏之、帝甚善之。長岡新都、經十載未成功、費不可勝計。清麻呂潛奏、令上託遊獵相葛野地、更遷上都。清麻呂爲攝津大夫、鑿河內川直通西海、擬除水害、所費巨多、功遂不成。私墾田一百町在備前國、永爲賑給田、鄉民惠之。薨時贈正三位、年六十七。【日本後紀卷八】

延曆十三年〇桓武天皇十月丁卯、遷都。詔曰、云々、葛野乃大宮地者、山川毛麗久、四方國乃百姓乃參出來事毛便之云々。〇十一月丁丑詔云々。山勢實合前聞云々。此國山河襟帶、自然作城、因斯形勝可制新號。宜改山背國爲山城國。又子來之民、謳歌之輩、異口同辭、號曰平安京。【日本紀略前篇十三】

奈良時代の餘弊は地方未開にして民力の疲弊せるを最とすれば、天皇特に大御心を地方の政治に寄せたまふ。當時國司は多く奸曲に

して私利を貪り、民政頗る紊亂せしが、殊に國司の任期滿ちて交代するの際に、紛擾を極むるを常としたれば、天皇新に勘解由使を置き、その治績を勘査せしめて嚴に理非をたゞし、更に邊境の開拓を進めて、良民の安堵をはかりたまへり。

蝦夷の經略は日本海に面せる地方には早く進捗せしが、太平洋に面せる地方には遲々として進まず。聖武天皇の朝に至りて、出羽經營の中心は既に秋田城に進みしも、陸奥の鎭所はやうやく陸前の多賀城に達せしに過ぎず。さればある ひは直路を開き、あるひは城塞を設けて、つとめて兩者の連絡を通ぜんとはかりしも、山岳疊々兵をやるに困難にして、輜重の輸送また容易ならず、歷朝の鎭撫も未だ著しき功績を擧ぐることを得ざりき。

こゝに於て桓武天皇は夷地の事情に通ぜる坂上田村麻呂を拔擢して征夷大將軍に任じ、これが征服をはからしめたまふ。田村麻呂は漢人の裔にして、武勇絕倫、大いに夷賊を破り、遂に陸中に膽澤・志波の

兩城を築きてこれに備へたれば、秋田城との連絡はじめて容易となり、蝦夷屛息して騷亂鎭定し、膽澤城はこれより鎭守府として、永く東北地方を統御することとなりぬ。

多賀城碑

去レ京一千五百里
多賀城
去二蝦夷一國界一百廿里
去二常陸一國界四百十二里
去二下野一國界二百七十四里
去二靺鞨一國界三千里
西
此城、神龜元年歲次甲子、按察使兼鎭守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所レ置也。天平寶字六年歲次壬寅、參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎭守將軍藤原朝臣朝獦修造也。
天平寶字六年十二月一日

坂上田村麻呂の蝦夷征伐　延曆十三年（桓武天皇）六月甲寅、副將軍坂上大宿禰田村麿已下征二蝦夷一。

十六年十一月丙戌、從四位下坂上大宿禰田村麿爲征夷大將軍、有副將軍等。廿年二月丙午、征夷大將軍坂上田村麿賜節刀。○九月丙戌、征夷大將軍坂上田村麿等言、臣聞云々。討伏夷賊、○十月丁巳、征夷大將軍坂上田村麿召進節刀。○十一月乙丑詔曰、云々。陸奥國乃蝦夷等、歷代涉時天侵亂邊境、致略百姓、是以從四位上坂上田村麿大宿禰等、乎遣天伐平掃治之、流爾云々。田村麿授從三位、已下授位。

廿一年正月丙寅、遣從三位坂上大宿禰田村麿、造陸奥國膽澤城。○四月庚子、造陸奥國膽澤城使田村麿等言、夷大墓公阿弖利爲・盤具公母禮等率種類五百餘人降。○七月甲子、造陸奥國膽澤城使田村麿來、夷大墓公二人竝從。○己卯、百官抗表賀平蝦夷。○八月丁酉、斬夷大地之賊首也。斬二虜一時、將軍等申云、此度任願返入、招其賊類。而公卿執論云、野性獸心、反覆無定、儻依朝威、獲此梟帥、縱依申請放還奧地、所謂養虎遺患也。即捉兩虜、斬於河內國枹山。【日本紀略前篇十三】

田村麻呂の英姿　大納言坂上大宿禰田邑麻呂者、出自前漢高祖皇帝。廿八代至後漢光武皇帝、十九代孫孝靈皇帝、十三代阿智王、率一縣同姓百人、出漢朝入本朝。

應神天皇二十六年也。有勅給大和國檜前地居之。一名葛城襲津彥。阿智王十一代孫贈大納言勳二等苅田丸之二男也……同二年〇(嵯峨天皇弘仁二年)五月二十三日薨、于時年五十四……同二十七日葬於山城國宇治郡栗栖村(今俗呼爲于時有馬背坂)勅調備甲冑兵仗劒鉾弓箭楯鹽冷合葬向城東立窓。即勅監臨行事。其後若可有國家非常事、則件塚墓宛如打鼓、或如雷電。爾來蒙將軍號而向凶徒時、先詣此墓誓祈。大將軍身長五尺八寸、胸厚一尺二寸。向以視之如偃、背以視之如俯、目寫蒼鷹之眸、鬢繫黃金之縷。重則二百一斤、輕則六十四斤、動靜合機、輕重任意。怒而廻眼、猛獸忽斃、咲而舒眉、稚子早懷。丹款顯面、桃花不春而常紅、勁節持性、松色送冬而獨翠。運策於帷帳之中、決勝於千里之外。武藝稱代、勇身踰人、邊寨閃武、華夏學文。張將軍之武略、當案轡於前驅、蕭相國之奇謀、宜執鞭於後乘。【田邑麻呂傳記】

また佛教は、奈良時代に於て隆盛を極めたれど、弊害も隨ひて百出せしかば、桓武天皇はその匡正に力めさせられ、最澄・空海の二名僧を信任して、これが革新にあたらしめたまふ。最澄は近江の人にして、既

に延暦七年比叡山上に延暦寺を建てしが、ついで詔を受けて入唐し天台山浙江省台州府國清寺の道邃法師に就きて、天台宗の教理を學び、程なく歸朝してこれを弘めたり。後、第五十六代清和天皇の御代に至り、傳教大師の諡號を賜はりき。

空海は讃岐の人にして、最澄と共に入唐し、長安青龍寺の僧慧果に就きて眞言宗を學び、歸朝の後大いにこの宗旨を弘め、紀伊國高野山上に金剛峰寺を開き、第五十二代嵯峨天皇の深き御歸依を得て、更に京都の東寺を賜はれり。後、醍醐天皇空海に弘法大師の號を諡りた

最澄天台山

まひぬ。この兩宗は、奈良時代の寺院を都市に營みたると異なり、峨々たる山上翠綠の際にその堂塔を設けて、更に森嚴壯重の趣を加へたれば、かへつて衆庶の隨喜渴仰をひけり。加ふるに、いづれも深遠なる教理を探り、加持・祈禱を主として、專ら國家の鎭護を旨としたれば、全く前代の宗教と面目を異にせり。また兩僧の諸國をめぐりて布教に從事するや、つとめて社會の公益を起し、最澄は美濃・信濃の山中に宿舍を建てて旅人の便をはかり、空海は讃岐に萬農池の堤を築きて灌漑に

を巡詣す

空海齋を僧俗に供す

便益を與へしが、なほ、最澄は專ら力を學僧の教育に盡し、空海は詩文書道の發達に貢獻せしうへに、綜藝種智院を京都に開きて、貴賤・僧俗の別なく收容して儒・佛二道を授け、當時政府の亳も庶民教育を顧みざる間に、はやくも庶民宗教學校の魁をなせり。かくてこの兩宗は、ひろく上下の尊信を博して、ます〳〵普及し永く社會に勢力を維持して、以て今日に至れり。

最澄旅舍を建つ　釋最澄（世姓三津氏、近州滋賀郡人也。……其東方行化之時、見信州嶮絶長坂數十里、殆于百折、一日行程纔宿半山、逆旅無館、行客多虞。澄募緣置廣濟・廣極二院。羈人多受其賜。【元亨釋書卷二】

空海萬農池の堤を築く　弘仁十二年（嵯峨天皇）五月壬戌、讃岐國言、始自去年、隄萬農池、工大民少、成功未期。僧空海此土人也。山中坐禪、獸馴鳥狎、海外求道、虛往實歸。因茲道俗欽風、民庶望影、居則生徒成市、出則追從如雲。今離舊土、常住京師、百姓戀慕如父母、若聞師來、必倒履相迎。伏請充別當、令濟其事。許之。【日本紀略前篇十四】

今昔、讃岐ノ國□ノ郡ニ滿農ノ池トテ、大キナル池アリ。高野ノ大師（空海）ノ其ノ國ノ人ヲ哀マムガ爲ニ、人ヲ催テ築給ヘル池也。池ノ廻リ遙ニ遠クテ、堤高カリケレバ、更ニ池トハ不思エデ、海ナドトゾ見エケル。廣サハ彼方幽ナル程ナレバ、思ヒ可遣シ。其ノ池築テ後、不頗レズシテ、久ク有ケレバ、其ノ國ノ人田ヲ作ルニ旱魃スル時ナレドモ、多ノ田此ノ池ニ被助テ有ケレバ、國ノ人皆喜ビ合ヘル事无限シ。【今昔物語卷卅一】

空海の巧書　内裏ノ十二ノ通門ノ内、應天門ノ額ヲ書セ給シニ、應字ノマルナル點ヲ忘レ給テ、既ニ額ヲ打後ニ見付給テ、驚テ筆ヲ染テ投上給シカバ、其所ニマ

ロ點ハチトモ不違ハシテ、ウツクシク付ニケリ。見人手ヲ打アザム事限無侍キ。【水鏡下】

最澄の學僧養成　勸奬天台宗年分學生式（抄出）

凡天台宗得業學生數定一十二人者、六年爲期、一年闕二人即可補二人。其試得業生者、天台宗學衆俱集會學堂、試法華・金光明二部經訓、若得其第具注籍名、試業之日申送官。若六年成業預試業例、若不成業不預試業例。若有退闕具注退者名幷應補者申替官。

凡此宗得業者、得度年即令受大戒。受大戒竟一十二年不出山門、令勤修學。初六年聞慧爲正、思修爲傍。一日之中、二分內學、一分外學、長講爲行、法施爲業。後六年思修爲正、聞慧爲傍。止觀業具令修習四種三昧、遮那業具令修習三部念誦。

凡此天台宗院、差俗別當兩人、結番令加檢校、兼令禁盜賊酒女等、住持佛法、守護國家。

以前八條式爲住持佛法、利益國家、接引羣生、從生進善。謹白

弘仁九年八月二十七日　前入唐求法沙門最澄上

空海の庶民教育　綜藝種智院式幷序（抄出）

或有人難曰、國家廣開庠序、勸勵諸藝、霹靂之下、蚊響何益。答、大唐城、坊坊置閭塾、普教童稚、縣縣開鄉學、廣導青衿。是故才子滿城、藝士盈國。今是華城、但有一大學、無有閭塾。是故貧賤子弟、無所問津、遠坊好事、往還多疲。今建此一院、普濟朦朦、不亦善哉。

一道人傳受事

右顯密二教僧意樂、兼通外書、任住俗士。有意樂學內經論者、法師心住四量四攝、不辭勞倦、莫看貴賤、隨宜指授。

一俗博士教授事

右九經・九流・三玄・三史・七略・七代、若文若筆等書中、若音若訓、或句讀、或通義、一部一帙、堪發朦朦者住。若道人意樂外典者、茂士孝廉、隨宜傳授。若有青衿黃口志學文書、絳帳先生心住慈悲、思存忠孝、不論貴賤、不看貧富、隨宜提撕、誨人不倦。三界吾子大覺師吼、四海兄弟將聖美談、不可不仰。

一師資糧食事

天長五年十二月十五日　大僧都空海記

文化の隆盛

桓武天皇をはじめたてまつり、以後御歷代の天皇また御心を政治に

教育

詩文

留めて、ます〳〵綱紀の振張をはかりたまひしかば、平安時代のはじめ數代の間は朝威最も盛にして文化も隆盛を極めたり。桓武天皇の都を平安に奠めさせらるゝや、新に大學寮を設け、勸學田を寄せて大いに教育を奬勵したまひしかば、講堂・寮舍の結構整備すると共に、文教勃然として起れり。中にも嵯峨天皇は大いに詩文を好みたまひ、爾來歷朝これを貴びたまひしかば、漢文學特に發達して勅撰の詩文集もあらはれ、文章は經國の大業なりとて、

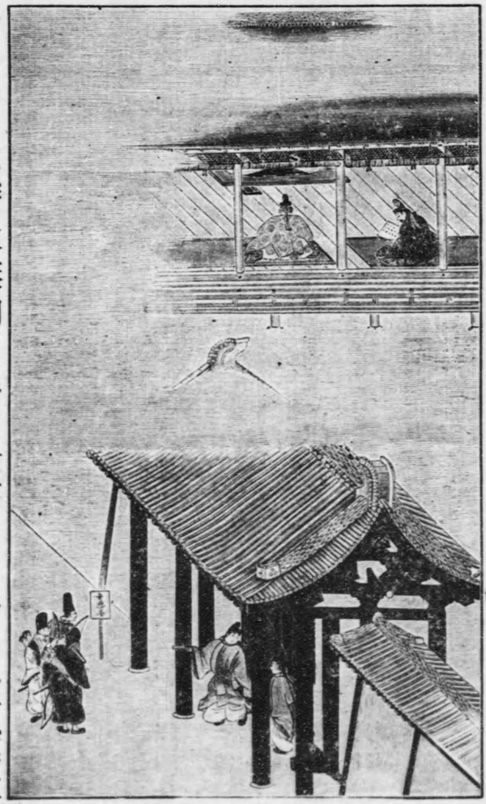

小野篁の廣才

書道

經國集と題するに至りし程なり。從ひて小野篁・都良香の如き著名なる文學者輩出して、空海などと共に才藻を以て稱せられしも、詩は唯唐の白樂天の調をのみ慕ひ、文もまた六朝の四六駢儷を模して、字句の彫琢を主とするの傾あり。書道は專ら晉の王羲之の流を傳へ、嵯峨天皇は空海・橘逸勢と共に草隷を巧にしたまひ、殿閣諸門の額に染筆して、三筆の譽を得たまひしが、いづれも筆力雄渾後世の規範とたゝへらる。

小野篁の詩情　閇閣唯聞朝暮鼓　登樓遙望往來船（行幸河陽館弘仁御製）

故賢相傳云、白氏文集一本詩、渡來在御所、尤被秘藏。人敢無見此句在彼集。叡覽之後、卽行幸此觀有此御製也、召小野篁令見。卽奏曰、以遙爲空寂美者。天皇（○嵯峨天皇）大驚、勅曰、此句樂天句也、試汝也。本空字也。今汝詩情與樂天同也者。文場故事尤在此事、仍書之。【江談抄第四】

都良香の名吟　同人（○都良香）羅城門を過とて、

氣霽風梳新柳髮